

目 次

第 1 号 (12月13日)

○議 事 日 程
○出 席 議 員
○欠 席 議 員
○地方自治法第121条による説明員の職氏名
○議会事務局出席職員
○開会宣告・開議宣告
○諸 般 の 報 告
○日程第 1 会議録署名議員の指名について
○日程第 2 議会運営委員長報告
○日程第 3 会期の決定について
○日程第 4 行政報告
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
○日程第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について
○日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めること について)
○日程第 9 認定第 1号 令和4年第3回定例会付託 議案第8号 令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定 について
○日程第10 認定第 2号 令和4年度第3回定例会付託 議案第9号 令和3年度上富良野町企業会計決算の認定につい て
○日程第11 町の一般行政について質問
1 番 佐 藤 大 輔 君
1 予約型乗合タクシー利用料金の一律化について	
2 高校生まで医療費無償化について	
3 ふるさと応援モニター事業について	
1 2 番 小 林 啓 太 君
1 斉藤町政のここまでの自己評価と来年度の取組について	
6 番 林 敬 永 君
1 特別養護老人ホーム (ラベンダーハイツ) の運営について	
2 防災行政無線の運用について	
3 ごみ処理の対応について	
4 主要事業施策の政策決定のあり方について	
1 0 番 井 村 悦 丈 君
1 草分防災センターについて	
2 学校給食費無償化について	
9 番 島 田 政 志 君
1 デジタル化について	
2 社会教育総合センターの体育施設利用の予約方法について	
5 番 金 子 益 三 君
1 不足する保育士等の確保に対する対応について	
2 町立病院へ小児科を設置について	
3 積極的な情報公開への対応について	
○散 会 宣 告

目 次

第 2 号 (12月14日)

○議 事 日 程
○出 席 議 員
○欠 席 議 員
○地方自治法第121条による説明員の職氏名
○議会事務局出席職員
○開 議 宣 告
○諸 般 の 報 告
○日程第 1 会議録署名議員の指名について
○日程第 2 町の一般行政について質問
3 番 湯 川 千悦子 君
1 道の駅の設置について
2 不登校の子供の対応について
4 番 米 澤 義 英 君
1 土地利用規制法について
2 介護保険について
3 農業振興について
4 子育て支援について
5 教育行政について
2 番 荒 生 博 一 君
1 学校給食について
2 町ホームページの統計について
8 番 中 瀬 実 君
1 物価高に対する生活弱者への支援対策は
2 第9次農業振興計画の重点施策について
○日程第 3 議案 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度上富良野町 一般会計補正予算(第9号)
○日程第 4 議案第 9号 上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手 当支給条例の一部を改正する条例
○日程第 5 議案第 2号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)
○日程第 6 議案第18号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)
○日程第 7 議案第 3号 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
○日程第 8 議案第 4号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)
○日程第 9 議案第 5号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4 号)
○日程第10 議案第 6号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第5号)
○日程第11 議案第 7号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4 号)
○日程第12 議案第 8号 令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)
○日程第13 議案第10号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○日程第14 議案第11号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
○日程第15 議案第12号 上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する 条例
○日程第16 議案第13号 上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する

		条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
○日程第17	議案第14号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
○日程第18	議案第15号	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
○日程第19	議案第16号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例
○日程第20	議案第17号	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
○日程第21	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
○日程第22	発議案第1号	上富良野町議会の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
○日程第23	発議案第2号	議員派遣について
○日程第24	発議案第3号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見について
○日程第25	発議案第4号	高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見について
○日程第26	発議案第5号	学校給食費の無償化を求める意見について
○日程第27	閉会中の継続調査申し出について	
○閉会宣言		

第 4 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第9号))	12月14日	原 案 可 決
2	令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)	12月14日	原 案 可 決
3	上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	12月14日	原 案 可 決
4	令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	12月14日	原 案 可 決
5	令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)	12月14日	原 案 可 決
6	令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)	12月14日	原 案 可 決
7	令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	12月14日	原 案 可 決
8	令和5年度上富良野町病院事業特別会計補正予算(第4号)	12月14日	原 案 可 決
9	上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例	12月14日	原 案 可 決
10	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月14日	原 案 可 決
11	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12月14日	原 案 可 決
12	上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例	12月14日	原 案 可 決
13	上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	12月14日	原 案 可 決
14	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	12月14日	原 案 可 決
15	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	12月14日	原 案 可 決
16	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例	12月14日	原 案 可 決
17	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月14日	原 案 可 決
18	令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)	12月14日	原 案 可 決
		12月14日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	認 定	12月13日	
	令和5年第3回定例会付託 議案第8号 令和4年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	12月13日	認 定
	令和5年第3回定例会付託 議案第9号 令和4年度上富良野町企業会計決算の認定について	12月13日	認 定
	行 政 報 告		
	町の一般行政について	12月13・ 14日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	12月13日	報 告
2	議員派遣結果報告について	12月13日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	12月13日	報 告
4	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	12月13日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	12月14日	同 意 可 決
	発 議		
1	上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	12月14日	原 案 可 決
2	議員派遣について	12月14日	原 案 可 決
3	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見について	12月14日	原 案 可 決
4	高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見について	12月14日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
5	学校給食費の無償化を求める意見について	12月14日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	12月14日	原 案 可 決

令和5年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和5年12月13日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 12月13日～14日 2日間
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について
第 8 報告第 4号 専決処分^{（1）}の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
第 9 認定第 1号 令和5年第3回定例会付託
議案第 8号 令和4年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第10 認定第 2号 令和5年第3回定例会付託
議案第 9号 令和4年度上富良野町企業会計決算の認定について
第11 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1番	佐藤 大輔君	2番	荒生 博一君
3番	湯川 千悦子君	4番	米澤 義英君
5番	金子 益三君	6番	林 敬永君
7番	茶谷 朋弘君	8番	中瀬 実君
9番	島田 政志君	10番	井村 悦丈君
11番	北條 隆男君	12番	小林 啓太君
13番	岡本 康裕君	14番	中澤 良隆君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤 繁君	副町長	佐藤 雅喜君
教育長	鈴木 真弓君	代表監査委員	中田 繁利君
農業委員会会長	井村 昭次君	会計管理者	及川 光一君
総務課長	北川 徳幸君	IT・組織機構担当課長	宮下 正美君
企画商工観光課長	狩野 寿志君	町民生活課長	山内 智晴君
保健福祉課長	深山 悟君	保健福祉健康づくり担当課長	星野 章君
農業振興課長	安川 伸治君	農業委員会事務局長	林下 里志君
建設水道課長	菊地 敏君	教育振興課長	谷口 裕二君
ラベンダー・ハイツ所長	鎌田 理恵君	町立病院事務長	長岡 圭一君

○議会事務局出席職員

局長	星野 耕司君	次長	飯村 明史君
主事	進 梨夏君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和5年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

本定例会は12月8日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果報告、所管事務調査報告、広報特別委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和5年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 茶 谷 朋 弘 君

8番 中 瀬 実 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（中澤良隆君） 日程第2 議会運営委員長

報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英。

○議会運営委員長（米澤義英君） ただいまから、令和5年第4回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案18件、議長から提出の報告案件4件、認定案件2件、議員から提出の発議案件5件であり、去る11月21日、12月6日、議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議、並びに本定例会までに受理しました8件の陳情、要望の取扱いについて審議し、3件については採択とし、意見書を発議することといたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議しました。

通告期限までに、佐藤大輔議員外9名の議員から通告があり、質問の順序は先例により、通告書を受理した順で、本日14日に6名、15日に4名が質問を行うことといたしました。質問の要旨は、本日配付のとおりであり、方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、12月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から12月4日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での審議結果を御報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

申し訳ありません。ちょっと訂正いたします。

申し訳ありません。訂正箇所を述べさせていただきます。

一般質問の行政についての質問のところで、本日14と15というふうになっておりましたが、13と14に訂正させていただきます。申し訳ありません。

ということで、大変申し訳ありませんが、報告とさせていただきます。

あと、定例会の開催についての提出案件の状況などを検討した結果、本日から12月14日まで、日を除くという形で、14という形で訂正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営委

員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（中澤良隆君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月14日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（中澤良隆君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、去る9月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、名誉町民称号授与式についてであります。11月3日、社会教育総合センターを会場に挙行し、前上富良野町長の向山富夫氏に第10号名誉町民の称号を授与いたしました。

改めて、受賞された向山氏のこれまでの御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、令和5年度町表彰式についてありますが、11月3日、社会教育総合センターを会場に挙行したところであります。

町の関係では、永年にわたり地方自治の振興発展に貢献された2名に自治功労表彰を、また、社会福祉の増進に貢献された3名、町の文化及び芸術の発展に貢献された1名の計4名に社会貢献賞を、地域の模範となる町の観光推進及び環境美化活動に熱心に取り組まれている1団体に善行表彰を授与いたしました。

教育委員会関係につきましては、文化賞3名、文化功労賞3名、文化奨励賞12名、スポーツ賞1名、スポーツ功労賞1名、スポーツ奨励賞2団体及び10名を表彰いたしました。

国の栄典関係では、11月3日発令の危険業務従事者叙勲につきましては、防衛功労として、2名が瑞宝双光章を、4名が瑞宝単光章を受賞されたところであります。

改めて、受賞されました皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、令和2年度に実施した日の出公園駐車場用地取得に関する住民訴訟についてであります。地方自治法の規定に基づき、令和3年5月21日付けで、町民3名によって旭川地方裁判所に提訴されたことから、同年5月31日付けで同裁判所から第1回口頭弁論記述呼び出し状及び答弁書、催告書の送達を受けたところであります。

本訴訟に関する裁判手続については、令和3年6月29日から令和5年9月26日の期間において、2回の口頭弁論手続と13回の弁論準備手続が行われ、最終的には、去る12月5日に原告の請求をいずれも棄却する旨の判決が出されました。

行政が実施する各施策については、個々の意見が様々であることは理解しております。議員の皆様はもちろん、町民の皆様のご多くの御理解を得られるよう、引き続き行政執行を行ってまいります。

次に、自衛隊関係についてありますが、11月6日から7日に、富良野地方自衛隊協力会により、陸上自衛隊上富良野駐屯地体制の堅持に関する要望を、11月13日から14日に、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部により、上富良野駐屯地の体制強化、さらなる拡充及び演習場の拡張を求める要望を防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

また、中央要望を、北海道基地協議会により、10月23日に在札要望を、27日に中央要望及び小中学校における除湿設備設置助成事業への早期支援に関する緊急要望を、11月9日に機器予算関係の中央要望を、北海道駐屯地連絡協議会により、11月8日に中央要望を関係機関に行ってきたところであります。

記念行事関係では、9月23日に第3地对艦ミサイル連帯記念行事、10月1日に南恵庭駐屯地第3施設団記念行事、10月15日に北部方面隊記念行事、10月22日に多田弾薬支所及び多田分屯地記念行事に参加してきたところであります。

また、10月7日に令和5年度で廃止される第4特科郡の記念碑の除幕式に参加したところであります。

次に、北海道応援セミナー参加についてありますが、11月1日に東京都で開催された北海道応援セミナーに参加したところであります。

翌2日に町内に事業所等を有する企業等を訪問し、引き続き本町での事業継続拡大、雇用について御協力をお願いなどをしてきたところであります。

今後におきましても、町のトップセールスとして、町のPR活動や町内企業の活動に対して、フォローアップを実施してまいります。

次に、ジオパーク全国大会についてであります。10月27日から29日に千葉県銚子市で開催された第13回日本ジオパーク全国大会関東大会に、ジオガイドメンバーやジオパーク推進協議会会員とともに参加をしてきたところであります。

今後におきましても、十勝岳ジオパークが丘と火山が織りなす彩りを基調とした、さらなる魅力に引きつけるような展開と、この地域が協力して火山と共生するまちづくりを進めるための活動や、ジオツーリズムの推進に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてであります。75歳以上の高齢者及び医療、介護施設従事者を対象に、9月25日から10月6日まで実施し、1,475人が接種を終えたところであり、これまでワクチン接種に御協力をいただいた医療機関に対しましては、心より感謝を申し上げます。

なお、12歳から74歳までの方々へのワクチン接種につきましては、令和6年1月25日から開始できるよう準備を進めてまいります。

次に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受け、家計への影響が大きい低所得世帯に対する臨時的な措置として実施しました新型コロナウイルス関連対策、価格高騰緊急対策、生活支援事業であります。非課税世帯及び生活保護世帯に対して3万円を1,241件、3,723万円、低所得世帯臨時特別給付金支給事業として、北海道から1万2,000円、町から所得割のみ非課税の世帯に1万8,000円を交付し、町として289件、520万2,000円、合計で1,530件、総額4,243万2,000円を交付したところであります。

次に、農業関係のイベント実施状況についてであります。町内産業団体で構成する上富良野産産にぎわい協議会主催による、2023かみふらの収穫祭が10月7日に上富良野町公民館を会場に開催されたところであります。町内産の新米をはじめ、採れたて野菜、地ビールの販売や地元食材にこだわったフードブースの設置、上富良野小学校スクールバンドの演奏や餅まきなど、様々なアトラクションに多くの皆様の御来場をいただいたところであり、イベントを通じて、地元農畜産物への理解や、町民同士の交流が深まったところでございます。

次に、上富良野町の農業・農村を語る会について

であります。これまで農林水産省で全国各地の農業・農村づくりを実践してきました北海道開発局、旭川開発建設部長の岩下幸司氏を講師にお招きし、町の将来を担う若い世代の農業に従事されている方を対象として、上富良野町農業の強み、弱みとその分析から、地域農業の活性化と新たな事業展開などをテーマに、12月6日にJAふらの上富良野事務所で開催し、30名の参加をいただいたところであります。

参加された皆様から、農業・農村づくりに対する強い意欲と大きなエネルギーを感じ、この語る会をきっかけとして、意識の向上や地域、人とのつながりを深めていくことで、さらなる農業の発展に資していくものと期待をしているところであります。

今後におきましても、当町の農業・農村づくりに必要な担い手を育成する機会の提供を引き続き行ってまいります。

次に、道路整備にかかる全国大会等への参加についてであります。10月19日に長野市にて、国土強靱化の推進や道路整備の計画的勝着実な実現を目的に開催された全国道路利用者会議第73回全国大会に、11月1日に東京都で開催された北海道命の道づくりを求める東京大会及び国土交通省との道路行政に関する意見交換会に出席し、地域産業の活性化や安全・安心な暮らしを支える道路整備の要請活動を行ってきたところであります。

また、11月8日には東京都で開催されました安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席したところであります。

次に、第60回総合文化祭についてであります。11月1日から11月5日までの5日間、社会教育総合センターを会場に開催し、延べ2,119名の方々に御来場いただきました。今回は60回の節目の開催としまして、陸上自衛隊第2音楽隊による記念コンサートを催したほか、町民コンサートにおいて、出演者総勢130名による記念合唱が行われ、文化祭に花を添えていただきました。

また、町民の日頃の文化活動等を披露し、親しむ機会としまして、作品展示や町民コンサート、小さな音楽会、芸能発表、書道・茶道体験などの事業が盛会に実施されたところであります。

次に、児童生徒のスポーツ活動等についてであります。10月8日から開催された令和5年度特別国民体育大会の空手道競技少年男子型の部に恵庭南高校の村上泰都とさんが出場されました。このほか、全道大会等に多くの児童生徒が出場されており、健闘されました児童生徒の皆さんに拍手をお送りするとともに、今後におきましても、当町の子もたちが各方面で活躍していただくことを期待する

ものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります
が、9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設
工事は、10月25日現在、件数で7件、事業費総
額1億1,569万7,000円で、本年度累計で
48件、事業費総額1億7,635万7,000円
となっております。

なお、お手元に令和5年度建設工事発注状況を配
付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存
じます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、行政報告を
終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 報告第1号例月
現金出納検査結果報告について、監査委員より報告
を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査
結果について御報告いたします。概要のみ申し上げ
ますので、御了承賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執
行いたしましたので、同条第3項の規定により、そ
の結果を御報告いたします。

令和5年度会計の令和5年8月分から10月分
について、検査の概要及び結果を一括して御報告いた
します。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、
各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりで
あり、現金は適正に保管されていることを認めまし
た。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたも
のと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページ
に添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたしま
す。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御
質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これ
をもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告につ
いて終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 報告第2号議員
派遣結果報告について、報告を求めます。

初めに、議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） ただいま上程い
ただきました報告第2号議員派遣結果報告につい
て、議案を朗読をもって説明申し上げます。

報告第2号議員派遣結果報告について。

議員派遣結果について、別紙のとおり報告があっ
たので提出する。

令和5年12月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆。

記。

議会運営委員会委員長、米澤義英。

議会広報特別委員会委員長、佐藤大輔。

議員派遣結果報告書。

令和5年第3回定例会において、議決された議員
派遣について、次のとおり実施したので、その結果
を報告する。

令和5年12月6日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

議会運営委員会委員長、米澤義英。

記。

1、町内行政調査。

（1）調査の目的及び経過。

今後の議会活動に資することを目的に、令和4年
度及び令和5年度中に発注した町内公共施設建設工
事や財政援助を行った施設及び行政課題の公共施設
等を対象に現況を視察調査した。令和5年10月1
6日の1日間で町内6か所の公共施設を議員14名
の出席により調査を行った。

（2）調査施設及び実施内容。

①町立病院改築工事。

②東1線簡易舗装工事、南部地区土砂流出対策
工事。

③新子どもセンター建設工事。

④農地防災上富良野町上富良野地区日の出第1号
排水路工事。

⑤泉町南団地公営住宅5号棟新設工事、外構整備
工事、公設柵新設工事。

⑥郷土館ジオパーク。

上富良野町議会において、町内行政調査を町内行
政調査実施要領に基づき実施し、公共施設における
現状や諸課題などについて視察調査をするなど、所
期の目的を達することができた。

2、上川町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、令和5年10月19日に旭川市で開
催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に1
3名が参加した。

（2）研修の結果。

早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、中村健
氏による住民から期待される議会になろうとして議

会の役割など。

②文藝春秋執行役員月間文藝春秋編集局長、新谷学氏による、スクープに見る企業の危機管理としての企業、自治体、政治家の危機管理などの講演を聴講し、今後の活動の参加となった。

以上、報告といたします。

○議長（中澤良隆君） 次に、議員派遣結果報告について、広報特別委員長、佐藤大輔君。

○広報特別委員長（佐藤大輔君） 引き続き、1ページ目を御覧ください。

議員派遣結果報告書。

令和5年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和5年12月7日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

議会広報特別委員会委員長、佐藤大輔。

記。

件名、先進地町村行政調査及び広報技術研修。

1、調査の目的及び研修の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をより分かりやすく町民に知らせるための広報誌発行に関する調査、研究を目的として、令和5年11月16日から17日の2日間、上川管内鷹栖町議会と後志管内仁木町議会において視察研修を行った。

2、調査の結果。

(1)鷹栖町議会広報広聴常任委員会。

①町の概要につきましては、後ほど御高覧ください。

②調査跡。

議会広報の編集と構成について。委員会の運営内容について。委員と事務局の役割分担について。委員の意識と町民の評判について。これからの課題について。

2ページを御覧ください。

③調査結果。

発行当初の名称は、みんなの議会であったが、新しい名称を公募し、全議員の投票により、平成25年3月定例会合から名称をたかす議会だより孔雀草とした。

委員会は、議長を除く全ての議員で構成され、年4回発行している。

開かれた議会の実現に向け、より多くの町民に読んでもらうこと、議会活動に関心を持ってもらうことを目指し、読みやすさ、分かりやすさ、インパクト、正確性を編集方針としている。

広報誌の構成は、定例会報告、臨時会報告、質疑・討論、一般質問、委員会報告、意見書の提出、企画記事、私の一言、議会の動き、研修報告、一般

質問、その後を追跡、ボイスとなっていた。

今後の課題として、議会だよりがどのくらい読まれているか調査が必要であること。現在2名の議員が中心となり、斬新な紙面をつくっているが、任期もあるため、紙面のクオリティー維持が可能かどうかは不透明であることなどが挙げられていた。

(2)仁木町議会広報編集特別委員会。

①町の概要につきましては、後ほど御高覧ください。

②調査項目。

議会広報の編集と構成について。委員会の運営内容について。委員と事務局の役割分担について。委員の意識と町民の評判について。これからの課題について。

③調査結果。

仁木町議会の広報は、広報編集特別委員会により作成され、名称は議会だよりにきで、年4回発行している。

議会広報充実に向けた取組として、カラー印刷や議員イラストの導入、子どもや家族をテーマにした表紙、裏表紙のシリーズ化を図っていた。

また、議会だよりとは別に仁木ぶち通信を定例会月に年4回発行していた。

広報誌の構成は、定例会、臨時会、議案等の審議内容、意見書、決議書、請願・陳情の審査結果、常任委員の活動報告、一般質問、企画記事、最終面となっていた。

今後、議会だより本来の目的を見失わないよう、原点に立ち返る意味で、コンクールの参加は控えるが、道外視察や広報研修会へは継続して参加し、広報誌のさらなる充実を図るとのことであった。

また、人口が少ないことと少子化の影響から、表紙写真の被写体選定が困難になるであろうことを課題として挙げていた。

3ページをお開きください。

3、まとめ。

鷹栖町議会では、平成26年に議会法モニター制度を開始し、平成27年には広報広聴活動を重視していくために常任委員会化を果たした。しかし、町議会議員選挙は、平成23年、平成27年と無投票が続いていたため、危機感を抱いた当時の議会は町民に議会への関心を持ってもらうために、平成30年から全ての議員での広報誌作成を決断した。

同年、全国町村議会広報研修会での学びを生かし、定例会の概要を翌月に知らせる速報版を発行。

また、全国町村議会広報クリニックにおいて、どのような議会法を目指すかを考え、それを実現するための編集方針をつくるべきと学び、9月定例会から全ページを議員が作成することとした。

令和元年9月には、それまで議会事務局が作成していた本会議傍聴用の案内チラシを議員自ら作成することとし、12月定例会では中吊り広告風のデザインを採用し発行したが、これがインパクトのあるチラシと話題を集め、傍聴者が2倍以上になった。

令和2年3月から、町民が議会に参加する取組として、議員の一般質問を採点する一般質問の通信簿と銘打った大胆な取組の施行を開始した。

同年12月には、傍聴ガイドブックを作成し、傍聴者はもちろん、町民に議会のルールを少しでも知ってもらえるよう務め、令和3年3月には、ニコちゃんシールを使った評価を試行的に実施。令和4年3月には、Xの運用を開始するなど、ここ数年間の様々な取組によって多くの成果を上げている。

仁木町議会は、町民が思わず手に取って読みたくなる議会広報誌づくりを目指し、研修での学びを即座に取り入れ、誌面のリニューアルを繰り返すことで、幾度も議会広報コンクールで賞を受賞してきた経緯があり、視察研修先として、数多くの自治体を受けて入れている。

議会広報編集に関する注意事項として、①議会だよりは議会広報特別委員会が編集し、その発行責任は議長が負うということに鑑み、各委員は他の委員と十二分に協議し、独善的な編集は現に慎むべきであること。②議会だよりの発行後、住民及び執行機関または議員から掲載記事に対する疑問点が出された場合には、議会広報特別委員会で決定したことを基本に、責任を持って説明すること。③たとえ公表したことにより、議会や一部の議員に不利益が生じたとしても、議員最大の権限である議決権を行使した結果であるので、議会の審議内容を隠すことなく伝えることを掲げていた。

編集における技術的な部分のさることながら、町広報誌との住み分けや、編集委員として持ち合わせるべき姿を常に確認し合っている。

議員定数も影響していると思われるが、両町ともに議長を除く全ての議員が議会だよりに携わる委員であり、議会総がかりで誌面づくりに当たっている印象を受けた。

我が町では、一般質問や委員会の報告など、委員以外の議員の原稿の作成を依頼することはあるが、今後は委員以外の議員に対し、これまで以上に、編集過程の中で適切な情報を提供するとともに、特集記事の作成時や紙面のリニューアル時に丁寧な説明を行うことを心がけたい。

研修先で承った全員協議会や委員会での質疑内容を掲載することに違和感はないとの言葉が象徴するように、自治体によって積み重ねてきた議会だよりの歴史に違いはあるが、真に開かれた議会を目指す

のであれば、町民の知りたいに真摯に向き合う姿勢が重要であることを学ばせていただいた。

我が町も限られた予算の中で、目を引く表紙や見やすいレイアウト、ページをめくりたくなるようなインパクトのある見出しなど、さらなる進化を目指し努力したい。

4ページ目、5ページ目は、後ほど御高覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 報告第3号委員会所管事務調査報告について報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） 報告第3号について、朗読をもって委員会事務調査報告をさせていただきます。

報告第3号委員会所管事務調査報告について、次の委員会から上富良野町議会会議規則第75条の規定により、申し出のあった閉会中の継続調査について、同規則第77条の規定により、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年12月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、上富良野町外会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の事件について調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

令和5年12月16日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

議会運営委員会委員長、米澤義英。

記。

調査事件名。

議員定数の削減について。

1、調査の経過。

本委員会は、令和5年、2023年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出をした先進市町村行政調査の調査事件名を議員定数の削減について決定し、令和5年、2023年9月から議会の委員会を開催して調査を行い、10月30日釧路管内白糠町議会で、11月1日釧路管内標茶町議会で議員定数の削減について先進事例の調査を行っ

た。

2、調査のテーマについて。

本町は、平成15年、2003年8月執行の上富良野町議会選挙において、議員定数20名から18名に2名削減し、平成19年、2007年8月執行の上富良野町議会議員選挙においては、議員定数を18名から14名に4名削減した経緯があるが、その後、議員定数については、平成21年、平成27年、2015年、令和4年、2022年にそれぞれ議員間で議論を行った結果、現状の14名とすることに決定していた。

近年、本町においても人口減少が進み、人口が1万人を切るような状況になってきたことに加え、近隣の市町村においても、この間、議員定数の削減が行われたきた状況にあるため、改めて本町の議員定数について見直し等が必要なことから、調査テーマを議員定数の削減についてとしました。

3、調査の概要。

令和5年、2023年4月23日執行の統一地方選挙において、道内126市町村で73市町村が議会議員の選挙が行われ、53市町村が無投票となった。このうち、釧路管内の白糠町及び標茶町が議員定数を削減しても選挙が行われた町であることから、先進地調査と決定をいたしました。

白糠町の概要、標茶町の概要については、既に配付し、読んでいただいているものと思いますので、まとめのみを報告させていただきます。

5ページ目を御覧いただきたいと思います。

4、まとめ。

今回訪れた白糠町では、2期連続で選挙が行われなかったことで、議員の中から定数見直しの意見が出ていた。初めの無投票選挙のときは特別委員会を設置したが、定数と報酬は現状維持との結論になった。2回目の無投票選挙のときは選挙2か月後に特別委員会を設置して議論を深めた結果、定数減と考える議員と現状維持と考える議員の意見が二つに分かれ、双方とも一歩も引かない状況の中で、町民アンケートの実施などを経て、全体で合意形成する予定であったが、結果として多数決での議決となった。

結果は、削減5人、現状維持5人であり、最終的に委員長が削減に賛成し、6対5で定数1名の削減となった。

また、この削減の背景には、偶然2期連続で途中1名の議員がお亡くなりになり、定数1名減で議会運営されてきたが、このことも町民感情にあったことに重なっていた。

標茶町では、無投票の選挙は今まで一度も行われていないが、人口減少に伴い、平成10年の20名

から現在の12名の定数へと、常に議員定数の見直しを図っている。

清掃の町として、常に議会内で対立があったことから、議長より諮問を受けて議会運営委員会で話し合う場所をつくり、情報を全議員で共有する機会を増やしてきた。

どちらの町も議会内では定数に対して減らさないほうがよいと考える方が多く、町民は減らしたほうがよいと考える方が多いという傾向が見てとられた。

本町においても、この間、町議会議員選挙の立候補者は常に定数を超え、選挙となっている状況にはあるが、近年の人口減少に加えて、過去に1から2名減で議会運営されている状況も鑑みながら、議論が望まれ、住民からの意見も今後の議員定数においては十分に考慮する必要がある。

また、今回の視察した町においては、白糠町は報酬を議員の10%相当分を議長以下全ての議員に上乘せすることとして、標茶町では報酬は現状維持だが、平成31年、2019年度支給期末手当を100分の450と改定がされていた。報酬と定数は同時に考えるべきものではないが、議員のなり手不足解消に向けた身分保障や社会保障制度導入なども今後の課題である。

どちらの議会においても、定数に関しては議論が紛糾し、答えを出すまでには大変な苦労があったことが伺えた。

一方、報酬について、現状、当が多いと感じている議員はほとんどおらず、基本的には少ないと感じているといった点で、一定の合意形成にたどり着くのは難しくなさそうであった。

今回の調査を通じて、議員がなぜ基本的に議員が多いほうが議会にとってよいと考えているのか。また、町民が議員を減らしたほうがよいと考えている本質的な問題点はどこなのか、どうすればこの点の考え方の不一致を解消できるのかを考えるに至った。

議会と町民が丁寧にコミュニケーションを取りながら話し合いを進めていくべきではないかと思う。でなければ、定数においても、報酬においても、何のためにそうするのかという目的が定まらず、また、その手法も導きも出せないのではないか。そして、いざ変更を断行した暁には、そのことによってどのような効果が得られたのかはしっかりと検証していく必要があると考える。

以上、調査報告結果といたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御質疑がなければ、これをもって、報告第3号委員会所管事務調査報告について終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長(中澤良隆君) 日程第8 報告第4号専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(谷口裕二君) ただいま上程いただきました報告第4号専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについてにつきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和5年9月27日、午前9時45分頃、上富良野中学校敷地内の草刈り作業中、芝刈り機により飛び石を発生させ、民地駐車中であつた車両の後部窓ガラスを破損させたものであります。

この事故の処理に当たりましては、町の管理における草刈り作業中の破損事故のため、町の過失割合を10割、賠償金額を10万9,362円とし、示談が成立したことから、令和5年10月17日付で専決処分を行ったところであります。

職員に対しましては、施設管理業務に当たる場合の安全点検を徹底するよう注意喚起したところであり、今後再発防止に努めてまいります。

このたびの事故を発生したことについて、深くお詫び申し上げます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月17日。

上富良野町長、斉藤繁。

以下、和解の相手及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第4号専決処分の報告についての説明といたします。御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これより、報告第4号について、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御質疑がなければ、これをもって、報告第4号専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについての報告を終わります。

◎日程第9 認定第1号

◎日程第10 認定第2号

○議長(中澤良隆君) 日程第9 認定第1号令和5年第3回定例会で付託されました議案第8号令和4年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第2号令和5年第3回定例会で付託されました議案第9号令和4年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡本康裕君。

○決算特別委員長(岡本康裕君) ただいま上程いただきました認定第1号令和5年第3回定例会付託、議案第8号令和4年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号令和5年第3回定例会付託、議案第9号令和4年度上富良野町企業会計決算の認定についてを朗読をもって報告いたします。

決算特別委員会審査報告書。

令和5年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年9月29日。

上富良野町議長、中澤良隆様。

決算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

付託事件名。

議案第8号令和4年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第9号令和4年度上富良野町企業会計決算の認定について。

1、審査の経過。

本委員会は、令和5年9月27日、28日、29日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行った。その後、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、それを基に全体で審査意見書を作成し理事者へ提出、理事者の所信をただし、表決した。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問及び別記「令和5年（令和4年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については早急に改善または対応して、予算執行に当たられたい。

なお、裏面の令和5年（令和4年度会計決算書）上富良野町決算特別委員会審査意見書については、御高覧いただいているものとして、省略させていただきます。

御審議いただき、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、本件の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号令和4年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号令和4年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第11 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第11 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告してありました3項目、6点につきまして町長にお伺いいた

します。

1項目目、予約型乗合タクシー利用料金の一律化についてでございます。

予約型乗合タクシー利用料金については、平成29年度、令和3年度に実施されたアンケートにおいて一律化を望む声が寄せられておりますが、その多くが郡部在住の町民からであると推察いたします。

町長は以前、同僚議員の同じ質問に対して「地域交通の全体的な在り方を研究する」とし、取り立てて言及してはおりませんが、この事業を通じて「高齢者など交通弱者の移動手段を確保し、高齢化社会に対応したまちづくりの推進」を図るのであれば、たとえ対象人数としては少なくとも、郊外に住む交通弱者の料金に関するニーズに応えることが可能か否か、早期に明確にすべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

2項目目は、高校生までの医療費無償化についてであります。

我が町における中学生までの医療費無償化は、令和4年第1回定例会で条例改正案が上程され、所管委員会付託を経て可決され実現しましたが、対象を高校生まで拡大することについては段階的に判断するとのことで見送られ、議会も同意しております。

しかし、現在、高校生までの医療費無償化は、上川管内でも多くの自治体で実施されており、美瑛町は令和2年4月から、富良野市は昨年12月から、そして中富良野町が本年8月から所得制限を設けず制度の運用を開始しております。

町長は以前、同様の質問に対し、「医療費実績の推移及び財政状況を見極め、効果が一定程度検証された後に検討する」と述べておられますが、移住対策という観点からも、早期に検討段階に入るべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

3項目目は、ふるさと応援モニター事業についてであります。

1点目、10月から返礼品に関連するルールに一部変更があり、全国の自治体で様々な影響が生じているようですが、我が町はいかがでしょうか。

(2)ふるさと納税事業を主な業務とする地域おこし協力隊が10月1日付で採用されました。この体制強化によって今後どのようなことに注力されるのでしょうか。

(3)今秋、我が町の公式ユーチューブチャンネル上において、町長自ら寄附金の使い道の説明と感謝の意を述べた動画が投稿されましたが、動画作成・公開までの経緯をお伺いします。

また、寄附を受ける側の責任として、今後も現状に甘んじることなく、その使い道と成果をより分かりやすく寄附者に示していくべきと思いますが、現

時点で、その手法として決定及び検討しているものがあればお伺いいたします。

(4) 現在、我が町に寄せられた寄附金の多くが基金に積み立てられたままとなっております。近年、寄附金の使い道に関心を寄せる動きは全国的にますます広がりを見せ、総務省も「ふるさと納税で得られた資金が、それぞれの地域でさらに有効に活用されるためには、使い道を地域の実情において工夫する視点が重要」としております。町長が描く将来像を具現化するためにも、寄附者の思いが詰まった寄附金を大いに活用した政策の展開を期待しておりますが、使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る「クラウドファンディング型」の採用と合わせて見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 1番佐藤議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目目の予約型乗合タクシー利用料金の一律化についての御質問にお答えいたします。

予約型乗合タクシーにつきましては、高齢者や障がい者(交通弱者)の交通手段を確保し、生活支援や閉じ籠もりを予防することを目的に、平成23年度から2年間の試行運行を経て、町内でタクシー(一般乗用旅客自動車運送)事業を本業としている2事業者に当該事業の運行を委託し、現在に至っているところであります。

この間、タクシー事業への影響や利用距離による負担の公平性の観点から、現行の利用料金を維持した中で運行してきたところでありますが、利用料金につきましては、議員の御質問にあるように令和3年度に実施したアンケートにおいて、一律の料金設定等を望む意見が寄せられていることも承知しております。

人材不足が予想される中、運行委託事業者の存続を含めた地域交通の維持並びに高齢者や障がい者の交通手段の安定的な確保、そして、農村部のコミュニティ及び交通手段の維持を図るため、6分割していた区域を統合し、高齢者や障がい者が町内のどこに居住していても買い物、通院など生活に必要な地方公共交通を確保するため、利用料金を一律にするよう、令和6年度予算編成を取り進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の高校生までの医療費無償化についての御質問にお答えいたします。

昨年4月から中学生までの医療費無償化を行い、1年半が経過し一定程度の実績が出ているところでありますが、本年5月から新型コロナウイルスが2

類から5類に移行したこともあり、5月以降、コロナ禍での病院への受診の自粛や新型コロナが診療有料化となったことから、医療費が増えている状況ではありますが、今後の町の財政状況を見極めながら、子育て支援、移住対策などの観点からも令和6年度予算編成を取り進めておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目目のふるさと応援モニター事業についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の10月からの返礼品に関連するルールの一部変更による当町の影響についての御質問であります。返礼品や配送料、委託料等のふるさと納税に係る全ての経費を寄附額の5割以内にすることが義務付けられたことにより、一部返礼品の寄附額を上げる対応を行ったほか、返礼品基準の厳格化等により返礼品として取り扱うことができなくなったものについては、返礼品から除外するなどの対応を図ってきたところであります。

次に、2点目の10月1日に採用した地域おこし協力隊が今後どのようなことに注力していくかの御質問であります。ふるさと納税の返礼品の新規開発や既存商品の魅力の発信について再検討(ブラッシュアップ)、新規事業者の開拓、SNSによる情報発信などに力を入れていきたいと考えております。

次に、3点目の動画が公開された経緯と寄附者に対して、その使い道と成果を示していく手法などについての御質問であります。動画を公開した経緯につきましては、納税いただいた皆様に向けたお礼の気持ちと用途についてお伝えするため、自治推進班に指示し編集・公開したものです。

また、寄附金の使い道などにつきましては、ポータルサイトや町のホームページなどで寄附者に対しお知らせしていきたいと考えております。

次に、4点目の寄附金の使い道とガバメントクラウドファンディングについての御質問であります。ふるさと納税につきましては、一度基金に積み立て、翌年度支消して、寄附者の意向に沿った事業に充当し有効に使わせていただいている状況がありますので、今後も予算編成の中で、どの事業に充当していくかをしっかりと考えながら進めてまいりたいと考えております。

また、ガバメントクラウドファンディングにつきましては、寄附者の方々が共感できる事業を町が行っていく場合は有効な手段の一つだと認識しています。メリットは手軽にできること、内容によっては多額の資金調達も期待できること、財政負担の軽減などがあります。デメリットは時間がかかること、目標まで届かない可能性があること、資金調達

ができなければ自己負担が発生または返金の対応などがあります。このような性格であることから、資金が集まったら行うではなく、集まらなくても行わなければならない事業を行う場合はガバメントクラウドファンディングを活用することも一つの方法と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたします。

10時25分までといたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ありますか。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 張り切ってやらせていただきます。

1項目目の乗合タクシー料金の一律化について、再度お伺いいたします。

非常に前向きな答弁であったかなというふうに思っております。そこで確認なのですが、町長先ほどの御答弁の話の流れからすると、一律200円という方向で検討されているのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

一律200円で検討しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 町長おっしゃるように、負担の原則というところから、やはり移動距離に応じた料金を支払うべきではないかという町民の声も聞かれます。ただ、やはり人と直接お会いしてお話するということが困難な環境にある郡部在住の方のことを思いますと、今回の町長の一律200円というところで検討しているという姿勢を支持させていただきたいと思っております。

続きまして、2項目目の高校生までの医療費無償化についてであります。これもちょっと確認させていただきたいのですが、答弁の中ではなかなか読み取れなかったのですが、医療費の無償化を高校生にまで拡大するというのを令和6年の4月から、そういった制度を運用するという方向で今検討中という捉えでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和6年度からできるように予算編成にこれから取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） とんとんと二つ終わりそうでございます。

一度進んで、一歩進み出してしまいますと、なかなか後戻りできないというところで、隣町の美瑛町の担当者から聞いても、思いのほか財源的になかなか町の負担というのがあるというところも聞いておりますので、それらも含めて実現に向けて検討していただければと思います。

続きまして、3項目目のふるさと応援モニター事業について、再度質問させていただきます。

1点目の返礼品のルール変更による影響についてでございます。先ほど町長の答弁をお聞きいたしまして、昨年度、合わせて1億円を優に超える寄附がありました。我が町の主力返礼品と言っているビール2種の返礼品の受付が、この10月1日から止まっているということを知っております。町長が先ほどおっしゃったように、基準の厳格化というものが影響していると思われませんが、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1番佐藤議員の御質問にお答えします。

ビールにつきましては、2種のビールが出ていましたが、1種類のビールについては現在返礼品として取扱いを行っているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 返礼品2種のうち、1種は返礼品として取扱いが再開されて、もう一つはちょっと基準の厳格化により止まっているという状況だということで承知をいたしました。

恐らく、今返礼品の商品名はおっしゃらなかったおで、あえて返礼品Cという表現をさせてもらいますけれども、頭文字を取って、恐らくそっちかなと思いますけれども、聞くところによると、国内産ホップのうちの道内産は100%が上富良野産が使用されているということを知っておりますし、何しろこのホップの試験栽培が始まってから、ちょうど今年100年という節目を迎えるわけでございますので、先人たちの並々ならぬ御苦労があって、また、その先人たちの御苦労を引き継いでこられた方々の努力があって今があるということからも、や

はりの返礼品Cにつきましても、こちらの再開に向けて、町長の政治力を発揮されることを期待するところでございます。

ちなみに、先ほど返礼品、このビール2種、1億円を超える、令和4年度で言えば1億数千万円の寄附が集まっているものと思われまじけれども、令和5年度当初予算においては、ふるさと納税の寄附として6億円を想定していたものと思われまじ。10月1日からの制度ルール改正によって、9月に年末並の駆け込み寄附があったということは聞いておりますけれども、現時点で、ビールの影響等によって今年度の6億円到達というのはかなり厳しい状況にあるのかなと思われまじますが、その点確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1番佐藤議員の御質問にお答えします。

総務省のほうからの厳格化ルール等によりまして、一時期ビールの取引ができなくなったこともあったと思われまじ。

現在、9月の駆け込みもありますし、今12月の駆け込み等も結構な数の方が返礼品として当町の返礼品をお選びいただいているところでございます。

今月がどれぐらい入ってくるのかによりまして、目標の6億円に達成できるかどうかと思われまじ。目標は目標として6億円として設定してございまじ。それに向けて、少しでも多くの方が選んでいただけるようなPRとか、仕方とかそういうのは工夫していきなたいというふうを考えてございまじので、御理解賜りたいと存じまじ。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 6億円に向けて、鋭意努力されているということで承知をいたしまじ。応援させていただきます。

続きまして、2点目の協力隊の採用による体制強化によって、今後どのようなことに力を入れていくのかということについてでございます。申し上げるまでもなく、ふるさと納税制度は町内の返礼品事業者の存在が必要不可欠であります。そして、そのことを踏まえた今回の体制強化であると私は受け止めてございまじ。

そこでお伺いいたしまじけれども、他の自治体では新規事業者向けの説明会であったり、また既存の事業者向けの研修会及び勉強会というものを開催しているという聞いてございまじ。先ほどの町長の答弁の中に、このような説明会であったり、研修会というものは含まれているのかどうかをお伺いいたしまじ。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

新規事業者の開拓ということで、その中には当然勉強会、説明会含まれてございまじし、既存の事業者に対しても同じように、そういう研修会、勉強会の機会は、そういうことも含めて、新しい協力隊の方には期待してございまじ。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） ぜひともこういった研修会、説明会または勉強会等々開催していただけるように進めていただきたいと思われまじ。

富良野市の話でありますけれども、我が町と同じ中間管理業者と言っているのでしょうか、名前言っていいのかな、レッドホースという会社に管理を委託してございまじけれども、富良野市はレッドホースの社員さんと富良野市の職員さんがそろって市内の返礼品事業者を巡回されているというような話を聞いてございまじ。我が町も、この返礼品事業者さんが安定的に返礼品を提供していくこと、また、さらには返礼品が適切なものなのかどうかという監視と言われまじか、そういったことも含めて、もう少し行政が返礼品事業者さんに寄り添う、この距離感をもう少し縮めていくべきではないか、これ常々思っていることですが、これがこのたびの体制強化によって果たされると私は思っているのかどうかお伺いいたしまじ。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思われまじ。

返礼品業者の方が安定的に返礼品を出せる、クオリティーも含めて、適切なものを返礼品として提供できるということは、この制度において非常に重要なことだと認識してございまじし、それらについて何か問題とか障害があれば、当然行政も絡んで一緒に問題を解決していくと、そういう考えであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 前向きなお答えいただきました。先進的な自治体では、やはり、それこそレッドホースさんという中間に入っておられる事業者さんとの距離感もですけれども、やはり行政との距離感がかなり近いということを知ってございまじしので、町長今御答弁なさいましたけれども、そのような方向で進んでいただければと思われまじ。

続きまして、3点目のユーチューブチャンネル動画と寄附者への情報提供について、再度お伺いいたしまじ。

町長が御出演なさっている動画拝見してございま

す。本当に初々しいと言いますか、ぎこちないと言いますか、非常に本当に好感が持てる動画に仕上がっているなというふうに私は拝見しております。

我が町の令和4年度のモニターアンケートを拝見いたしました。その中で、寄附者の85%がウェブサイトを通じて上富良野町にアクセスしているのです。町のホームページから入って行って上富良野町にアクセスする方が5%、あとはその他というような内容になっておりました。

この動画が、さっきの動画の話ですけれども、せっかくなかった動画がどこで見られるのかなというのは、ちょっと私詳しくは調べてないのですが、私の中では町のホームページ以外ちょっとないのかな。もしくは町長個人のSNSにリンクとして貼りつけているところからなのかなと思うのですけれども、もし間違っていたら答弁の中で訂正してください。

申し上げたいのは、ウェブサイトから入っていく方が85%とすると、例えばふるさとチョイスとかの自治体の中で、先ほどの動画を貼りつけるようなことをしたほうが、より利用者に対して非常に分かりやすい、寄附金の使い道として分かりやすいし、何しろ町長のキャラクターを持って、もしかしたらバズる可能性もありますし、何かそういった動画をせっかく公開していくのであれば、こういった活用方法があるのかなと私は考えておりますが、その点町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

返礼品のお礼の動画は上富良野町のユーチューブのアカウントにアップロードしてそこで、私のSNSとかはそれをリンク貼ただけで、基本は上富良野町のユーチューブのアカウントで公開しているものです。今佐藤議員おっしゃったとおり、どういふふうにするかというのは、もちろん多くの人に再生してもらって、上富良野という名前を知ってもらう、町を知ってもらうということは大切ですので、その辺の活用方法については、可能な限り、いろいろなところでリンク等貼って、人目に、再生してもらうというのが一番動画に関しては重要なことですので、その辺の研究、検討はしていきたいと、欠かせずしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） ただいま申し上げた動画の再生回数、昨日の夜時点で237回ということで、せっかくなかったのに本当もったいないなど、悔しい思いしておりますので、ぜひとも、まず1,00

0回、再生回数を目指して、いろいろなところに貼りつけていただいて、活用していただければと思います。

また併せて、これは質問ではないのですがけれども、初めて寄附をして翌年も寄附するという方が3割、そして2年連続で同じ自治体に寄附して3年目という方が6割というデータがあったりします。そのことを考えると、やはり初見でしっかりと目をふくような工夫であったり、もしくは自治体として寄附金の使い方、ふるさと納税に対する向き合い方というのが丁寧だなと思ってもらえるような情報開示、情報提供が必要かなというふうに思いますので、こういった点も引き続き検討していただければと思います。

続きまして、4点目、寄附金の使い道とクラウドファンディング型の採用について、再度お伺いいたします。

町長は過去、同僚議員の同じような質問に対して、令和4年度から今後の借金払いに向けて減債基金に1億円を積みせてもらった、長期的な視点で寄附の意向に沿って充当できるものを充当することで貯金をする余裕を生んでいるという財政構造も1点あると述べられております。今回の答弁でも、財政経費に、政策経費に充当するとは言いつつも、結果病院の建設費を生み出すために寄附金を活用したいという思惑が垣間見えるなど私は感じておりますけれども、町長の寄附金の使い道における基本的な考え方というのをもう一度確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

寄附金、ふるさと納税の寄附金の使い道については、寄附者の意向に沿った使い道、それぞれあると思います。もちろん町立病院等に充ててくれという希望があれば町立病院のほうに使用させていただきますし、十勝岳と共生する、自衛隊との共生のまちづくり、いろいろ項目がありますので、それぞれ寄附者の意向に沿った使い道にももちろん使うように努めてこれからも行きます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 私、町長の考え方そのものを全く否定するつもりはなくて、むしろ正しい面もあるのかなというふうに考えております。ただ、正直、私と町長の寄附金の使い道のイメージが違うなというのは今回はっきり分かったのです。町長は先ほど予算編成の中でどの事業に充当していくかをしっかりと考えながら、今と同じような御答弁をな

さいました。要は予算編成の中で出てきた事業の中で、どれが寄附金使えるかなという事で振り分けていくようなイメージなのですが、私はそれこそ基金からの支消であろうとも、クラウドファンディング型であろうとも、大胆な政策の展開というものを期待しております。具体的に言うと事業だったり、新規事業だったり、新規プロジェクトといったものになるのかなと思います。恐らく職員の中にも優れた企画力であったり、また斬新なアイデアをお持ちの職員の方というのは大勢おられると思います。こういった寄附金を未来への投資として、持続可能なまちづくりのために、私はもうちょっと大胆さをもって取り組んでいただきたいというふうに考えております。

そういった中で、映画化プロジェクトという大胆さを遙かに超えたことに町長は挑戦されておられますので、なかなかその余裕はないかもしれませんが、映画化プロジェクト以外に、もう一つ、二つ、新規プロジェクトというようなものを、寄附金を活用したプロジェクトというものに取り組むような、要は現状を打破するようなお考えはないかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

使い道は一般的な使い道、寄附金に対する使い方は先ほど述べさせていただきましたが、今議員おっしゃるような将来的なプロジェクトにも使う、そういうことを特に否定しているわけではございません。将来的にそういうものがあれば、そちらのほうへも活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 町長なりの未来執行だったり、持続可能性なり、それは病院建設というものを見据えたものということと、また別に町長としても私が抱えている思いというものを共有しているということをただいま確認させていただきました。大変期待しております。

最後まとめになりますけれども、ただいまの質疑応答を経て、また、それこそ現状、富良野市が令和4年度から8億円を超える寄附金が集まっていると。恐らくメロンのシェアがかなり富良野が広がってきているという現状があり、併せて我が町の人気返礼品であったソーセージを取り扱っていた事業者が廃業するなど、先ほどの町長との質疑応答後も総合的に合わせると、今大変厳しい状況にあるなということを再度確認させていただきました。再認識しているところでございます。

そこで、昨年度ふるさとチョイスアワード、いわゆるふるさと納税の制度利用コンテストのようなものが毎年開催されていますが、そこで入賞した茨城県境町という町の記事を紹介させてください。

境町役場を中心とした皆さんの本気で地域を盛り上げたいという熱意が町民にも伝わり、町全体が協力しながら、みんなが暮らしやすいまちづくりをしていこうという意味が町の未来を明るく照らしているように感じたと思います。これは記者の主観で欠いているものでありますが、ぜひとも、この茨城県境町の取組をホームページ等で御覧いただければ、一目で分かります。

先ほど大変厳しい状況にあると申しましたが、厳しい状況にある今だからこそ、町長の腕の見せどころであると思います。直接的な、例えば寄附額であったりとか、そういった数字を単純に追うのではなくて、先ほど御紹介した境町のように、ふるさと納税制度を町の活性化と町民の暮らしやすさにつなげて、そしてその成果を町民の誰もが実感できる、そういったことを町長には肝に銘じてと言いますか、そういったことを目指して取り組んでいただきたいと私は切に願っているところでありますが、町長の今後のこのふるさと納税制度の活用についての意気込みのほどをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税の寄附額、実際に具体的に数字で出ます。数字はもちろん追っておりますが、数字を追うということは、いわゆる町民の方、取扱業者の方、そういう方と行政のタイアップ、熱意の、熱量という、そういう裏付けがあって数字に出てくるものと思っておりますので、その辺は十分今後、危機的なと言いますか、ビールのこと、製品の、ポークのこと、ちょっと今議員のほうから声がありましたが、まだまだ魅力というものは掘り起こせばあると信じておりますので、町の取扱業者の開拓も含めて一生懸命共に頑張っていきたいですし、それで集まった寄附金はやはり町民の皆様に、もちろんいろいろな分野ありますが、町民の皆様のために、行政の施策のために使っていきたい、そういうふうにも考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、1番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、12番小林啓太君の発言を許します。

○12番（小林啓太君） 私は、さきに通告していた1項目について、町長にお伺いいたします。

斉藤町長のここまでの自己評価と来年度の取組に

ついて。

齊藤町長が上富良野町の町長に就任してから間もなく3年がたとうとしています。そこで町長に対し、これまでの3年間の行政運営に関する自身の評価と、4年目を迎えるに当たり取り組んでいくことに関して、3年前に町長自身が掲げていた「未来を創る7つの政策」に沿ってお伺いします。

なお、今回参考にした資料は、さいとう繁後援会発行の政策リーフレット、選挙公報、また町長選挙前に行われた公開討論会であります。そして最後に統括的な質問も加え、以下8点について町長にお伺いいたします。

1、福祉と医療の連携について。

町長はこの政策に関して、ボランティア機能の充実とともに、医療と福祉が連携した町立病院の建て替え、また地域交通の確保、独居老人対策などの高齢者支援サービスの充実を訴えておられました。具体的な事業や取組とともに、この政策について現在までの3年間の自己評価をお伺いいたします。

また、それを踏まえ来年度はどのようなことに取り組む考えかお伺いいたします。

2、子育て支援の充実について。

町長は全ての人が自分らしく働き続けられることが大切であるという考えの下、育児に関わる子育て支援体制の整備の推進を掲げておりました。

具体策としては、「中学生までの医療費の無償化」「子どもセンター機能の集約」を掲げられています。

そこで、「子育て支援体制の整備」とは具体的にどのような事業や取組をもって推進してきたのかを踏まえ、現在までの3年間の自己評価をお伺いいたします。

また、それを踏まえ来年度はどのようなことに取り組むかも併せて追うかがいいたします。

3、産業の活性化について。

町長は農業を中心とした産業の発展を課題と考え、農業・商工業・観光業が連携して上富良野らしい産業の活性化のための企業支援や後継者育成の支援の推進を掲げておりました。具体策として「地域に根ざした農業支援」「道の駅整備と地場製品の販売促進」に言及しておられます。

そこで、「道の駅整備」構想の進捗と、「地域に根ざした農業支援」と「地場製品の販売促進」の具体的な事業や取組を踏まえ、この政策について現在までの3年間の自己評価をお伺いいたします。

また、それを踏まえ来年度はどのようなことに取り組む考えなのかお伺いいたします。

4、一生モノの教育振興について。

町長はこの政策に関して、「上富良野高校の維持

存続」と「指導者などのマンパワーの充実」という具体策を掲げるとともに、国際交流の推進も掲げておられました。

「指導者などのマンパワーの充実」に係る具体的な事業や取組を踏まえ、この政策について現在までの3年間の自己評価をお伺いいたします。

また、それを踏まえ来年度はどのようなことに取り組む考えなのかもお伺いいたします。

5、観光と地元暮らしについて。

町長はこの政策に関して、自然資源を活かした滞在型観光や移住定住につながる取組、具体的には「ジオパークなど多様な観光の構築」と「観光資源の保存とPR」を掲げておられました。

この政策に関して、思い描いていたどおりに自然資源を活かした取組が「観光」「移住」「定住」の促進につながっているのかを踏まえ、現在までの3年間の自己評価をお伺いいたします。

また、それを踏まえ来年度はどのようなことに取り組む考えも併せてお伺いいたします。

6、駐屯地の維持・拡大について。

町長はこの政策に関し、自衛隊との共存共栄を図り、駐屯地の維持拡充、退職者の雇用の場の確保、十勝岳噴火を念頭に置いた災害時の緊密な連携を図り災害に強いまちづくりの推進を掲げておられました。

この政策に関して、現在までの3年間の取組を町長はどのように自己評価しているか。

また、それを踏まえ来年度はどのようなことに取り組むかをお伺いいたします。

7、雇用の確保と充実について。

町長はこの政策に関して、定住を促進する上でも企業誘致と起業家支援の充実に取り組むこととし、具体策としては「誘致企業への支援制度」「資格取得制度などへのサポート」を掲げておられます。

この政策に関して、実際にどのようにして誘致した企業を支援してきたのか、またどのように起業家や資格取得を支援してきたのかを踏まえ、現在までの3年間の自己評価をお伺いいたします。

また、それを踏まえ来年度はどのようなことに取り組む考えかをお伺いいたします。

8、3年間の自身の達成度とこれからのについて。

この3年間は新型コロナウイルスの対応など、歴史的にもイレギュラーな対応も多く、もしかしたら町長がその職を志し、計画していたことが十分に取組めなかったこともあるのではないかとお察しします。一方、パンデミックによってあぶり出された新たな課題や、逆に急速に進めることができた事業もあったのではないかなと考えております。また昨今では急速な物価の上昇、自然災害の激甚化、国際

平和に対する不安など、住民生活を取り巻く社会の変化も大きくなってきていると感じております。これらの事情も加味した中で、町長を志し7つの政策を掲げた際の期待値に対する達成度は、現在何%か。また就任時の様々な変化を受けて、取り組んでいくべきと強く考える政策はどのようなことがあるかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の斉藤町政のここまでの自己評価と来年度の取組についての8点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の福祉と医療の連携についての御質問にお答えいたします。

高齢者支援サービスの充実であります。高齢者が住み慣れた自宅で社会とのつながりを保ちながら自立した生活ができるよう、要介護・要支援認定につながる生活習慣病の予防のため、特定健診審査、後期高齢者健康診査及び保健指導の保険事業を展開し重症化予防を継続するとともに、新たに心身機能の低下防止に関連したサルコペニア重症化予防に取り組んでおります。

また、高齢者のニーズに応じた相談・支援を行えるよう、高齢者実態調査による情報収集や高齢者宅への訪問活動により、より適切な在宅福祉サービスや介護保険サービスの利用などにつなげるとともに、介護予防や在宅介護、施設や住宅などの高齢者福祉に関する相談を総合的に受け付け、地域包括ケアを有効に機能させるための包括的な支援事業として、新たに総合相談支援業務、介護予防支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務を実施しております。

以上の取組により当町の要支援・要介護認定者数はおおむね増加傾向にはありますが、要介護認定率は横ばいで推移し、全国や北海道の認定値を下回っている状況であり、介護費用も横ばいで推移しております。

来年度以降も高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念として掲げ、「在宅医療・介護連携の推進」「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」「地域ケア会議の推進」「高齢者の移住安定に係る施策との連携」の五つの基本方針に沿って、各種施策の事務事業を着実に取り組んでまいります。

町立病院につきましては、改築工事が令和5年8月に着工し、令和7年6月の開院を目指して整備を進めております。

次に2点目の子育て支援の充実についてでありま

すが、中学生までの子ども医療費無償化につきましては、令和4年度から所得制限を廃止して全ての世帯に拡大し、子育て世帯の保護者への負担軽減を図るため実施しております。

子どもセンター機能の集約についてであります。令和2年7月に町立病院の改築整備が決定され、新しい町立病院を子どもセンター解体後の跡地に建設することにより、子どもセンターを移転することは決定されておりましたが、旧子どもセンターは子育て支援拠点施設事業と発達支援事業を行っていることから、今後の子育てに係る一体的な支援を行うための施設整備の課題及び東児童館の老朽化に伴う課題、また、移転する既存公共施設の療育スペースの課題、新たな場所などを考慮した結果、東児童館敷地内へ児童館と合築し、それらには子育て支援班を配置することによる機能の一元化を図る決断をした次第であります。

子どもセンターは、少子高齢化、家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティの希薄化など子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、多様な子育てニーズに対応するため、子どもに係る機能を持ち合わせた一体的な施設として設置いたします。

子育て支援体制の整備につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、全ての児童とその家族に対して、妊娠・出産、乳幼児、小学校低学年の「子育てのステージ」として、新たな特定不妊治療（先進医療）費用等の助成、乳児がいる家庭への全戸訪問事業を実施し妊娠・出産・育児期の療育に関する積極的な支援や、町内の教育・保育施設における延長保育や一時預かり事業を行い、小学校高学年、中学校、高校の「子育てステージ」の二つのステージに切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等と連携を図り、保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の機能を活用し、安心して子育てができる環境づくりを進めております。

次に、3点目の産業の活性化についての御質問ですが、当町の基幹産業である農業を中心に商工業・観光業の産業間が連携し、その担い手を応援していくことが、当町の産業全体の成長、発展につながっていくものと考えております。

その施策として、「地域に根ざした農業支援」と「道の駅整備と地場産品の販売促進」の3年間の取組につきましては、基幹産業の農業を中心とした地

域経済の発展を促進するため、地域に根ざした農業の支援策として、当町の特色を活かした豊富で良質な地元農畜産物を活用したイベントの開催や観光等のPR活動等商工・観光の産業間が連携した事業を進めてまいりました。

また、国の農業次世代人材投資事業、町独自の新たな担い手育成等事業、担い手サポート奨励金事業を実施し、新規就農の起業支援と後継者の育成支援を進めてきたところであります。併せて、地域産業全体の活性化を図るため、新たに地域おこし協力隊員を観光・農業部門に配置し、産業振興の施策を展開してまいりました。

道の駅整備につきましては、今ようやくコロナ禍が落ち着いてきたという状況であり、物価高騰の現在の状況など町民の皆様の生活を第一に考えていくとともに、現在進捗している旭川十勝道路の中富良野から上富良野間が、今年度、計画段階評価になったことなど、様々な考慮すべき事項を整理しながら、任期までに方向性を示していきたいと考えているところでありますが、高規格道路のルート、立地場所、運営主体、施設の機能、財源など、ある程度見直しをしなければならぬ不確定要素も多く、今の段階ではお答えするのは難しいと考えております。

地場産品の販売促進につきましては、当町の恵まれた自然環境と生産に携わる皆様のたゆまぬ努力からつくられた新鮮で高品質の農畜産物やその加工品などを地産地消に取り組む生産者、協力団体と連携を図りながら、収穫祭や直売イベントの開催、学校給食への活用、食育、健康づくり活動、農村体験活動など町民や消費者との交流を図りながら、農業への理解深化と併せて地場産品の消費拡大と販売促進につながる取組へ支援を進めてきたところであります。

また、地元農畜産物を活用した新たな特産品開発の取組につきましては、6次産業化の取組事業者や予定者に対して、継続した事業の支援を進めてきたところであります。

特産農産物については、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応として、新たに将来就農を目指す地域おこし協力隊員を採用し、農業生産の維持、拡大につなげているところであります。

また、泥流地帯から復興を遂げた草分地区の水田から生産されたお米を使用した地酒造りの支援を行い、農産物加工品の特産品化とふるさと納税の返礼品へ活用することを進めているところであります。

次に、4点目の一生モノの教育振興についてですが、この町に住まわれる子どもたちの教育機

会の充実と様々な体験活動の場づくりを通じて学ぶ経験は将来に向けてかけがえのない財産となり、この地元で学ぶことを積極的に応援するよう教育委員会とも連携して、その施策を推進しているところであります。

その中、地元唯一の上富良野高等学校の存続に向けましては、地元で学ぶことが継続できますよう各種助成制度の提供と魅力ある学校づくりに向け、上富良野高等教育振興会への支援を継続してきております。

また、「指導者などのマンパワーの充実」としましては、学校教育においては、各学校への特別支援教育に係る指導助手の配置、上富良野中学校へのスクールカウンセラーの配置、外国語教育の推進として外国語指導助手の配置を継続するほか、令和5年度より、上富良野小学校の少人数学級編制に対応する町費負担教員の配置、教育支援センター設置に当たり、臨床心理士・審理カウンセラー・教諭免許等の資格者4名の配置を進めたところであります。

また、社会教育においては、放課後事業に係るアドバイザー・児童支援員の配置、スポーツ少年団やスポーツ協会、文化連盟等の育成支援としての補助金交付、青少年国内外交流派遣事業の実施、スポーツ推進委員による町民ふれあいスポーツ大会の開催、B&G海洋センター運営に係る指導者会による教室開催支援、指導者養成支援として人材育成派遣等事業補助金制度など、多岐にわたる分野への指導者等の配置を進めてきたところであり、特に次代を担う子どもたちの育成に向けまして支援充実に努めてきたところであります。

引き続き、資格保有者の配置継続に向けた支援、次代の指導者になりうる子どもたちの育成、スポーツ・文化等の関係諸団体の活動に支援してまいりたいと存じます。

次に、5点目の観光と地元暮らしについてのこれまでの取組と来年度への取組についての御質問ですが、令和4年1月28日に十勝岳ジオパークが日本ジオパークに認定され、ジオパークガイドの養成や拠点施設の整備、ジオサイトの研究、保存、啓発事業などに取り組んでまいりました。また、観光地、景勝地の保全活動やプロモーションなどを行い、関係人口への取り込みなどを行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症によって観光客の減少により観光業、飲食業などは大きな痛手を負ったところであります。

イベントの開催につきましては、従来の花と炎の色彩まつりの後継イベントとして、日の出公園をライトアップする「ラベンダーフェスタかみふらの」事業などのイベントの充実を図り、オンライン配信

を行うなど新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら開催を進めてまいりました。

新たに地域活性化起業者や地域おこし協力隊を採用し、地域の魅力・資源を最大限に活用した観光ツーリズムの推進を図り、ツアー企画など地域の誘客促進につなげるほか、ロケツーリズム観光をさらに発展させるべく、町内での様々なロケ誘致とロケ支援により地域振興を図るとともに、移住相談会への参加や町の移住定住ポータルサイト、SNSの内容を充実し、町外からの定住移住を積極的に促進しているところであります。

来年以降につきましては、引き続きジオパークを通じた関係人口を読み込む方策や観光業や飲食業などへの支援を行っていき、自然の恵みを活かした滞在型観光や移住定住につながる取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、6点目の駐屯地の維持・拡大の御質問ですが、私が町長就任する以前より新型コロナウイルス感染症対策により、要望活動や部隊との諸行事等、様々な活動が制限された中でのスタートでありました。

まず、駐屯地の維持、拡張のための要望活動につきましては、書面での要望や人数を縮小しながら鋭意取り組んできたところでありますが、残念ではありますが30防衛大綱におきましては、戦車及び火砲の削減計画によりまして、上富良野駐屯地においては、第4特科群が廃止されるなど駐屯地数が増減される計画となりました。

本年度につきましては、昨年12月に閣議決定されました「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」において、北海道が我が国の防衛政策にとって重要な位置付けであるということが改めて示されるとともに、「部隊の改編や駐屯地等の位置・運営にあたっては地元の理解と地域の特性に配慮する」ことが明記されており、演習場、弾薬庫また駐屯地を有する当町にとっては、大きな意味を持つものであり、上富良野駐屯地の体制強化として新しい部隊及び装備品について受入の適地として維持拡充に向けて要望活動を引き続き行っているところであります。

また、駐屯地との連携についてであります。就任時においては、諸行事等様々な活動について、制限、縮小されていた経過がありましたが、雪まつりの雪像制作、駐屯地開庁記念式典、幹部異動に伴う歓送迎会、神社祭の神輿渡御への隊員の参加、ラベンダーハイツへの慰問など、以前に開催していた行事等が執り行われており、また、新たな取り組みとして、隊員の生活環境の改善として女性隊員との意見交換や、町がバックアップし、企業が「自衛隊サ

ポートプロジェクト」として、隊員を対象に観光施設研修やスノーシューによる自然体験ツアーを試験的に行い、地域の魅力を発信しているところであります。

また、毎年2月に実施している十勝岳噴火総合防災訓練においても、防災協議会の構成メンバーとして要支援者の移送訓練や未避難者の救助訓練に参加するなど緊密な連携を図っているところであります。

言うまでもありませんが、上富良野駐屯地の隊員及び退職自衛官の多くが、地域コミュニティ活動、社会福祉活動に大きく貢献されており、少子高齢化、人口減少が進む中、当町の存続と活性化のカギを握っていると言っても過言ではなく、十勝岳噴火等の自然災害の対応につきましても、地域には欠かせない存在であります。

今後の取組につきましては、引き続きこれまでの駐屯地の維持・堅持の要望活動に合わせ、駐屯地体制の強化として、隊員の充足率の拡充、隊員及び隊員家族の生活環境の改善、向上、退職自衛官の雇用促進に努めるとともに、訓練環境の御支援等について取り組む所存でありますので御理解をお願いいたします。

防災に関しましては、防災行政無線の更新、ハザードマップの作成など、地域の防災減災に努めております。

次に、7点目の雇用の確保と充実についてのこれまでの取組と来年度への取組についての御質問ですが、これまでも誘致起業の支援や資格取得などのサポート、また、新規開業や特産品開発などに支援を行ってきたところであります。

新たな事業としましては、奨学金返還支援補助、林業担い手育成支援事業を行い、町の雇用確保に努めております。

来年度以降も引き続きこれらの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、8点目の3年間の自身の達成度とこれからについてであります。議員の御質問にもあるとおり、就任以来、新型コロナウイルス感染症への対策に3年近くを費やすこととなりました。

新型コロナウイルス感染症関連についてであります。生活支援・地域経済支援対策に関しましては、国民健康保険税、介護保険料及び固定資産税の減免や認定こども園登園自粛等に応じた保育料の減免措置を行ってまいりました。

緊急経済対策としましては、町独自のつなぎ融資や経営継続奨励助成事業、町内中小企業の新たな取組を支援する中小企業再構築支援事業、誘客支援事業・宿泊キャンペーン、プレミアム付き商品券、か

みふらのグルメクーポン事業、宿泊誘客促進事業、各学校や児童・社会福祉施設、商工業店舗等への換気設備や冷風設備などの感染症対策の必要な整備や備品の購入に対する支援事業を行ってまいりました。

その他、新生児特別定額給付事業、子育て世帯への臨時特別給付、医療機関などの協力・連携の下、コロナワクチン接種を行ってきたところであります。

国際価格の影響を大きく受けるエネルギー・食料品価格等の物価高騰を受け、家計・経済活動の影響を少しでも軽減を図るため、世帯全員が住民税非課税の高齢者・障がい者・ひとり親の世帯を対象に臨時福祉生活支援事業として商品券を交付し、低所得者世帯への給付金、農業者へ肥料価格高騰対策として肥料購入費の助成事業を行っております。

このように、掲げた7つの政策＋コロナ対策と物価高騰対策が3年間の取組と考えております。期待値に対する達成度を数値で表すことは、私自身も考えたことはございませんでしたが、この3年間の施策への評価は、私の自己評価よりも町民の皆様が個々に持っているものが評価として正しいものと考えております。

7つの政策につきましては、まだ実現していないもの、長期的に取り組まなければならないものなど様々ではありますが、今後においては、老朽化したインフラの長寿命化、更新、少子高齢化、過疎化、人手不足など課題は多く、これらの解決とともに、初心である7つの政策の実現、推進はもとより、当町が将来においても持続発展することを念頭に町政推進に当たる所存であります。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） まず、全体にかかる部分で再質問いたします。

今回の質問で、私は町長に対して、ここまでの自己評価と来年度の取組について質問しておりますが、7つの政策それぞれの自己評価については、ただいまの御答弁ではお答えいただけていないものと認識しております。

今回私が一番聞きたいことは、ここまでの行政運営を振り返って、町長自身がどの程度理想に近づけたのか、また理想を達成する過程でどのような困難な課題があり進捗できていないかなど、自身の掲げたマニフェストに対する検証の部分であります。それをもって斉藤町長が現状をどのように認識しているのか、また理想とどの程度乖離しているのかを知り、議会、町民、ひいては職員が町長と視線を合わせることが可能になるのではないかなと考えており

ます。

その意味でも、町長自身の自己評価を公にさせていただくことがとても重要と考えているのですが、再度7つの政策に対する自身の評価をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

自己評価をするのはなかなか難しいかなと思っております。自己評価も計算方法があれば事前に聞いておけばよかったかもしれませんが、それより何より、今私が述べたことが3年間の全てですので、それについて町民の方がどう感じているのかというのも非常に大切なこと、私の自己評価より非常に重要なことなのかなと思っております。

私はこの3年間で掲げた7つの政策の何%できたか、そういうことは全く意識しておりませんし、考えてもおりませんでした。このコロナ禍でできること、7つの政策に基づいて、できることはできる限り、全部とは言いません、ある程度はできたのかなというふうに、できない部分も多くあります、そういうふうに感じておりますし、その評価は町民の皆様が思っている、それが非常に大事なことだと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 自己評価の必要性に関して、まず私と町長で考え方のずれがあるのかなとは感じております。今回、あえてマニフェストを取り上げてこういう御質問をさせていただいている背景には、やはり町長が掲げた7つの政策に対して、心を置いた町民に対して、その思いが、今町長が実際にどの程度実現できているのか、これに関しては、当然町民の方が全ての行政事務を把握できているわけではないので、なかなか全てを町民自身が評価するのは難しいことなのかなということも鑑み、町長自身がどうお考えなのかなというふうに考えて質問させていただいておりますが、今町長のお答えにもあったことから確認させていただきたいのが、この7つの政策に関して、自身で進捗管理や検証を行っているが、この場で公にすることが適切でないと考えているのか、もしくはマニフェストについて特段定性的にも提表的にも自己評価自体を検証しておこなっていないのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般町民の皆様が私の施策の細々まで、自分に該当するものがある、ないも含めて把握することは難

しいというのは、確かに小林議員のおっしゃるとおりなのですが、そんな中でも町民の皆様が、自分の関係あるところでも構いません、この政策がよかったな、その結果、満足していただければ、今の政策が満足していただければ、それが一番大切なことだと、そういうものの積み重ねだと思っておりますので、私の自己評価よりそちらのほうが重要だと常々考えております。

進捗管理をしているのかどうかという御質問ですが、特に7つの政策、約束の中には具体的な個々の事業は踏み込んでおりません。あらかじめそういうものを具体的にしていくことも大切なことかもしれませんが、コロナの状況ということもありました。そのときどきにやらなければならない問題、課題というのは、もう常に変わるものです。ですので、あらかじめ大きな方向を7つのお約束で示したわけです。ですから具体的な政策をこれこれやりましたと私述べさせていただきましたが、それは7つの政策をつくった段階で、それを予測していたわけではありませんので、それらについて予測は全くしておりません。結果的にやったものがあります。そういう関係でありますので、それも進捗管理を建設工事のようにしているわけでもございません。ただ、できることはやってきたと。あとは一番大切な、繰り返しになりますが、町民の皆様がどう感じているのか、それが一番大切なことだと思っておりますし、町民の皆様の暮らしが、上富良野に住んでいて不便なことがあれば、至らぬところがあれば、その改善に向けて今後も進んでいきますし、もちろん全て、行政ができること限られておりますが、なるべくそういう問題を今後は解決していくような政策、将来に向かってはそういう方向で進んでいくのが正しい方向なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁をもって、町長がマニフェストに関してどういうふうなお考えを持っているのかというのが垣間見れたと感じております。引き続き、このマニフェストに関して、我々が町民とさらに目線を合わせていく上で質問したいと思います。町長のさっきの御答弁では、継続や引き続きという言葉が多く使われていたかなと感じました。行政の事業の多くが継続的に行われることがとても需要であることは当然理解しております。そして財政上昇を鑑みながら、十分に事業を継続していくことが必ずしも簡単ではないことも理解しております。町長が変わったからといって、いきなり多くの事業が廃止されたり、また事業が次々と立ち上がったたりするというようなことも、およそ

現実的ではないのかなと考えます。

そこで、そもそも町長は未来をつくる7つの政策で達成しようとしていることについては、おおむね継続事業を滞りなく執行することで大部分は達成できるとお考えであると解釈して相違ないか伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

継続事業というのは、今私がやっている継続事業と考えてよろしいですね。この継続事業をずっと続けていけば解決するかどうかというのは、そういうことは多分、未来ないと思います。いろいろ状況が変わってくると思います。皆さんも1年前は、1年前と言いますか、物価がこんなに高騰するというのはあまり思っていなかったかもしれません。そういうふうには世の中はいろいろ変わっていきますので、そういう変化に合わせて柔軟に政策を変えていくというのも非常に重要なことだと思っておりますので、この政策、今やっている政策が何が何でもこれだけやっていたら町民の皆様が幸せになっていくのだということは、それは考えておりません。やはり未来の起こりうる事象に合わせて、柔軟に対応していただくことが非常に重要なことなのかなと。もちろん財政的な予算の中でできること、できないことありますが、なるべく変化に対応していくというのが、スピードも含めて、それが大切なことだと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 継続していくことが非常に大事だと私も感じておりますし、今町長がおっしゃったように、当然変化に対応していくことも大切なことかなとも感じております。

そこで、町長は3年前に新しくなったことで、町長が掲げられていた7つの政策に関わる事業に、さらなる改良が加えられたり、新たな事業が立ち上がることを議会や町民も期待していたことは御想像に難しくないと思います。

この間、各関係課や関係諸団体にヒヤリングを行っていく中で、この3年間に町長の起案による事業や特別な思いをもって取り組んでいる事業は何かということ聞いて回ったのですが、私の満足のいく回答は、そこではあまり得られませんでした。

また、先の御答弁でも、この3年間に取り組んできた事業に関しては理解するところではあります。そこに7つの政策を掲げる町長の思いがどのように反映されたのかや、町長自身のオリジナリティが発揮された事例は、これまた今のところ感

じられてはおりません。

そこでお伺いしますが、ずばり町長自身はこの3年間に於いて、言葉は適切ではないかもしれませんが、自身の手柄とも言えるような、ほかの誰でもなく、斉藤町長が町長になったからこなしえた事業の実績はどのようなものがあると評価しているかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

私がやったこと、この3年間の政策については、先ほど述べさせていただきましたが、なかなか思いが伝わらないというか、情熱と言いますか、なかなか伝わるもの、伝わらないものあるのは、人としてですからあるのかもしれませんけれども、どの政策もしっかりと思いを込めてやっておりますし、どれがオリジナリティーがあるのかと聞かれても、なかなかぱっと答えづらいのですが、一番分かりやすい言葉で言えば、これだけではないのですが、子どもの中学生までの医療費無償化というのは、7つの政策に入れてもらいましたので、これは一つのオリジナリティーなのかなというふうに思っておりますし、あとは子どもセンターにつきましては、町立病院が移動することは、旧子どもセンターのところに建つということは決まっておって、どこかに移動しなければならぬということまでは決まっておりましたが、その後、今の東児童館のところ、東児童館と合わせて建設すると決めたのも私が町長になってからですので、その二つは少なくともオリジナルと言えるのかもしれません。

それ以外にもいろいろ日々決断していく政策というのは大小含めてたくさんあります。それらについては、決してオリジナルの部分以外を軽んじているわけでもございません。町民の方のことを念頭に、どの政策がいいのか、どういう決断を今すべきなのか、スピード感も含めて常々しておりますので、なかなかその政策について町民の方が私の決定する姿、言葉とか、そういうものに接する機会はなかなかないのですが、政策一つ一つ、小さいことも含めて、一つ一つ丁寧に決断し、説明しているつもりであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） すみません、ちょっと分かりづらい聞き方をしてしまいましたが、今の町長の御答弁で聞きたいことは聞けたかなと思っております。

では、先ほどの8点目の総括的な質問に対して、この3年間で取り組んできたことは7つの政策とコ

ロナ対策と御答弁いただきましたが、先に質問したようにコロナ対策でも守りの対策と責めの対策があったかなと感じております。責めの対策とはテレワークの普及やワーケーションの普及による観光需要の増加などが思い浮かぶところでは考えられますが、それらの対応も含めて、自身のコロナ対策、対応をどのように評価しているかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野町のコロナ対策がどうだったのかという検証ですが、なかなかいろいろな事業も含めて、ワクチン接種から始めて、皆様の健康の部分から経済の部分まで、いろいろな対策を取りました。そして健康、経済、そして皆さんの生活、低所得者の方の給付も含めて、子育ての方の給付も含めて、様々な政策を行いまして、これが正解だったのかどうかというのはなかなか丸バツはつけられないかもしれませんが、いろいろなものの経済対策、今おっしゃった責めのと申しますか、新たな展開、コロナの状況において、新たな事業展開をする方を応援したり、いろいろなことをして、3年間あまり、よかったのかどうだったのか、もっといい方法があったのか、その辺のことの検証はもちろんまだ、まだと言いますか、しょうがないのかもしれません、3年間無事に、3年あまり、今年5月8日に5類になって、行動制限が解かれて、日本全国そうすが解かれて、日常が戻ってきました。その段階で、残念ながら大きな宴会場が上富良野においてはちょっと営業が廃業してしまっていて、ちょっと影響が出たのかもしれません、おおむね皆さんのこの3年間、町民が乗り越えられたのかなと。そういう意味ではよかったなというふうに、町長として思っている次第です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 第一答弁の最後に、長期的に取り組まなければならない課題などにも触れられておりましたが、1期目終了後も引き続き行政運営を担い、町政推進に当たる考えは現在既にお持ち合わせなのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

長期的に取り組まなければならない課題というのは、具体的に皆さん御存知かと思いますが、自衛隊に対する要望なんかは、町長、首長が変わってもずっと続けて、町としてやり続けなければならない、そういう、自衛隊以外にも少子高齢化が進んで

いきますので、過疎化は進んでいきますので、そういう問題に対しては首長が誰になるうとも、これは続けていかなければならない問題でありますし、長く続けていかないと、その先の結果もなかなか分からない、そういう政策もあります。現時点でまだ私が次をどうするかということは全然毛頭考えておりません。まだ1年先の話ですし、とにかく令和6年の予算審議がこれから始まりますので、町民の方の生活がかかっておりますので、すばらしい令和6年度予算をつくるのがまず私に課せられた仕事、任務だと思っておりますので、その先については全然まだまだ考えていないというのが現状です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁で町長のお考えを確認させていただきました。ぜひ令和6年度の予算の編成のみならず、執行まで、最後まで行うという覚悟が決まったタイミングでは、ぜひお伝えいただければと思います。

それでは最後になりますが、今回私は斉藤町長に自己評価を伺うことで、何か揚げ足をとってやろうと考えていたわけではなく、先に述べたように町長が現在どのように、現状をどのように捉えているかを純粋に知ること、多くの人間が町長と目線を合わせる事が可能になるかなと考えて質問に立ちました。

それは日々の行政報告や年始の行政執行方針などではなかなか伺い知ることができない町長の政策に対する人間くさい思いの部分に触れることができたと思っております。

今回多くの関係者に話を聞きましたが、7つの政策のそれぞれの分野において、町長がどのような理想やビジョンを描いているのかが分からないといった声も少なからず耳にしました。

現に私も町長の政策リーフレットを改めて読み直していく中で、これらの思いはこの3年間のどの事業に反映しているのだろうと確認したい気持ちが高まりました。

今回8点目の質問の答弁で、インフラの長寿命化や更新、また少子高齢化や過疎化や人手不足などの課題解決などが今後取り組んでいくべきこととしても挙げられておりましたが、これらについてもぜひ周りとビジョンを共有し、検証可能な目標を立てて推進されることを期待しますが、そのことを踏まえ、これからの取組について町長の所感をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか自己評価は、別に揚げ足を取られるから私も回答を避けたわけではございません。本当に、何%とか、進捗状況というのは意識して町政を進めていたわけではございません。選挙のときに私がつくった7つの政策は常に念頭に置いておりました。7つの政策のどこに当たるのかな。その辺が大きな目標としては、皆さんの声で町政をつくり出すということはスローガンには書かせていただきましたが、その先に何があるのかというのは、なかなか言葉では表せなかったかもしれませんが、この3年間、町政を任されてきて、その思いが8項目のちょっと最後のほうに書きました、今小林議員がおっしゃったインフラの整備とか少子高齢化の問題というのは、私がしなくても町長に、首長になった者、必ずこの問題に突き当たると思っております、これらの問題を解決しないと、なかなか持続可能な町として将来を描いていく中には、このインフラの問題、少子高齢化、過疎化の問題は避けて通れない問題として、これを解決することが首長が変わっても非常に重要なことだと思っております、この8点目の問いの中で書かせていただきました。

このほかに、細々なものです、移住対策、具体的にどういうものをしてほしいのだろう、経済対策どういうものにしてほしいのだろう、イベントはどういう形にしてほしいのだろうと、いろいろそういう細々した戦術みたいな政策もあるかもしれませんが、大きくはこの8項目目に述べさせてもらった大きな問題が横たわっているものだと私は認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、12番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

次に、6番林敬永君の発言を許します。

○6番（林 敬永君） 私、4項目について御質問させていただきたいと思っております。

まず一つ目、特別養護老人ホームラベンダーハイツの運営について。

昭和59年4月1日に開設された特別養護老人ホーム(ラベンダーハイツ)は、今年で開設39年を迎えます。鉄筋コンクリートの法定耐用年数は財務省例で47年と定められていますが、これは建物の「寿命」を示しているわけではありませんので、建物自体が使用できなくなるわけではございません。設備など毎年の修繕費の支出状況から、これから想定できない修繕箇所が発生すると思えます。

斉藤町長は、これまでの間、議会でのラベンダーハイツに関しての将来像に対しての質疑において、自身の任期の間は前町長の方針を受け継いで公営公設でしっかりとサービスを提供していきたい。ま

た、今年度の予算特別委員会においては、施設の老朽化もあるが将来どうあるべきかということを模索して現状を十分見極めながら、今後のラベンダーハイツの将来像、ビジョンを考えていきたいと答弁されています。そうしたことを踏まえて、現在の町長のお考えをお聞かせください。

一つ目、今年度の予算を、修繕費を昨年の2倍にして突発的な故障に対応できるような予算組みにしたと予算特別委員会で説明されていますが、現在までの修繕費の執行状況において、今後も修繕が予想される個所があるのかお聞かせください。

二つ目、ラベンダーハイツ事業特別会計について、介護報酬の改定から介護給付収入の減少や入所者の減少から一般会計からの繰入総額も年々増加し、厳しい施設運営を強いられている現状について、町長は今後どのような施設運営を進めていかれるかお考えをお聞かせください。

三つ目、令和4年第2回定例会(6月開催)での一般質問において、ハイツの建て替えについては、天変地異の災害等がない限りは計画もしない、現状のままと発言されていました。そのお考えは、現在も変わっていないのかお聞かせください。

2項目目に移ります。

防災行政無線の運用について御質問させていただきます。

昭和50年代後半に整備された「防災行政無線」、町民に最も重要かつ必要な情報伝達手段の一つとして用いられ、現在ではなくてはならないものと考えております。現在、アナログ無線からデジタル行政無線に変わり個別受信機の受信状態もかなり良好になっていますが、現在の運用について町長のお考えをお聞きます。

一つ目、防災行政無線のデジタル化を理由に行政日よりお悔やみ放送音声と内容を4月より変更すると広報紙2月号でお知らせされ現在に至っていますが、デジタル化されたことにより何が原因でお悔やみ放送の回数を見直したのか、その理由をお聞かせください。

二つ目、お悔やみ放送回数の減少と放送音声の変更により、町民の方から直接または間接的に御意見が寄せられていることがあればお聞かせください。

三つ目、防災行政無線がスタートしてから放送内容などについては、町民の方々の御意見を聞きながら今日の運用になっているかと思いますが、このたびのデジタル化に伴う運用方針の変更は、住民サービスの低下につながっているものと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

3大項目の三つ目に移ります。

ごみ処理の対応について。

ごみ処理の方法については、自治体によりその処分方法や対応が分かれています。少子高齢化や核家族化の進行により、町が指定しているごみ出しに困難な状況が見受けられます。特に、粗大ごみの処分について本町においては、指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみとして処分しなければなりません。大きさに準じて処理券を購入し直接クリーンセンターに搬入できない家庭は、町が指定する業者に電話をし回収を依頼することになりますが、その際住宅の1階または住宅前に置くことを指定されます。しかしながら、高齢や身体的な御事情により自ら大きな家具を移動することや部屋から運び出すことが難しいという声が次第に目立つようになってきました。そこで、基礎的な行政サービスの一つとして家庭における大型家具などのごみ出しを支援する体制を整備してはどうかと考えますので、町長のお考えをお聞かせください。

質問項目の最後になります。

4点目、主要事業施策の政策決定の在り方について。

現在、令和6年度予算編成作業に職員各位誠意努力されているところと考えますが、新年度予算策定にあたっては、まず政策調整会議で審議され、その後課長会議を経て理事者査定において最終決定されているかと思えます。については、次の点について町長のお考えをお聞かせください。

一つ目、政策調整会議に諮る基準について、どのような事案について、政策町政会議で審議されているのかお聞かせください。

二つ目、政策調整会議での審議内容を知るためには、町のホームページから会議録を見なければなりません。が、事業名称やその事業内容が分かる資料等が公表されていません。他の自治体では、詳しく内容が掲載され住民に対して丁寧な説明を行っているところもあります。新年度主要施策の町民周知について、町長はどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 6番林議員の4項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目目の特別養護老人ホーム、ラベンダーハイツの運営についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の今後修繕が予測される箇所に関する御質問にお答えいたします。

ラベンダーハイツにつきましては、構造物、給排水設備、電気設備関係などに経年劣化等による不具合や破損、故障等が生じており、確認の都度、必要に応じ修繕を行いながら、施設を管理していること

ろであります。

本年度施設内の状況を再点検し、建設水道課や関連する事業者等から様々な情報や助言をいただき、施設を維持するために必要な施設改修や屋根塗装、防水などの修繕等を実施計画事業調書に掲載したところであります。

その他にも使用を継続する中で不具合が生じた場合には、今までどおり必要に応じ速やかに点検や修理を重ねながら、対応を図ってまいりたいと考えています。

次に2点目の今後の施設運営の進め方についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の一般会計からの繰入についてであります。職員採用3名増以降の令和2年度からの総額においては、5,300万円から5,800万円程度の範囲で増減しており、その増減の要因には経営安定化よりも補助金等を活用した施設整備費も大きく影響しているところであります。

繰入金によらない一般管理費の施設修繕等に関しましてもおおむね200万円から300万円の範囲で推移しているところです。

ラベンダーハイツの収入の多くを占める介護報酬につきましては、介護保険法の改正に合わせ3年ごとに決定され、現在は令和3年度に決定された内容が介護報酬の額となっております。令和3年度以降、新型コロナウイルスの拡大や物価高騰等の社会情勢、処遇改善・人事院勧告や最低賃金の上昇によるベースアップなどの様々な変化による支出への影響等は反映されることがないことから、収入に対する支出のずれが生じ、介護サービス事業を実施・運営する側としましては大変厳しい経営環境になっているところであります。

昨今の報道等にもありますように、全国の6割の特別養護老人ホームが令和4年度決算で赤字になるなど、官民間わず経営の厳しさが全国的なものであること、地域によっては人材確保の困難さ、赤字経営による事業の撤退・閉鎖、利用者の移動を選択せざるを得ないなど地域における介護サービスの提供が非常に困難な状況になっている状況を目の当たりにし、町としても大きな危機感を抱いているところであります。繰入金を含めた支援の在り方も十分検討していかなければならない課題として認識しているところであります。

ラベンダーハイツは、比較的介護度が高く、専門的な介護を必要とする方が、住み慣れた地域で生活を続けるための拠点施設として重要な役割を担っております。介護施設として機能の維持に加え、介護・看護人材の確保が近年大変厳しい状況にあり、必要な人材を確保し、継続して質の高い介護を提供

するためには、処遇改善手当の支給も含め、給与や職場環境の整備が不可欠となります。町内に同様の事業を行う事業所がないことから、ラベンダーハイツに対しては介護報酬で補うことが難しい経営安定化対策分や施設設備整備分等を一般会計から繰り出ししながら公設公営を維持し、町が責任をもってその機能を担ってまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

次に3点目の令和4年度第2回定例会での建て替えについての発言に関する御質問であります。改めて正確に申しますと、「例えば地震など、天変地異みたいな災害等ない限りは第6次総合計画の年度中には計画もしていないので現在のラベンダーハイツを使用」と述べさせていただきました。

ラベンダーハイツの将来像につきましては町の人口や高齢者数の将来推計、介護医療院の利用状況を見据えながら、将来像を検討する必要があるものと認識しております。第6次総合計画の期間中にラベンダーハイツの課題を整理し、第9期及び第10期介護保険事業計画で将来的な介護サービス全体の必要量を推計しながら、第7次総合計画策定に向けてラベンダーハイツの在り方を検討する必要があることから、今後おおむね10年は現在の施設において特別養護老人ホーム事業を継続することを考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の防災行政無線の運用についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目のお悔やみ放送の回数の見直しについての御質問にお答えいたします。

昨年の同報系防災行政無線の更新により、全ての電波をデジタル式の電波による放送に変更したところであり、本年4月より、戸別受信機の動作確認を目的に行っている「行政だより」を録音放送から、AIによる音声合成放送に変更を行ったところがあります。

変更に伴い登録できる文字数に制限が生じる上、放送時間が長くなるなどの御意見に対応したこと、また、新たな機能として放送を録音する機能が搭載されたことから聞き直しが可能となり、平常時からこの機能の操作に慣れていただくことで有事の際にも支障なく使用できるようになることが重要と考えていることから、その機能の利用促進を図るため、繰り返し行っていたお悔やみの放送を1回に変更したところであります。

次に2点目のお悔やみ放送の回数と音声の変更による意見などについての御質問にお答えいたします。

回数の変更につきましては、聞き逃した等の御意

見はありますが、先ほど御説明いたしました録音機能の利用についての促進を進めてまいりました。

また、音声については、変更当初は聞き慣れないなどの理由から聞き取りにくいなどの御意見もありましたが、現在はそのような意見は少なくなっております。

次に3点目の運用方針の変更についての御質問にお答えいたします。

防災行政無線の本来の目的は「地域防災計画」に基づき、地域の防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とし、併せて平常時には一般の行政事務に使用できることとなっております。

当町では、主たる目的である防災等の有事に活用を図るため、戸別受信機のテストを兼ね、平常時にお悔やみ放送や行政だよりを放送しているところがあります。

このことから、録音再生機能を有効に活用していただくことも有事の際に重要になることと考えていることから、決して行政サービスの低下にはつながっていないものと考えております。

また、4月からの本格運用以降、町民の皆様からご意見をいただいているお悔やみ放送につきましては、12月から、午後7時50分頃からの行政だよりの定時放送以外のお悔やみ放送のみの放送時には、繰り返し放送を行っているところであり、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目のごみ処理の対応についての御質問にお答えいたします。

ごみの排出につきましては、議員御質問のとおり、当町においても一定のルールを決め、収集運搬に係る場所については、町民皆様の御理解と御協力の下、一律のルールにより実施しております。

なお、大型ごみにつきましても、収集しやすいよう1階または自宅前に置くよう協力をお願いしているところがあります。

現在、住宅内からの搬出につきましては、搬出の際、住宅等の破損の可能性もあることから、搬出事業者においては住宅等の事情により相談の上、有料にて行うことができると聞いておりますことから、町において搬出に関する体制を整備することは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の主要事業施策の政策決定の在り方についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の政策調整会議で審議されている事案についての御質問ですが、政策調整会議につきましては、副町長を議長として7名の課長が構成員となり、新たに実施しようとする事務事業や事業内容の変更により目的や予算が変更する事務事

業、投資的事業やソフト事業を審議対象として、評価基準に基づき各事業の評価を行っているところであります。

次に、2点目の主要施策の町民周知についての御質問ですが、町では上富良野町情報公開条例に基づき、行政文書・資料、会議録を開示してきましたが、平成17年6月からは行政ホームページで主要会議の会議録を御覧いただけるようにし、会議資料につきましてはホームページには公開せず、必要な方は各会議所管課または総務課まで申し出ていただくようホームページ上で周知をしているところであります。

このことから政策調整会議の会議資料につきましてもホームページには公開していないところであります。

また、町民への周知方法としてホームページに執行方針、主要施策概要を掲載するとともに、「知っておきたい、ことしのしごと」を作成し、ホームページに掲載し、町民の皆様様に周知を行っているところですので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、昼食休憩といたします。

再開は13時15分といたします。

午後12時02分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、昼食休憩に引き続き、会議を再開します。

再質問、6番林敬永君ありますか。

6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 午前中に引き続きまして、質問をさせていただきます。

午前中に大きな4項目を質問させていただきました。まず特別養護老人ホーム、ラベンダーハイツの運営で三つ質問させていただきました。今後の修繕の予想される箇所とか、施設の運営、そしてまた施設の建て替え等々の計画について町長のお考えをお聞かせいただいたところでございます。

まず、今後も修繕が予想される箇所についてであります。令和5年度、私は当初はラベンダーハイツのほうに勤務させていただいておりましたので、ちょっとは町長より詳しいかもしれませんが、町長はその以前に3年間私より先に町長で、細かいところまでも説明受けていらっしゃると思いますので、そうしたことも念頭に置きながら、ちょっと御質問をさせていただきます。

町長の答弁にもございました施設については、ちょっと皆さんも午前中だったので忘れていたかな

と思いますけれども、ラベンダーハイツ自体、構造物、給排水設備、電気設備など経年劣化等により不具合や破損、故障が生じていて、確認の都度必要に応じ修繕を行って施設を管理していらっしゃるということでございました。何か早い話、全てにおいてそういう修理が必要になっている現状ということであります。私も向こうのほうに勤務させていただいた中で、びっくりするような修理等々を目の当たりにしておりました。

そうした中で、その施設について10年くらい施設を、おおむね10年を目途に修繕を掲げているということで話されておりましたけれども、修繕もその10年後にどうするのか、10年後に建て替えてどこかに行くのか、また、あるいは今のところで建て替えるのか、そういうことをしないでリフォームをしながらとかという、そういう形を含めた計画がないと、修繕、せっかく投資しても投資したものが返らない恐れがあると思います。そうしたことを考えたときに、10年後の目途、先の目途、修繕に対する目途をちょっとどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

先の町長の1回目の答弁にありましたように、今計画期間中は令和10年でございます。その間に一定程度、あとそれが5年後期残っているわけですが、その間に方向性を示さなければ、次の第7次総合計画のほうに載せることができませんので、いわゆるこの計画が終わってから考えるというのではもう当然、議員おっしゃるとおり間に合わないわけですから、この後期の中でいろいろな検討を進めて、そのような姿、基本的には入所される方々の、ハイツだけの問題ではなくて、町全体とか、富良野圏域全体で特別養護老人ホームのベッドがどれくらいが適正なのかということも考えながらやらないと、ハイツのことだけでは済まないことですので、そういったものを、やはりこれからの後期の5年の中で一定程度設ける。

それから、第7次に入ってから手をかけても、結局もし建て替えるにしても大規模改修するにしても何するにしても、また数年の年数かかるわけですから、そういった期間も含めてのおおむね10年くらいはまだかかりますということを先の答弁で町長のほうからも申し上げたところでございますので、これからの現計画中の後期の間には、議員御指摘のとおり、全体の介護の施設、そういった高齢者の施設のバランスとか必要量を町内だけでなく広域的にも見ながら、最終的な判断をする時期がここ数年の

間に迫られているということは、もう我々も御指摘のとおり自覚しておりますので、そういった部分で今計画の期間中にはきちんと検討を進めながら次の計画に、議員御指摘のように大規模改修なのか、どこかへ行って新築で建てるのか、それとも今の場所で何とかするのかとか、あとは運営の形態とか、そういったものの全てを含めた中で、ここ数年、5年、この計画の間にとりか、次期計画に載せるために検討を進めていかなければということをお我々としても認識してございますので、そういった部分御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、副町長に答弁いただきましたが、副町長の答弁していただいたとおりだと私も思っております。本当に先送りすることもできないし、かといってあそこは実際生活している場ですから、大規模修繕といっても簡単に右から左にもいかないということも重々承知しております。決して問題を先送りするわけでもないということでありますので、今の運営状態も併せて、施設自体、構造物、一番は給排水設備がいかれてきていると感じておりますし、今年の200万円の修繕も、もう既に枯渇しているのではないかなというふうに推測いたします。ぜひそういうものを含めて、今副町長答弁いただいて、町長も最初に答弁いただいた施設の在り方、できるだけ早くそういうものの具体的な道筋をつけるように考えていただけないか、もう一度御質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、特に給排水の部分ということでございますけれども、御存知かと思っておりますけれども、給排水自体については本当に全て老朽化進んでございますので、今は不都合が起きたところ、起きたところという形で修繕しながらでないと、プロの方の、設計の方の目から見たら、当然だけれども全部取っ替えということになりますけれども、御指摘のとおり全部取っ替えするという事は入居している人がいるところなくなってしまうわけですから、そういったことからいきますと、部分的、段階的に整備をしながら、必要に耐えられるような修繕をしていくということしか今のところはなかなか難しいというのが現状でございますし、それからまたそういった部分、大きく全部やるということは、残り、施設の使用期間に対して、その大きな整備がどうなのだという事、やはりしっかりと検討しなければならぬことですので、そういったこと、御指摘の事項を十分承知しながら、計画的に、また、それ

から故障が発生した場合の対策をしっかりとしながら進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 副町長に重ねて御回答いただきました。そのとおりで、とにかく1日でも早く全体的な考えを示していただいて、どうするか、現場も混乱しないような対応を図っていただくように切に願いますのでございます。

次に、2点目の施設運営の進め方についてでございます。施設運営ということで、平成29年でしたか、繰入が始まった、スタートしたということでございます。今の介護制度の中でいくと加算でそれぞれ一修正までが入っているというふうな形にはなっておりますけれども、そういうものが加味された中でも、一定額のサービス収入がまだ入っておりません。その関係で今後の運営について、繰入を含めた支援の在り方も今後十分検討していく課題というふうでございます。

私のほうから提案という形になるかもしれませんが、ラベンダーハイツの運営ですけれども、今回他の事業で特別会計で、公営企業法の適用を受ける準備を進められているところだと思います。このラベンダーハイツ、介護福祉事業についても、公営企業法の適用を受ける、そういう考えがあるかないか御質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えします。

御存知のとおり、ただいまの水道の下水道と簡易水道事業につきましては、国の期限きちんとありますので、それを守りながら対応していくところでございます。ただ、ラベンダーハイツについては、まだそういったものについては、直接の検討始まっていないことでございますから、必要があった場合には必ずそういった適正な会計ののってやっていかなければならないことでございますから、そういった部分も含めてやっていくということでございますけれども、基本的に企業会計にした場合には、ちょっと複式のほうに変わったり、財産のものが、今下水道がやっているのを見ていただいているから分かると思いますけれども、そういったことがありまして、すぐできるということではございませんで、そういったものが生じた場合には計画的な対応を図っていくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 公営企業法の適用云々については、国のほうでもう既に自治体のほうに通知文書とか出されている現状があります。ぜひ、総務省

だったか厚労省だったか、ちょっと失念しておりますけれども、ホームページを見ていただければあるかなと思いますけれども、公営企業法の適用を受けることによるメリット、いわゆる資産価値とか、そういうものが明確になりますし、これからやる、今入れている繰入金についても町独自の繰入基準という形を取っていらっしゃると思いますが、そういうものがルー尔的なものを入れることが可能になります。そうしたメリットをぜひ参酌いただきたいなというふうに思っておりますので、いま一度御答弁いただきたいと思っております。公営企業法の適用について、将来的に考えていただけないかということで、再度御質問させていただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えいたします。

その部分についても、しっかりとメリットと、これから研究していくということでございます。ただ、公営企業になれば、先ほども申し上げましたけれども、財産をきちんと償却しながらということになりますので、例えば建て替えですとか、そういったことが生じた場合には、また財産の価値もいろいろ変わってくることもございますので、そういったことのタイミングもいろいろと検討しなければならないことのうちに入ってきます。それからあとは法的にいつまでという部分とか、議員御指摘のとおりメリット、デメリットありまして、その中できちんと繰り入れする基準、ルールを研究、勉強しながら、適切な時期に適切に対応するよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 法の適用を受けるというのは準備等々ありますから、非常に大変なものがあります。ですが、答弁にもありましたけれども、全国の6割の特別養護老人ホームが赤字決算、令和4年度で赤字決算になるなど、官民を問わず経営の厳しさがということでございますので、そうした何が不足して何が充足しているのか、そういうものを特別会計というものの見方、尺度の見方ではなくて、公営企業法の中で位置付けをしっかりと見た形で施設運営を進めていただきたいというふうに思います。

当然そういう形になりますと給与など、いろいろなものが課題にもなりますし、ただ働く職員の皆さんについては決して悪いことばかりではございませんので、また入所者の方についてもメリットが生まれると思っておりますので、公営企業法の適用に向けたぜひ準備なりを進めていただきたいと思っておりますし、また併せて簡単に入るものではありませんので、国の経営アドバイザーとか、そういう制度をつかって

町として準備していただきたいというふうに思います。いま一度お返事をお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

公営企業法の適用、複式単式から複式資産計上も含めてなのですが、基本的に単式から複式になってもキャッシュのフローは変わりませんので、そこは同じだと思いますが、議員おっしゃるように繰入金
の基準とか、いろいろ借入するのにどうだとか、有利な面があるものかどうか、その辺も有利な面があるの
のかわかりませんが、企業会計ですとなかなかエネルギーいりますので、資産計上するのに全部洗いざらい計上しなければなりません。なかなかエネルギーがあるので、その辺のメリットも見極めながら進めていきたいということで、検討して進めていかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ぜひラベンダーハイツ、これからなくなるとは大変困る施設です。さらに環境がよくなるように、理事者におかれましても、これからも引き続いて協議、検討をしていただければと思います。ぜひお願いいたします。

三つ目のほうの施設の建て替え等についてでございます。私も町のホームページの会議録を読んで、前後のほうちょっと読み方足りなかったなというふうに思っております。天変地異の災害等がない限り計画云々につきましては、確かに6次総計前段のところ
で触れられていましたので、私の質問不足だなと思っておりますので御容赦いただきたいのですが、建て替えについても修繕についても、どちらにしても早期に進路を決める必要があるという点については町長と同じ考えだと思っております。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど副町長も述べられたとおり、10年何もしなくていいというわけではありません。もう今から進めて、次の7次総計に載せるためには今からもう準備を進めていかなければならないと、このように私も考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町長と同じ思いをさせていただきましたので、ぜひこの後も引き続き、私のほうもいろいろな御意見を述べさせていただきますのでよろしくお願
いしたいと思います。

次に、項目二つ目の防災行政無線の運用についてでございます。6月に同僚議員が、先輩議員と申すので
しょうか、この場合、一般質問していたのをちょっと私も失念して
ございました。その中でも防災行政無線のお悔やみ放送の見直しとい
うのが不評ということで、2回から1回というのが不評で、私も
政治活動選挙期間中、その後もいろいろな方からお悔やみ放送が2
回になった1回、これはないんじゃないのということで、声を大に
してぜひ私の声を届けてというふうに多くの方から背中を押され
てございます。

防災行政無線、確かにデジタル放送になりましてAIの声になっ
てございます。文字数だということで6月の同僚議員に対する回答
の中で文字数のことをお話されておりました。そのときに、6月に
インターネットの改良とか、そういうことも答弁されていたように
読んでございます。4月から始まって半年強ですか、今12月です
から、当然この間、住民のほうも慣れたという点もやぶさかではな
いと思いますが、この防災行政無線、私も町職員となったときの
昭和50年代後半に整備されて、そのときから何時に放送するとか
、放送内容をどうするのとか、いろいろなことがありました。その
中で行き着いていたものがお悔やみ放送で、唯一この放送だけは
本当に誉められるくらいでございました。

回答のほうにございました、答弁のほうにございましたけれども、
お悔やみ放送、12月からですか、定時放送以外にということで御
答弁をいただきました。私思うのですけれども、今定時放送って
7時50分くらいからなのですけれども、誰が決めたのって町が
決めただけでございます。特にそれが7時45分になろうが7時4
0分になろうがそんなに変わらないのかなというふうに思います。
私の提案でございますけれども、定時放送の時間帯を見直して、
例えばですけども、定時放送の時間帯を見直して、一つ区切って
、お悔やみがあればお悔やみを7時50分からにするとか、そ
ういう見直しというのは、2回から1回にするときに検討され
たのかわかりませんがちょっと確認させていただきたいと思
います。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 6番林議員の御質問にお答え
します。

すみません、ちょっとマスクのままで失礼します。

議員御質問あった、お悔やみ放送、定時放送の関係につきま
しては、一連の流れということで、現在、先ほど言った文字数の
関係で、行政だよりのボリュームも若干、今までしゃべっていた
分よりも若

干短めにしております。定時放送としましては災害行政無線の日々のお便りを4件、お悔やみを1件と想定して仮定させていただいて、お悔やみなので1件から2件という場合もありますので、それを想定した中の文字数ということになっております。続けてやるということが今までの流れになっておりますので、ちょっとその部分は検討しておりません。ただ2回放送すると、また間違ったのではないかというような誤解を生む場合もあるということで、一連の放送ということで今回検討させていただいたところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 担当課長からの細かい説明ありがとうございます。

町民はもうお悔やみ放送ほとんどメインで聞くぐらいに防災行政無線というのは今なっているかと思えます。ぜひ、そんなに難しいことではないと思えますので、この定時放送の時間を少し5分早めるなりして、そういう区別をして、いま一度今までやっていた2回のほうに戻すように何とか検討していただけないかなというふうに思います。もう12月からそもそも7時50分以外の定時放送のときは時数が足りるので2回ということでもありますので、2回だ、1回だとこだわっていないのかなという気もしておりますので、ぜひ定時放送の時間帯を見直しながら、今まで2回していたお悔やみの放送について、町民の声、大きな町民の声がまだあります。役場に寄せられてないような感じでございますけれども、役場に寄せられる声が私たち町議のほうにも来ております。ないということではありませんので、ぜひ行政だよりの定時放送についての見直しを図っていただきたいというふうに、もう一度御質問させていただきたいと思えます。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 6番林議員の御質問にお答えします。

議員の提案も一つの案として参酌させていただきたいと思えますが、町長の答弁にございました、後ほどの答弁にございました防災行政無線の本来の役割というところで、今回のアナログ波からデジタル化に変わったということで、個別行政無線の機能というのも新たに追加されております。録音機能というのは、基本的には緊急放送の場合は押さなくても録音できるのですけれども、再生に関しましては皆さんに使っていただきたいという機能の一つでございます。できる限り、その機能を使うことをまず覚えていただきたいということは私たちのまず一つのお願いの一つでございます。

災害に関しましては、当初入った昭和50年度からかなり年度が経過して災害の種類とかも変わっております。昔は行政誘導型の防災でありましたけれども、今は住民主導型ということで、私たちが放送したのを必ず聞いていただきたいというところの部分の気持ちもございます。その辺の理解していただきたいと思えます。議員の提案も一つの考えとして検討させていただきますので、よろしく願います。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 担当課長、検討すると答弁しております。町長よろしいですか、そういう答弁で町長も同じだというふうに。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

今担当課長が運用について述べましたとおり、担当のほうで運用について検討してまいるということで私も理解しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ぜひ実行に移して行って、移るよう準備を進めるようお願いしたいと思えます。

先ほど来からの個別受信機の録音の機能のお話出ております。せっかくデジタル化したのですから、そういう無線機の取扱いに慣れてほしい云々ということをおっしゃっていますので、2月の広報誌かな、その以降、そういう防災無線の取扱いについての町民に対するお知らせというのは広報では読んだ気がしない、見てはいないのですが、そういう住民周知にもう少し時間を費やして理解を得るような形というのは取れないでしょうか。いわゆる機器の運用について住民の皆さんにこういう便利な機能があるのだよという、促進を進めるということでもありますので、そういうものを広報誌に掲載するとか、考えがないかお伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まだまだ使い方が分からないという方もいらっしゃるというのは事実でございます。それから設置するときに今までのならいで手の届かないようなところに設置していて、簡単に再生ボタンを押せないわというような方もいらっしゃいます。そういったこともお話も聞こえてくる部分もありますことから、いま一度使用の方法ですとか、そういったことについて周知のほうに努めていくようにしたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） ぜひ周知のほうをお願いしたいと思います。

1 点、ちょっと運用のほうの確認だったのですが、私、防災行政無線の録音機能使っておりませんでした。ただ、あるときから使うようにしたのですが、それはあるときというのは先月 11 月に東 6 線北 17 号で熊が出たという防災無線が日曜日の夜 6 時にお知らせで入ったのですが、その防災行政無線では朝 4 時半頃に熊が出て、注意をしてくださいと夕方 6 時に流れたのです。男性の声だったのですが、A I の声だと女性ということで限定されておりますので、そういうときって防災行政無線ですから、運用のときに緊急時という扱いになるわけでもないのかなというふうにちょっと疑問符がついたのですけれども、今年は熊の出没も多くて、人身事故等が多発していたということもあったのですが、そういう運用というのは、今誰がどの時点でどう判断して流しているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 6 番林議員の御質問にお答えします。

ちょっと私、本当の所管ではないのですけれども、基本的に防災行政無線については所管は防災のほうになります。行政日より、広報・公聴の関係で私どものほうの通常やる業務というのはやっておりますが、それ以外、普通にいる平日の昼以外もそうですけれども、災害等の応急事案、災害の緊急時には直接放送ということで総務課のほうの対応となっております。

以上です。

（「発信元が分からない」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 発信元というか、どこどこからのお知らせですと……。

（「熊が早朝出たのに、すぐ防災無線で流すわけではなくて 14 時間後に流すという運用というのは……」と呼ぶ者あり）

○町民生活課長（山内智晴君） ちょっと私には分からないのでごめんなさい。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） すみません、ちょっと細かすぎてそこまで確認できていないと思います。ごめんなさい。いずれにしても、運用方針について、しっかりした位置付けをもって、これからも今まで以上にあたっていただきたいということで私の質問に代えさせていただいておきます。

次にごみ処理の関係について移らせていただきま

す。

ごみ処理につきましては、質問にも書かせていただきましたが、大型ごみが自分でクリーンセンターに搬入できなければ表に出していただくと、シールを貼っていただければ指定業者さんに持って行っていただけるというふうになっています。これは私もごみ担当していたから十分分かってはいるのですが、そのときからも思いはあったのですが、若い人なら当然運び出せるけれども、ちょっとしたものでも歳を取るとそういうことができなくなると。そういうのも一つの基礎的な行政サービスの一つだというふうに私は捉えてこの質問に至ったわけでありまして。答弁については有料で行うからいいのではないかとというふうな答弁だったと思いますけれども、こうした高齢者世帯とか、そういう世帯に対する福祉支援という位置付けではものは考えられないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 6 番林議員のごみ出しの関係の福祉サイドの行政サービスの考え方についての質問でよろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（深山 悟君） 町のほうでは社会福祉協議会のほうに生活支援体制整備事業ということでおたすけサポーターというような制度がございます。そちらのほうで対象者につきましては 65 歳以上の高齢者、あと心身に障がいを持つ方、後その他需要のある方ということを対象にしまして、用務については、サポーターがいろいろなサービスを行うということで、サービスの一つとしましてごみ出しとか、後買い物御用聞き、あと自分の自宅の草取りとか草刈り、あとは家事支援というのがありまして、社会福祉協議会のほうにも確認しましたら、そういったごみ出しのニーズも実際にあって対応していますよという情報を得ていますので、福祉再度のほうとしましては、社会福祉協議会の委託事業として実施しているということで御理解のほう願いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 福祉事業の位置付けにもう既になっているというふうに理解させていただきます。私が考えているのは、職員がこういうものも一つのサービスとして稼働してはどうかというふうには私は考えております。そうした意味での質問だったのですが、ちょっとすみません、分かりづらいという点もありますので、今後私自身も注意いたしますので。できるならばこういうごみ処理一つについても、高齢者の福祉支援の一つとして町長にはいろいろな意味でこういうものを高齢者支援サービ

スの一つとして考えられるように思うところでございます。いかがでしょうか、町長。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

行政サービスとして議員は捉えられているということです。そういうことで職員だけで対応するというのは、なかなか限られた職員の中で、この高齢化で、制度として確立するのはなかなか難しいかな、そういうふう感じております。今、保健福祉課長のほうでも高齢者の事業として社会福祉協議会でやっておると。行政が何でもかんでも必ず職員がやらなければならないということは人的資源が限られている中ではなかなかそういう社会福祉協議会の皆さんにそのお任せしたり、もっと言えば御近所の方、公助ではなくて共助なんかも含めて、そういうところにも期待するところですが、何よりそういうふう困っている方が結果的に何らかの誰かが、どんな方でも、公でも共助でも構いませんが、困っている方が何らかのそういう手段があれば、結果的にはいいのかなというふう考えておまして、議員おっしゃるように直接行政がということは今のところは考えを持ち合わせていないところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町長のお考え分かりました。私はできるものは一つでも職員が一つでも汗をかくのもいいのではないかなというふうに思って質問させていただいておりますので、町長の今現在のお考えについては決して理解しないわけではありませんので了解いたします。

最後になります。時間がちょっとなくなってくるのであれなのですけれども、主要事業施策の政策決定の在り方ということで四つ目に質問させていただいております。政策調整会議、7名の課長が構成員となっていると。新たに実施しようとするもの云々というふう書いてございます。ちょっと先ほどのところで、これは副町長が議長だから、座長ですか、座長だからあれかもしれませんけれども、新規事業、いわゆる新規事業の事務事業とか、既に実施している事業内容の変更により目的や予算が変更するもの、そういうものを審議対象としているというふうにご答弁いただきました。これにはソフト事業、ハード事業、それぞれ金額的なシーリングとかを設けてされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えします。

これらについては、一応対象は全事業ということになっておまして、その中から政策調整会議の中で評価すべき事業を選考しながら決定しているところでございます。基本的にはソフト、ハード問わず、政策に関わるもの、これについては原則としては町独自の考え方をもちやらないといけないものとか、そういった場合については、一応、基本的には政策調整会議にかかって、事前評価、それから3年ごとの事後評価というものを行うということになってございます。

それから通常の管理の範囲内でやることですか、例えば国や道のルールに従ってやることというのは、これは政策を挟む余地がもしなければ、政策調整会議というよりは通常のヒヤリングですとか予算の審査の中で決まっていくことになるのかなと思っております。

今、林議員御質問のように、幾らだから絶対だとかいうことというよりは、その内容によって審査しなければ、相当量の事務事業ありますから、100万円以上は全部と、そういうような線引きで行っているものではないということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） そうすると、先ほど午前中の一般質問、同僚議員いたしました、1番議員が質問されていた予約型乗合タクシーとか、高校生までの医療費無料化というのは、この政策調整会議のものには議題としては上がる、上がらない、どちらでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的に制度の部分で確立しているものは政策調整会議にかかりませんし、それから一定程度的見直し、例えば今回のようなものは範囲の変更みたいな形になりますので、例えば地区を一括するかというようなことになりますので、そこまでの政策評価についてはしていないということになります。今回の件については。

通常の範囲内で変更する場合も、ものによってはやはりかけなければならないものもあるのではないかと思います。ただ、議員御指摘のように原則としてはそういった変更についても、変更、拡充、縮小、そういったものについても事前評価、事後評価というものが対象になっているということは間違いのないということで御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、座長である副町長に説明いただいたわけですから、なかなかそうした

説明って、私は分かりますけれども、あまりそういうものに慣れてない町民の皆さんからすると、なかなか分かりづらいのではないかなというふうに思います。

午前中の答弁にもありましたけれども、町民への周知方法が町のホームページにそういうものを多々載せていますよということでありました。私も職員を離れてからホームページ見ていますけれども、すごく分かりづらい部分、これはホームページに出ているからあれなのですけれども、令和5年8月9日に第7回の政策調整会議というのがホームページのほうで見れるようになっております。ちょっと副町長たくさん数こなしているからもう忘れているかなと思うのですけれども、1時間20分の協議やって、議題が保健福祉課の3歳未満児の発達支援センター利用料無料化という1件で、担当課から必要だから上がって、見直し、実施というふうに結論が書いてあるのです。その会議録に何がどうしてどうなったのというものが書かれてないことから、すごく町民のほうからすれば、わざわざ役場に行って担当課でしたか、担当課には、総務課に言ったら資料が出るというふうな、そういう扱いを今されているというふうに御説明もありましたが、今もう時代というのはそういう町の姿勢ではなくて、行政自らが情報をどんどんしていく情報発信の場であると思うのです。そうしたものがどうしても何か欠落しているように思われてなりません。ぜひ新年度、主要施策の町民周知について、ホームページ以外でも町長には積極的な発信をお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

情報公開の何をするかということだと思います。基本的に情報公開ですから情報公開はするのですけれども、その手段はたまたまと言いますか、昔はそれこそ役場に来てもらって、それを秘密にしないということで公開するわけなのですけれども、たまたまこういう時代でインターネットが発達しているので、いろいろデジタル技術を用いて、ホームページなんかで公開できるのですけれども、公開できるので何でもするかと言ったら、それこそ時間と手間がかかって、資料を全部つけるかどうかというのは、政策調整会議に関しては今言われたとおり資料載ってないのですけれども、ほかの会議なんかというのは、資料なんかは載ってまして、議事録はちゃんと行政サービスとしてホームページに載せているわけで、手間と時間、ボリュームなんかもいろいろ考慮して、何をどう載せるかというのはいろいろ検討

する、一般論として政策調整会議のみならず、いろいろな議事録、会議結果とかありますので、それを全部資料をつけるというのはなかなか難しいと思いますので、メリハリと言いますか、町民の方が必要などころはもちろんそうなのですが、どういうところで詳しく資料なんかもつけたらいいのかというのは、今後いろいろ考えながらホームページ載せなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、6番林敬永君の一般質問を終了いたします。

次に、10番井村悦丈君の発言を許します。

○10番（井村悦丈君） 私からは、2項目、4つの質問をさせていただきます。

まず1項目目の草分防災センターについてですが、草分防災センターは、平成2年に建設され33年が経過して各所に老朽化が表れています。

地域の方々からは、町・教育委員会はよく対応してくれているとは申しておりますが、まだまだ早急な改修箇所が必要と言われております。

十勝岳も30年から35年周期で活動を活発化する傾向にあり、また、東西に河川もあり、近年は創造を絶する異常気象にも見舞われる恐れもあり、避難所として使用されないことに越したことはないが、いつ起こるか分からない災害に備え、特に冬場の万全な備えや対策が必要と考えます。

仮に非難された方々にとっても、避難所生活は初めてのことで困惑し、ストレスになると想像するとき、少しでも不便さをなくすよう、設備に関するものだけでも整備されたいと思います。

また、屋外にある公衆トイレについても、上富良野開拓記念館トイレが1つしかないことから、防災センタートイレを利用するよう促す張り紙があり、駐車場には24時間利用可能と表記された立て看板が立てられています。女性や子どもが利用に来ることがあるようですが、屋外トイレは、水洗洋式便座でないということから利用を拒む人も多いと伺っています。

そこで、まず3点お伺いしたいと思います。

一つ目に、ホール・和室のFF式暖房機が不調で部品供給期間も過ぎていることから修理もできず使用もできない数台の暖房機は入れ替えの必要があるのでは。

また、浴室の灯油ボイラーも不調と伺っていますが交換検討されているか。

二つ目に、屋外トイレの洋式化は考えているか。

上富良野開拓記念館からのトイレ利用については、車で移動する方は別として、横断歩道もなく交通安全上、危険であり、駐車場利用者もいることか

ら屋外トイレを新設したほうがよいのではないかと思います。

三つ目に、非常電源としてガソリン発電機が備えられていますが、昨今の家電品は、インバーター内蔵の発電機が必要ではないか。

次、2項目目ですが、学校給食費無償化について。

昨今ニュースなどで、2023年3月に少子化対策のためにたたき台で発表されました。

公立小中学校での給食費の無償化を検討すると国でも議論されていますが、基本給食費は保護者が負担するものであるが、既に自治体独自で給食費無償化を行っている自治体もあるというふうになりつつあります。

財源確保の必要性が生じることからどのようにお考えか、子育てにおける経済的負担を考え、住みたい町の選定として自治体格差のないようにされたいということで、そこでお伺いしたいのが、小中学校学校給食費の無償化を行わないのかということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中澤良隆君） 大分暑くなってきていますので、もし暑い方は上着を取ってもらって結構です。寒い方はそのままです。

町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の草分け御防災センターについての3点目の御質問にお答えしたいと思います。

当該施設につきましては、地域防災計画に基づき十勝岳噴火災害などの災害時において緊急避難場所として指定されており、災害時においては避難所を開設し対応する計画となっております。

現在設置されている発電機につきましては、電源コードを利用して屋外外壁の配電盤に接続し施設の電気設備を確保するものであり、停電時には施設内の電源プラグは機能いたしますので、通常の家電製品には対応できるものとなっております。

また、当該施設の発電機につきましては、一部不具合が生じておりましたので、本年度春に整備し、管理人により毎月運転確認を行っているところであり、先般担当者においても稼働の確認を行ったところ問題なく作動することが確認できましたので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の草分防災センターについての2点の御質問についてお答えさせていただきます。

草分防災センターにつきましては、平成2年に地

域防災組織の活動拠点と災害時の避難施設、地域住民の集会等の機能を併せ持つ施設として建設され、その管理運営は草分住民会に委託しているところであります。

まず1点目の施設に設置しています暖房機の更新に関する御質問につきましては、当施設は公民館分館の位置付けもあり、毎年度、住民会長及び分館長に対しまして、施設管理に関する要望聞き取りを実施する中、公民館分館長及び関係住民会長を含めた会議を開催しながら、分館活動及び施設管理に関して確認させていただいております。

今年度、草分住民会からは、草分防災センターの暖房機更新の要望を伺っているところであり、その使用状態などを確認しながら、他施設の要望も含めまして検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に2点目の屋外トイレの洋式化についてですが、この施設は、草分防災センターと併設するコミュニティ広場に設置されているトイレであり、管理は同じく草分住民会に委託しているところであり、外壁・屋根などの状態に応じ修繕を施してきております。今回、草分住民会よりトイレ洋式化の整備要望を受けているところでありますが、町内の同様の施設との整合や利用状況などを十分検証しながら整備について検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、開拓記念館敷地への屋外トイレ設置につきましては、利用頻度や事業規模、維持管理等を十分見極める必要があると考えるところであり、現在のところは新規に設置する考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の学校給食費無償化についての御質問にお答えさせていただきます。

学校給食費無償化につきましては、これまでの定例会一般質問においても御質問をいただき、御説明申し上げておりますが、学校給食につきましては、学校給食法において、食材の購入に要する費用は「保護者の負担とする」と規定されておりますことから、給食費の全額を賄い材料費のみに充てているところであります。なお、施設及び設備に関する経費並びに人件費など、学校給食の運営に要する賄い材料費以外の経費につきましては、設置者である町が負担しております。

町としましては、これまでも給食費の軽減を図るよう定額の助成を継続してきており、さらに令和4年度の物価高騰による賄い材料費の不足分につきましては、給食費の改定によらず、町が全額支援するなど、応分の負担をしてくれているところであり、令和5年度につきましても同様に継続しているところ

であります。

また、給食費無償化に関して国からの情報は現在示されていない状況にあり、国の動向を注視するとともに、学校給食を担う富良野広域連合及び関係機関と連携し、調査・検証を進めているところであり、現時点におきましては、給食費無償化の道筋には至っていないことから、現時点におきましては、給食費を無償化することは難しい状況にあると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君、再質問ございますか。

○10番（井村悦丈君） ただいま御返答いただきました1項目目の当該施設について、避難施設、公民館分館機能の位置付けとして草分住民会に委託しているということについても承知いたしているところでございますが、また、それぞれ他地域においての要望改修は優先順位をもって予算付けをして順次行われていることを認識しています。

今回、なぜ質問させていただいたかですが、分館施設という機能というよりは避難所としての役割を持つ防災センターの設備についての備えであります。

1点目の暖房設備についてですが、防災避難所は災害時に安全かつ適切な場所に避難する施設だと思います。十勝岳噴火、洪水、台風、地震など、自然災害やほか緊急事態に備えて、避難所には避難者が基本的に必要な生活設備が整っていることが求められると思っております。その点、常に整備されていなければならないという中、冬期とかの暖房設備が必要な場合を考えたとき、どのようにお考えかなという質問をいたします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の草分防災センター暖房機整備についての御質問にお答えさせていただきます。

私も現地を確認させていただき、管理人と同行しまして、どのストーブがどういう状態なのかは先日確認させていただきました。現在、センター全体として10台のストーブがございますが、紙を貼って、これはちょっと使用ができないよということで管理人が、地域住民の皆さんが使うための目印を付けていただいて、現在、ホールは2台の大きな暖房機が稼働しておりますので、そこで暖は取れるということで、そこに付随しているFFのストーブは使わなくても大丈夫だねということはこの間確認してきました。

次に、和室にも3台用意しておりますが、3台のうち1台は平成11年に更新しておりますが、2台

がやはり建設時に付いたものが付いておりまして、それについても少し不具合があるということで聞いておりますので、それは毎年、私たちストーブをつけるときには、大体夏の間に整備点検を出すとか、そういう点検をしながらストーブが安全に使われるかということを確認していただくようには指導しているのですが、なかなか地域においても管理人も変わり、やはり皆さん使っていく中で、公共施設ですので、その辺を自分たちで確認もしながらというところがなかなか私どもも説明不足もあったようですので、それについてもこの間、先日打ち合わせをしながら確認をし、確かにこれは事件が起きてからでは遅いので、使えないものについては速やかな更新計画を立ててやっていかなければいけないと思っておりますし、防災センターでもございますので、非常時のときの対応としましても、それについては対応していかなければいけないですが、教育委員会が所管している関係では、草分防災センターを含む11館、町内で持っておりますので、その中での整備計画の中でこれは更新していかなければいけないと考えておりますので、優先順位としては、私の中では、個人的には高い位置にはあるかと思いますが、今年実は草分防災センターさんは男子のトイレの洋式化、屋上防水を優先させて令和5年度に整備させていただいたものですから、次の住民会長さんと分館長さんが、次はうちのところかなと待っているところもあるということも御理解いただきながら説明していきたいと思っております。ただ、不具合は決してあってはいけないことですので、それは現場に職員派遣して確認しながら使用していただけるように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今、教育長から御説明あったとおり、私も確認させていただいております。しかしながら、防災センターの機能としては早く整備されたほうがよいと思っております。

2点目のコミュニティ広場の屋外トイレですが、管理は同じく住民会委託とありますが、上富良野開拓記念館でのトイレ利用を別案内していることから、整備は行ったほうがよろしいのではないかなという質問でした。

それで開拓記念館の、コミュニティセンターの水洗トイレはいずれ行方という認識でよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の草分コミュニティ広場のトイレ洋式化、水洗化とも今御質問があったかと思うのですが、実は私どもが、教育

委員会が各地域をお願いをしているコミュニティ広場が6か所ございまして、このうちトイレで洋式化になっているのは日東会館の隣にあるコミュニティ広場のみで、ほかは全て和式になっております。こゝも東中、富原も含めての施設整備になりますので、このときは3か所とも、きちんと優先順位等もつけていかなければならない案件だと思いますので、整備についてはきちんと計画を立てていきたいと思ひます。

ただ、草分地区は上富良野町の美瑛町から入ってくる入口になっておりまして、大変町の顔だと私も認知しております。そしてあそこにはパークゴルフ場も地域で整備をしていただいて、多くの皆様があそこに通ってらっしゃることも知っております。

この間、地域の方からも、住民課長からも聞いてゐるのは、開拓記念館がどうしても開館時間が短いことから、やはり開拓記念館のあそこの木のところで、日陰で大変涼しいので、そこで休んでらっしゃる、かなり観光客、あと事業所の職員の方もいらしゃって、トイレも利用があると。トイレが外を使えないときは中で管理人がいれば中のトイレも使っているという実態もお伺ひしたところでございませぬ。

この辺については、洋式化に向けては、少しちょっと急に今回予算要求にすぐということには、ちょっとまだならない、どちらかというとも草分防災センターの暖房機のほうが私としてはちょっと優先順位高いかなと思ひますので、そういうことで同じテーブルには乗っていくにはちょっと難しい事案かなと思ひしておりますので、ほかの地域にもそういう和式のトイレもあるということも十分御理解いただきたいと思ひます。

ただ、**○議長**としては、今の時代、洋式化でなければ利用する方がトイレを嫌うというところは十分私も認知しておりますので、それについては町のほかのコミュニティ広場のトイレと合わせまして、整備計画については検討してまいりたいと思ひていませぬ。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 教育長自らほか施設のことも出たので、確かに水洗化されたときに、いろいろな分館等見てまいりますと、トイレの整備が本当に遅れている。それは本当感じていたのですけれども、今日は案件が違うと思ひて、そこを広げてしまうとまた大変なので言わないですけれども。開拓記念館は利用頻度というお答えもありましたけれども、年間どのくらい今利用されているのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（谷口裕二君） 10番井村議員の開拓記念館の利用の関係でございませぬ、すみませぬ、今現在、利用関係の人数も、ちょっと数字については手持ちしてございませぬので、答えについては控えさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今数字はまだ分からないということですが、今後、泥流地帯映画化プロジェクトも実現性の高い映画化を目指して再始動されたということから、対外的にも注目され、来場者数が増えることも予想されます。また、駐車場としても利用されていることから、利用頻度、維持管理等十分見極めながら、設置に向けて対応していただきたいというふうにお伺ひします。

3点目の非常用設備に備えられている発電機ですが、容量的にどのようなことで設置されているのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 10番井村議員の発電機の容量等について答弁させていただきます。

町長のほうで答弁させていただいたように、配電盤につなげれば、中央ホールの電気以外の部分については通常に使えるという程度の容量となっております。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） ということは、あの発電機で屋内配線につなげるような仕組みになっているということですか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 10番井村議員の質問にお答えさせていただきます。

そのような、コードにつなげれば通常使えるような仕組みとなっている状況でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） すみませぬ、再質問します。

その電気工事は誰が、電気工事会社がやるのですか。配電盤につなぐという御返答だったものですから。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 10番井村議員の御質問にお答えします。

当時、私監督しておりましたので、分かる範囲でお答えさせていただきます。

ちょうど西側のところに分電盤ありまして、そこに発電機を動かしてつなぎます、そして刃型スイッ

ちあります、そこで切り替えることによって、その分、今御説明しましたコンセント類、それからストープ類のコンセントですとか、どうしても中央のホールがアトリウム棟ですので、あれだけやってしまうと落ちてしまうので、それ以外の電灯ついてつくような形になっています。それについては地元と言いますか、住民会の方が持って行って、発電機動かして、そこにを入れて、刃型スイッチで入れることで非常照明が動くというような形になってございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 多分、限られたコンセント、電灯に限って使える仕組みになっていると思いますけれども、仮に電力会社の電源が落ちたときは仮設発電機等で対応するようになっていっていると思いますが、いずれにしても最近の、皆さん非難された方が使うには、スマホだとかタブレットとか持ち込むと思うのですが、外部との連絡等に必要なことだと思いますので、いいまた発電機が必要ではないかなというふうに考えておりますので、その辺対応考えていただきたいというふうに思っております。

次に、2項目目の学校給食費無償化についてですが……。

○議長（中澤良隆君） すみません、教育振興課長から、先ほど抜けていた部分の答弁をいたさせます。

教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（谷口裕二君） 10番井村議員の開拓記念館の利用の関係の御質問のほうにお答えさせていただきますと思います。

開拓記念館につきましては、開館期間としまして5月から10月の期間が開館になっておりますが、令和4年度におきましては、延べ434名の方の利用がありまして、今年度、令和5年度につきましては、681名の方の御利用をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） ありがとうございます。年々増えているということですので、今後またさらに入場者数が増えることを期待しますし、そのような設備に対しても、また検討願いたいと思います。

次に、2項目目の学校給食費無償化についてでございますが、端的に無償化することは難しいという答えてよろしいでしょうか。中で異次元少子化対策を上げる岸田首相は、国主導の無償化を検討しているという中で、子育て世帯の経済的負担を軽くし、

少子化対策につなげるねらいであります。この上川管内では18市町村のうち、美瑛町、上川に次いで東川町でも無償化に取り組んだところでございます。子育て支援策として、上富良野小中学校の給食費を無償化した場合、現在の生徒数またはそれに係る必要経費というのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の学校給食費無償化にした場合の経費につきましてですが、令和5年度当初予算におきまして、賄い材料費として頂く給食費につきましては、総額5,563万円を予算計上してございます。これは4月の当初予算でございますので、その後、明日の補正予算でも給食費高騰に関わる部分で補正予算を計上させていただいておりますので、少しここからはまず二百数十万円ほど補正があるということですので、約ここで行きますと5,800万円くらいには給食費としての賄い材料費はかかるかと思われ。これを無償化にするとなりますと、小学校、中学校、高校、あと各教諭もいますので、教諭は無償化にはなりませんので、子どもだけで言いますと、当初予算の先ほど申し上げた5,563万円のうち、小、中だけで言うと約4,000万円、これが一般財源として必要になるかと思えます。

先ほど井村議員が御質問されておりましたが、各自治体のほうで今無償化を進めている自治体につきましては、その財源につきましては、あらゆる財源を検討して対応しているというふうな情報は私どもも検証評価の中では今調べている最中でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 新型コロナウイルス禍で学校が休校になり、給食の大切さに多くの人が再認識したと思われ、保護者は3食つくらなければならなかったということに迫られ、働く親が当たり前の今、子育て世帯に大きな負担となっていると思われ。児童生徒たちの栄養バランスも、このコロナ禍で狂い、食生活の乱れが生まれたというふうな子どもたちも、児童生徒たちもおるかと思えますけれども、経費もそれなりに高騰化の中で負担しているということですが、何か子育て世帯に見える給食費の助成だとか支援だとかという考えはないでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の御質問にお答えします。

井村議員からの御質問で、子育て世帯への支援というふうになりますと、ちょっと所管が町長部局の

保健福祉課になりますので、私のほうからはあくまでも給食費の無償化という議論で申し上げますと、教育委員会行政としましては、これはあくまでも子ども家庭庁が設立したときの目玉で、議員御質問にも言われたとおりの項目で上がっておりまして、北海道においても相当数の給食については、今無償化に向けて動いているというというのも私も情報を入手しております。

ただ、教育行政としましては、今その無償化をしているのは、あくまでも議員おっしゃるとおり子育て支援の施策の一環として各自治体施策を打っておりまして、その中の一つのメニューとして給食費無償化があるというふうに私も認知しております。決して教育行政としまして、給食費を無償化を完全にすることは、国からの通知もそれは法律では定めているけれども、それを罰則を与えるものではないという通知も受けているのは分かりますので、それで各自治体やりくりしてやっている施策も分かっています。教育行政としましては、それを無償化にすることが決して、もう既に必要な、支援の必要な給食費を、支払うのが大変な世帯には、上富良野町としましては、約100世帯以上の世帯には無償化で全てここは対応しておりますので、今皆様に御負担していただいているのは、ある程度収入、所得がある方には大変申し訳ないのですが、賄い材料費を負担していただいている実態がありますので、それについては給食費無償化を教育行政の中で、今こちらのほうとしては答弁することは、ちょっと私としては越権行為になるので、ここでの答弁はできないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今、教育長の御説明のほうよく分かりましたし、子育て支援ということで、ちょっと方向性を間違うところでした。すみません。

ですけれども、遅かれ早かれ、国のほうでも多分何かの手立てをしてくれるのではないかなというふうに期待するところですが、議会としても学校給食費無償化を求める意見書を提出するなど働きかけておりますが、町としても国の動向に注意し、実現に向けて国や道に働きかけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の御質問、御意見に対しまして、教育長部会でおきましても、やはり国が打つ施策に対しまして、私たちが地方の教育行政を預かるメンバーとして、かなり意見要望は上げさせていただいております。ただ、

ちょっと北海道の教育長部会としましては、今給食費の無償化よりも、どちらかというとエアコン設置のほうに財源を充ててほしいというふうには、ちょっとここで今年の秋以降、ちょっとトーンダウンをしたところがありましたので、我が町におきましても、これも大事な施策だと思いますが、そのようなちょっと北海道の教育長部会の動きもありますことは、ちょっと情報提供させていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、10番井村悦丈君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

14時45分まで休憩といたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番島田政志君の発言を許します。

○9番（島田政志君） 9番島田です。

今回は、二つ大きく質問させていただきます。

まず一つとして、デジタル化についてです。

国はデジタル庁を設立し、国のサービスをデジタル化を進めています。町長はパソコンを積極的に活用していますが、上富良野町におけるデジタル化の推進はどのようになっているのかお伺いいたします。

(1)町長は、デジタル化の目的についてどのようにお考えでしょうか。

(2)デジタル化によって、何が改善され、改革されているのか伺います。

(3)上富良野ではどのように進めているか。また今後の推進策について伺います。

(4)高齢者の分かりやすいITとなどのようなものでしょうか。

(5)会議におけるデジタル化の推進について伺います。

続きまして、社会教育総合センターの体育施設の予約についてお伺いしたいと思います。

多くの町民が使用する社会教育総合センターですが、利用申込みについて伺います。

(1)体育施設の予約は、帳面に記載すると聞きましたが、その実態を教えてください。

(2)電話予約しても当日までに社協センターのほうに赴いて帳面に記載しなければならないということです。

(3)スマートフォン、タブレット等からの予約はできないということです。

(4)デジタル化に伴い事務の効率化について、どのように進めているのかということでお伺いしたいのですけれども、ちょっと近隣の状態を御説明させていただきます。

まず、富良野市では、今年の11月2日に札幌で市長が発表されたもので、富良野市の未来を切り拓くDXということでお話されています。その中で何が言われているかということ、組織を変えたということなのですから、今まで総務課の下にシステム部門を置いておいたのが、令和2年4月からスマートシティ戦略室というのを総務部長の直属に置いたと。その翌年3年には市長、副市長の下に直属として、こういう部屋を設けたということです。

これにはいろいろと附属しているものがありまして、これ全部A3に伸ばすのちょっとあれだったので、できればパソコンを持ってきてプロジェクターでお話したいところなのですから、ちょっといろいろと都合がありまして、それはできないということなのですから、まず富良野市としましては、ちょっとこれ小さくて、A4なので見せても分からないのですけれども、ペーパーですかということと、あと書かない窓口、窓口は今もうタッチパネルで自分の必要な書類が出せるよという状態にあります。さらに、さらなるDX化ということで、教育スキルアップを定期的に行っているということです。さらにすごいのは、部活動、要するに札幌のNTT東日本とつなぎまして、部活動をカメラでリアルタイムに指導していただけるというようなこともやっております。健康法ということで歩くとポイントが、要するにこれはスマートフォンの歩行機能を使いまして、歩いた分だけポイントがもらえるというようなこともやっているということ。あと、皆さんこの間新聞で御存知のとおり、ふらのりということで9人乗りのジャンボタクシー、スマートフォンで予約ができるということでやっております。

いろいろとやっていることがあるので、私は富良野市の回し者ではないのであれですけれども、この辺にしておきますけれども、市長がいいこと言っていたのは、DXに向けてチャレンジをして、失敗をしたことを悔いるのではなくて、チャレンジしなかったことを悔いてください、要するにエジソンもそうですけれども、たかが白熱電球を1個つくるのに何百回と失敗して、ようやく人生を明るくしてくれたというところでございますけれども、こういうことです。

あとはちょっと私の古巣と言いますか、議会システムにおきまして、音声認識システムというのがあります。音声認識システムというのは、ここで私が紹介するのは日本テレビのストレートニュースとい

うのがあります。ストレートニュースで何をやっているかと言うと、ニュースを話す人、キャスターですか、キャスターが話したことを即時に画面に出してくれるということなのです。私は何回か全体会議とかそういう中で音声認識システムを導入してくれということをお願いしているわけなのですが、島田さんが言う音声認識システムは、非常に変換率が悪くて7割くらいしかできないよと言っておりますけれども、NECのストレートニュースでは99%以上が変換されて、ちゃんとした日本語でトラックとして流れてくるというシステムになっております。それを今NECは会議システムに、ミーティングアソシエーション、何かそういうような形で出しておりますけれども、そういう形であるということで商品紹介ということなのです。

まだ、ちょっとタブレットとかそういう話もありますけれども、それは後でまた質問させていただきたいと思いますが、続いて社協センターの予約システムにおきましてですけれども、もうほかの自治体ではこのように今まで帳面記載していたのをもうダイレクトにパソコンのほうに予約ができるというようなアナウンスになっております。福島市のキャンプ場の予約におきましては、従来電話で受けていたと。1件に10分のかかってしまうと。夜中まで予約に対応しなければいけないことがあったのが、今ラインで受け付けると、それにかかる負担がほとんど、実質人手がかからないからゼロだよというようなことがあります。ほかにラインを活用したところで世田谷区のほうではプールの予約も行っているということです。さらに……。

○議長(中澤良隆君) 島田議員、もう少し質問なので要約して質問していただいて、そこら辺の今言っていることについては、再質問のときやって……。

○9番(島田政志君) そういうことで、私のほうからこれであれですけれども、再質問のほうでも質問させていただきますけれども、とりあえず、この事例集ということで、こういうことでほかの都市でも、中にはいろいろとできない理由、やらない理由というのは多分、多々あるかと思っておりますけれども、ここで先ほど言ったように、市長が言っているようにやったことについて、失敗ことに、それを後悔するのではなくて、挑戦しなかったことに悔いてほしいということで、とりあえず質問とさせていただきます。

○議長(中澤良隆君) それでは、9番島田議員のデジタル化について、町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 9番島田議員の1項目目のデジタル化についての5点の御質問にお答えいたい

ます。

まず1点目のデジタル化の目的についての御質問ですが、「デジタル化」という言葉は、アナログ情報やプロセスをデジタル形式に変換する過程を指します。デジタル化には、デジタル技術やコンピューター技術を用いて情報やデータを扱うことが含まれ、これは幅広く、多様な分野で活用されているところでもあります。

主な例を申しますと、①アナログデータ(例えば、紙の文書、写真、音声、ビデオ)をデジタルデータに変換する「情報のデジタル化」、②企業や組織が従来の手作業や紙ベースのプロセスをデジタル技術を活用して効率化する「ビジネスプロセスのデジタル化」、③アナログ通信からデジタル通信へ移行する「通信のデジタル化」、④工場や生産プロセスの自動化とデジタル制御による「産業のデジタル化」、⑤インターネットやソーシャルメディアを活用して商品やサービスを宣伝・販売する「マーケティングのデジタル化」、⑥映画、音楽、ゲームなどの娯楽コンテンツがデジタル形式で提供され、デジタルメディアプラットフォームを通じてアクセスされる「エンターテインメントのデジタル化」などがあり、これらは、私たちの日常生活の様々な分野で活用されており、デジタル化は効率向上やイノベーションの促進に寄与している一方で、デジタルデータのセキュリティやプライバシーに関する懸念も生じています。技術の進化に伴い、日常生活や経済活動に対するデジタル化の影響はますます広がっていくものと考えております。

次に2点目のデジタル化によって、何が改善・改革されるのかについての御質問ですが、近年、国が先導して進めているデジタル化関連の施策については、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されました。また、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定され、この中で初めて「自治体DX」という用語が使用されました。

これらは、令和3年9月に施行された「デジタル社会形成基本法」に基づき、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るために設置された「デジタル庁」が中心となって推進されています。その目的は、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、または発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ枯渇力ある発展が可能となる社会」を「デジタ

ル社会」と定義しています。

デジタル社会の形成に関しましては、①ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、②国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、③利用の機会等の格差の是正、④個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念としています。これに基づき、国、地方公共団体、事業者がそれぞれの責務を規定しており、特に地方自治体には、地域特性を生かした自主的な施策の実施や国との相互連携が求められているところでもあります。

デジタル化の進展は、様々な分野での改善が期待されており、業務プロセスやタスクの自動化により、作業の迅速化と効率化が実現し、時間やリソースの節約が可能となり、組織や企業はより効果的な運営が可能となります。また、デジタル技術を用いた情報共有が容易になることで、チームや組織全体のリアルタイムな連携が強化され、柔軟性と適応力が向上し、変化する状況への迅速な対応が可能となります。

また、消費者にとってもデジタル化は利益をもたらし、オンラインショッピングやデジタルマーケティングにより、商品はサービスの提供が最適化され、顧客エクスペリエンスが向上し、企業は新たなビジネスモデルやサービスの創出に挑戦し、市場競争力を高めることができます。

ビッグデータやデータ分析を活用することで、意思決定がデータ駆動型となり、より効果的な戦略や政策が策定されます。

教育分野では、オンライン学習やデジタル教育プラットフォームの活用により、教育とスキルの向上が促進されます。

デジタル社会は環境への貢献も期待されています。例えば、紙の使用削減やオンラインミーティングの普及により、環境負荷の軽減も見込まれます。

ただし、これらの利点を加えて、セキュリティやプライバシーの課題、デジタル格差にも注意が必要となることから、プラス・マイナス両面からの検討が必要と考えております。

次に3点目の上富良野では、どのように進めているか。また、今後の推進策についての御質問ですが、先に述べました「自治体DX推進計画」においては、特に六つの重点取組事項として、①自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③行政手続オンライン化、④AI・RPAの利用促進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底が求められており、当町では、特にこれらの重点取組事項を中心に進めています。

「自治体の情報システムの標準化・共通化」に関

しましては、住民基本台帳システムなどの主要な基幹系業務システムを、国の作成する標準仕様に準拠したシステムへの移行とガバメントクラウドへの移行を目指し、令和7年末を目標に準備を進めています。

「マイナンバーカードの普及促進」では、国の推進策に合わせて臨時窓口を開設し、カード交付の普及を図っています。また、住民票等のコンビニ交付を早期に開始するとともに、今夏にはスマートフォンアプリを用いた住民向け通知のデジタル化実証実験として「スマホで入場券」を実施したところがあります。

「行政手続のオンライン化」につきましては、これまで北海道電子自治体共同システムと国が整備した「マイナポータル・ぴったりサービス」の並行運用を行っていましたが、管理が煩雑になっているため、本人確認が必要な手続きは「マイナポータル・ぴったりサービス」を通じて提供するものにまとめ、今年4月からは国が示す標準事務を公開しています。

また、従来紙で作成した各種契約書につきましては、今年度契約分から電子契約システムを導入し、オンラインによる契約締結としています。

「AI・RPAの利用推進」に関しましては、業務の効率化を目的としてRPAについて職員向け研修会を開催し、AIでは特に会議録作成のための文字起こしアプリケーションを導入し、さらなる活用方法の研究を進めているところであります。

「テレワークの推進」では、コロナ禍の状況や今後の多様な働き方を踏まえ、在宅や出張先からのテレワーク環境を可能な限り安価に構築しております。

「セキュリティ対策の徹底」に関しましては、平成28年度に構築した庁内ネットワークの三層対策（個人番号系・LWAN系・インターネット系の分離対策）の更新を、昨年度及び今年度を実施しているところであります。

次に4点目の高齢者の分かりやすいIT推進策についての御質問ですが、利用者という面から見た場合は、シンプルで直感的なデザインや機能を備え、使いやすさが重視されるのではないかと考えます。

高齢者は視力が衰えることがありますので、大きな文字やアイコンが使用され、無駄な情報が最小限に抑えられたシンプルなデザインや、タッチスクリーンやシンプルボタンで操作できるなど、直感的で簡単な機能が求められます。声で支持を出すことで操作ができるような音声認識技術が導入されると、画面をタッチすることなく様々な機能にアク

セスできるように配慮されている高齢者向けのITは、日常生活の様々な側面でのサポートやコミュニケーションの手段として、豊富な機能が提供されています。これにより、高齢者もITを活用して快適で豊かな生活を送ることができるものと捉えております。

また、ITリテラシー（ITを理解し、利用するための能力やスキル）という面から見た場合は、年寄的には高齢になるほど低く、コンピューターやインターネット、スマートフォンなどのデジタルテクノロジーを十分に理解せず、利用できるスキルが不足している状態の方が多く、ITは難しい、よく分からない、自分には関係ないと感じている方が多いと思っております。

高齢者をはじめ、そのような方々に対してITを分かりやすく説明すると、IT（情報技術）とは「コンピューターやスマートフォン、インターネットなどを使って情報を扱ったり、処理したりする技術のことです。例えば、スマホで写真を撮る、メールを送る、ネットで情報を検索することで、日常生活や仕事、学びの様々な場面で役立てることが出来ます。例えば、友達とのコミュニケーション、情報の入手、買い物、仕事の効率化など、ITを使うことで、より便利に生活することができ、新しいことを学こともできるもの」というような内容となると思います。

なお、ITリテラシーは、自分自身で基本的な操作や簡単やところから利用することにより向上することから、まずは興味を持っていただけるような取組が重要と考えているところであります。

次に5点目の会議におけるデジタル化の推進についての御質問ですが、会議や打ち合わせのデジタル化とは、これらのコミュニケーションプロセスを、物理的な場所や紙ベースの資料に依存しない形で行うことを指しており、①オンライン会議ツールを使用したリモート会議の開催、②会議資料などをデジタル形式で共有、③会議内容をデジタル録画し、後で確認するために保存記録することなどが主な取組となります。

デジタル化された会議や打ち合わせは、時間と場所の柔軟性を提供し、効率を向上させる一方で、通信の安定性やプライバシー保護などの新たな課題も提起されています。

オンライン会議ツールを使用したリモート会議につきましては、この間のコロナ禍における感染対策として急速に普及した面が見られ、町としても会議や面談等において活用しているところであります。

また、3点目の御質問の中でもお答えいたしましたが、会議録作成のための文字起こしアプリケー

ションを導入し、会議録作成業務の効率化を図っているところであります。

いずれにいたしましても、町行政のデジタル化・自治体DXの取組の推進に関しましては、既に様々なサービスが開発・提供されておりますが、それらの新たなサービス・仕組みを導入する場合、それなりの運用経費を毎年度継続的に確保する必要がありますので、緊急性・必要性とともに、財政的状況を勘案しながら進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 9番島田議員の2項目目の社会教育総合センターの体育施設の予約についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の施設の使用に関しましては、条例規則の規定に基づき、使用許可申請書の提出をいただき使用許可を受け、使用料を前納していただくこととなっております。また、合わせて使用料の減免申請手続きを行っていただいております。申請書については、施設受付で受け取るか、町のホームページで入手していただいております。これらの手続きを受け、施設利用台帳に利用登録した後、施設利用予定状況を館内入口の大型モニター及び受付窓口の台帳でお知らせしております。

なお、個人使用については、受付に備えつけの券売機により使用券を購入して使用していただいております。

また、使用施設のうち、その多くは定期的に利用を希望する団体であることから、半年ごと年2回の使用申請調整を図り利用をいただいているところであり、使用申請手続きの軽減を図っております。

社会教育総合センターに限らず、公共施設については、先に説明しました同様の使用申請許可手続きが必要となっているところであります。

次に2点目の電話予約に関しましては、使用したい場所の空き状況の問い合わせに対応し、仮予約を受けますが、使用する日までに使用申請手続きをお願いしております。

次に3点目のスマートフォン等からの予約に関しましては、使用料納入の手続きの課題がありますことから、現状は対応を予定していないところであります。

次に4点目のデジタル化による事務の効率化につきましては、パソコンや大型モニター等を活用しながら、利用者に対する情報提供などを取り進めているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） まず目的と改善、改革については書かれているとおりのことかなのですが、3項目目の上富良野の進捗について伺いたいのなのですが、令和7年末までに構築しなさいということで、これはデジタル庁から言われているのですか、そういうことで進捗と言いますか、どのようになっているのかなということが一つと、あと郵便局とコンビニにおいては、タッチパネルを触って住民票とか印鑑証明が出るのですが、役場の窓口はいまだに紙を書いてやっていて、それに対してどういうふうにお考えなのかということでまず質問したいと思います。

○議長（中澤良隆君） IT・組織機構担当課長、答弁。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 9番島田議員からありました標準化の関係について私のほうから事務的なことなので回答させていただきます。

申し訳ありません。先ほど町長、7年末ということでお答えをさせていただきましたが、こちら7年度末ということで訂正をお願いしたいというふうに思います。なので、令和7年の3月ではなくて7年度中なので翌年の8年の3月までに今移行するというところで準備を進めてございます。

進捗でございますが、これは様々なやり方があるのですけれども、当町につきましては、今現行使っているシステム、いわゆる住基システムをまず国が示す標準化対応のシステムにまず切り替えます。それを先に行いましてから、それが終わった以降、いわゆるガバメントクラウドという、よく分からないかもしれませんが、国が用意を今、準備を進めているところに、そのシステムをそのまま移行するというところで準備を進めているところでございまして、これはうちだけではなくて全国多くの市町村が今そのように準備を進めているということで、一応7年度末までには移行できるということで今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 9番島田議員のマルチコピー機の関係の御質問だと思いますけれども、そちらのほうにお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど申されました郵便局は上富良野においては東中の簡易郵便局のみでございますが、それとコンビニエンスストアに関しましては全国どこでも上富良野町の住民票、印鑑証明及び戸籍等が取れるようになっております。そちらに関しましては、ただいま東中のほうに関しましては、もうあと二、三か月

で撤去するということになっております。そのシステムの利用経費等を考えますと、庁舎には窓口がございまして、現在のところは設置する予定はないということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） ペーパーですとか、いろいろなことを勘案すると、富良野市議の話をするわけではないのですけれども、もうそういう時代、要するに令和7年になってほんと切り替わるといようなことは多分あり得ないと思っておりますので、例えば今のたかが住民票のとか印鑑証明のシステムにおいても、徐々に窓口でも使えるようにしたほうがよろしいかと思っております。富良野の場合はもう令和3年から進めていると。ちょっと今進捗が曖昧なので、もうはっきりした進捗がよく分からなかったのですけれども、もう7年の末ということは6年の中旬くらいには、ある程度併用というか、できるような状態にしていけないと、そこまで来てほんと入れ替わるといのは非常に難しいことだと思っておりますので、検討のほどお願いしたいと思います。

あと、続いてですけれども……。

○議長（中澤良隆君） 一問一答をお願いします。

IT・組織機構担当課長、答弁。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 9番島田議員の御質問にお答えします。

この関係もちょっと事務的なことなので私のほうから説明をさせていただきますが、ちょっと誤解のないようにということで、先ほど私のほうで、いわゆるシステムの標準化の部分と、あと町民生活課長のほうから、いわゆる窓口と言いますか、コンビニ交付の関係の説明をさせていただきましたが、ちょっと誤解のないようにということで、先ほど私のほうで説明したのは、今のシステムが、いわゆるペーパーレス化のシステムになりますという説明ではございません。

国が今求めているのは、各自自治体がそれぞれ持っている、いわゆる基幹系システムというふうに言うのですけれども、それは今各町ばらばらなので、それを国で統一化、ちょっと変な話、統一化しようとして、効率化をしようというのが、この国が今進めている、いわゆる業務の標準化、共通化という部分でございまして、これをやるとペーパーレスのシステムになるということではございません。今各市町村がばらばらで持っているシステムを少しきちんとまとめようというふうに今国が言っていますので、私が先ほど説明したのは、今あるシステムを各自自治体個別に運用するのではなくて、国が今準備しているガバメントクラウドというところにみんな移行しま

しょうということの説明をさせていただきました。

なので、私の説明は、今あるうちの町のシステムは新しいシステムのほうにバージョン替えして、それを国のガバメントクラウドと言われるところの場所に移すのですよ、それを7年度の末までに行いますと言ったので、それに伴って町民の皆さんに何か変わるのかと言われると、何も変わらないです。内部的な話ですので、そこから出るサービスは、うちの窓口から出る住民票は今までと変わりません。コンビニから出る住民票も今までとは、様式若干変わるのですけれども、基本変わりません。それをやったからペーパーレスになるということではないので、その時期をもっと早くすればいいのではないかという部分についても、そこを早くしても町民の皆さんについては特に何も影響はないということですよ。

あと、いわゆるコンビニでタッチパネルで取れるよということで言ったのですけれども、実際には機械自体を役場庁舎窓口にも置くこともできます、同じもの。そうすればコンビニで取るのと同じなのですが、あの機械、1台維持するだけで、大体職員1名分の年間費用がかかります。なので、職員代わりに置いていいのですけれども、それしか仕事できませんので、結果費用の関係になるということでございます。

以上です。補足です、すみません。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 今のは理解できましたけれども、つまりその機械を置くと、要するに東中のやつ、あと3か月で撤退するというのもコストの面のことかとは思いますが、それ以外にもIT化を進めなければいけないことが多々あるかと思っておりますので、そちらのほうはそれで進めてください。

ここはこのままで、次、老人と言いますか、お年寄りでも使えるITというか、DXと言いますか、一般論と言いますか、歳を取ってくると目がしょぼしょぼするとか、そういうことはうたわれておりますけれども、上富良野町では年寄りに対してどのようなサービスしているのかなということでお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） IT・組織機構担当課長、答弁。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 9番島田議員からありました高齢者に対するIT施策という御質問かなというふうにあります。こちらもちょうと私のほうからお答えをさせていただきますが、現状、今の時点におきまして、高齢者向けに特化した、いわゆるITのサービスというものについては、実際問題はないのかなというふうにあります。

す。

また、実際にほかの町でも高齢者向けの部分ということであると、よくやっているのはスマホの使い方教室のようなものを行っているというのが多いのかなというふうに思っています。そちらにつきましては、各行政だけではなくて、いわゆる携帯のキャリアさんとかも一生懸命やったりしながらやっております。まずは先ほど言いましたように何かを使ってもらおうというよりも、まずは興味を持っていただきましょうというのが今の流れなのかなというふうに思っております。

ただ、現状では町として、高齢者に対してのそういう教室とかは直接開くということではなくて、既存の今ある、いわゆる、例えばいしづえ大学町民講座ですとか、うちでぜひ集めますというよりも何かのグループでそういう要望があれば、そこに赴いて行ってやったほうがより細かくできるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） お年寄り向けには、特にあまり具体的なことはやっていないというふうに見受けられますけれども、とは言っても、この上富良野町の4割近くが65歳以上、65歳以上のみんながITに対して鈍感なのかということと疑問視もありますけれども、その累計という統計的にはもう40%がそういうお年寄りということですので、非常に町長だとか議員に対しては選挙のときに貢献されているのがその年代の人間かと思っておりますけれども、そういう人間は非常に大切にすることがあるかなと思っております。

その話はしようがないかとして、次、会議システムにおけるデジタル化ということで、ちょっとタブレット、今電源入ってないからここへ持ってきてもあれですけども、農業委員会のほうでタブレットを導入して使われているということで、先日ちょっと林下さんのほうにお邪魔したのですけれども、現地調査をするに当たって、今までA3に3枚も4枚もコピーして担当にわたしていたのが、タブレットを使うことによって、その場で大きくしたり、小さくしたりして、大変非常に便利だということでお伺いしております。

ただ問題は、ちょっとお金の出どころがいろいろありまして、人数分そろっていないので、本来ならば農業委員が書かなければいけない報告書なんかも、タブレットでやらなければいけないということなのですけれども、町長としましては、こういうものについての導入はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問にお答えします。

通告ないので農業委員のタブレットの数については、ちょっと私のほうからお答えするわけにはいかないかと思っておりますけれども、会議においてタブレットを使い、それからいろいろとペーパーレス、全ていくということについては、やはりいずれはやらなければならないことなのだなとは思っておりますけれども、基本的にはそういったシステムは農業委員会だけの話となって、こういう議会もそうですし、通常の会議も含めて、トータルでシステムを整えて、どのようにしていくのか。それからタブレットを全職員に配付したり、それからスマホを持たせたり、いろいろなことやっている事例も、私も少ない知識の中で多少は承知しております。

しかしながら、それにつきましても、町長の答弁にもありましたように、まず初期投資もかかります。それから毎年の運営費もかかります。そういった中で、どういうものがあるのか、ベストなのか、ベターなのかということも含めながら、やはり検討していく必要があることなのかなと思っておりますので、そういった部分、今やっていないから何もやる気はないということではなくて、町長の答弁にもありましたように、そういったものも総合的に考えながらやらないと、一部分だけのタブレットの問題では済まないというふうに私ども考えておりますので、その辺については御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の、先ほどの東中の住民票の、マイナンバー持って行って住民票が出るのですけれども、その辺のところで答弁のチャンスがなかったもので、ここでちょっと言わせてもらうのですけれども、東中郵便局の、誤解のないように分かっている方もいると思うのですが、あれは町で設置したものではないのです。郵便局が独自で設置して、コンビニもそうなのですけれども、独自で東中の郵便局はたまたま郵政の内部で当たったもので、東中郵便局が置いてくれておまして、それがなかなか維持費との関係、利用者の関係で維持できないということになるのでなくなるのですけれども、決して我々がペイしないから引き上げるというわけではございませんで、そこはちょっと補足させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） ちょっと冒頭にお話しましたけれども、音声認識システムなのですけれども、

NECとしましては、お試し期間ということで、実際に使ってみて使い勝手がどうなのか、こうなのかということで、そういうこともしておるということです、それはお試し期間は当然無償だとは思いますが、そういうことを検討、というのはなぜかと言うと、先日このマイクが1本壊れて25万円で、予備というか、2本トータル替えたら五十数万円かかるよということだったので、これ多分、パソコン1台とマイク数台入れて認識システムのソフトを入れても、多分ここでマイク四、五本壊れてしまったら、それぐらいになってしまうものだと思うのですが、その辺についてどのように考えているか、議会のほうに対してこういったものについての入れ替えというかはどのように考えているかお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 島田議員に申し上げます。会議におけるデジタル化の推進についてということで、今1回目の答弁で会議録作成のためのアプリケーション等々導入してやっていますよということなのですが、それに対して再質問があれば許しません。

○9番（島田政志君） ですから、今要するにテブ起こしのアプリケーションをいまだに使っているということであれば、先ほど言ったようにリアルタイムで、もうだからそこにいる事務局の方々が夜遅くまで作業されなければいけないことを音声認識システムを使えば非常に効率がよくなるよということで、今ついでだからですけども、マイク等の設備も大分老朽化していますので、いかがなものかということです。

○議長（中澤良隆君） もう一度、IT・組織機構担当課長のほうから答弁願います。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 9番島田議員からありました会議録作成システムの関係でございますが、回答の中では、いわゆる文字起こしアプリケーションというふうに記載をさせていただいておりますが、このシステムにつきましては、ちょっと日本語あれですが、いわゆるリアルタイムで録音したというか、声を文字起こしするシステムになっておまして、うちで使っているのは今言われた会社のもものではございませんので、また他社さんのものを今入れて、今年度から本格運用しております。

あと、全議員の皆様につきまして、一度ライブ放送のやつを見ていただけたかなというふうに思いますが、いわゆる皆さん、私たちがしゃべったものがリアルで文字に変換をするというシステムを今本格運用して使って、その新たな使い道を研究をしているというところでございます。

ただ、今言われました、うちが今使っているシステムが絶対ではございませんので、他社さんでいろいろなものもありますし、NECさんにつきましては日本のそういうAIの開発には特化をして一生懸命やっているというようなことも聞いておりますので、いろいろなサービスをこれからも研究しながら、より適切なものに乗換えるのであれば比較しながら乗り換えていくことになるのかなというふうに思っておりますので、うちが今使っているのもリアルタイムで音声を文字に変換するシステムを既に導入して使っていますということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） どうもありがとうございます。

当初うちの事務局のほうから聞いていたのとちょっと事情が違ったので、そういう先進的なものが導入されているとすれば、非常にありがたいことだと思います。

続きまして、社協センターのほうのお話に移らせていただきたいと思います。

最初のほうに条例規則でうたわれているのでどうしても紙を書かなければいけないということなのですが、先ほどちょっと事例集を上げましたけれども、そういう条例が邪魔をしているのであれば、うまく条例改正というか、改正のほうをお願いしたいと思います。

ここでまず一つお願いします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 9番島田議員の、まず社会教育総合センターの使用に関する御質問にお答えします。

答弁で私条例規則に基づいての手続きを御説明しましたが、それは今の手続き上の説明であり、条例規則等で島田議員がおっしゃるデジタル化というか、これから紙ではなくて違う媒体を通じた予約だとか空き情報が見れないということではございませんので、あくまで今御質問いただいているのは社会教育総合センターの施設の利用についての現状を御質問いただきましたので、私のほうからは今の施設の利用状況について御説明を申し上げていることということで御理解いただきたいと思います。決してこの条例規則を変えなければデジタル化ができないということではございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） それではそういうことで。

あと、使用料を前納しなければいけないというこ

とで、このラインシステムのどちらでもいいのですけれども、ペイペイとライン何とかという、ラインペイですか、こういう携帯電話の支払機能を使えば事前に納入できるという仕組みもありますので、この辺、これは先ほどの答弁と同じことでよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

使用料の納入につきましても、ただいま町の現状としましては、使用申請手続きした後に使用料の納入をお願いしている仕組みになっていると。今島田議員のほうからおっしゃっていただいているのは、あくまでもデジタル媒体を使った申請、予約、あと料金の納入ができないかという御質問かと思っておりますので、それについては今の町としては、現状としては対応できていないという状況で御説明をしておりますので、今後これにつきましては、私も他の自治体における使用状況については、そういうところでは進んでいる自治体もあるというのは情報も得ておりますので、うちの町は社協センターだけが施設ではございませんので、公民館、保健福祉総合センター、様々な公共施設が町民の皆様にも御利用いただいておりますので、公共施設の利用の全体として、そういう仕組みづくりというのは重要ではないかと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） ありがとうございます。

そのように前向きに取り込んでいただいているのであればいいのですけれども、要するに事務の効率化ということで、(4)の話になりますけれども、こういう携帯電話とかスマートフォン等々から予約することによって、先ほども言ったように人が非常に、労力が少なくなると。その分違う仕事と言いますか、町のための仕事に貢献できるかと思っておりますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 9番島田議員のデジタル化による事務の効率化につきましては、私もパソコンも各部署に全員配置されておりますし、私もパソコンを使いながら様々な業務を行っておりますので、ぜひそういう機能を使いながら事務の効率化を図ることは、もうこれから私たちに課せられた役目だと思っております。

ただ、うちの町の仕組みとしまして、やはりきちんと仕組みを構築していくためには、その計画と、あと全体的なトータル的な計画が必要だと思いま

す。また併せて財源の確保も必要になりますので、これは全庁的、教育委員会だけではなくて、全庁的な中で計画すべき内容だと思いますので、何とかそういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 卵が先か、ニワトリが先かというお話になるかと思っておりますけれども、こういうパソコンとかデジタル化を促進して、予算をつくっていくのか、予算があってからそういうことが始まるのかという話にもなってくるかとは思いますが、どちらにしてもこのデジタル化を推進することによって、役場職員においても多分メリットがある、確かにセキュリティとかいろいろな面があります。でもそれは一つ一つ克服していかなければいけない。いつの時代も、だから3年後にやったら完璧なものができるかとか、そうではなくて、今から始めて、そういう悪いものを潰していかなければいけないと私は思いますので、もう少し前向きにお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

当然にして国が進めておりますデジタル化でございますので、我々も町も当然そのものにはきちんと対応しなければならないと思っております。卵とニワトリの話がありましたが、明らかにお金が先なのは、もう目に見えていることでございますので、財源というものは本当にしっかり考えなければ、効率化図られるのはよく分かります、分かりますし、仕事も楽になるかもしれません、便利になるかもしれませんが、ない袖は振れないと、財政を扱っている者としてはそういうものもありますので、そういったところを慎重に考えながら、かといって遅れを取らないようにということも含めながら、前向きに、前向きにと言いますか、デジタル化はもう前も後ろもなく、やらなければならないことですから、対応を図っていくということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 副町長のほうから前向きと言いますか、そういう回答をいただきましたけれども、本当にデジタル化というのは、町長もフェイスブックとかいろいろパソコン使ってやられていますけれども、せっかく技術とかそういうのを全職員に網羅して、あるいは議員のほうにも技術を伝授して、いい方向に持っていただきたいと思います。

これで私の質疑は終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、9番島田政志君の一般質問を終了いたします。

次に、5番金子益三君の発言を許します。

○5番（金子益三君） すみません、ちょっと喉の調子が悪いので、聞き苦しい点がありましたら申し訳ございません。

それでは、私はさきに通告してあります3項目につきまして、町長に所見をお伺いさせていただきます。

初めに、第1項目目、不足する保育士等の確保に対する町の対応についてお伺いいたします。

上富良野町にある認定こども園では、近年保育士不足が加速している状況にあり、人材確保に非常に苦慮している状況であります。

このことは言うまでもなく両親共働きをしている御家族の増加に伴いまして、未満児の保育ニーズが高まる中、保育士のなり手が不足していることに加えまして、働き手であります保育士の皆様が都会での暮らしを望む志向が高まっていることも重なっているということでもあります。

このような中におきまして、近隣の自治体においては、保育士確保のために、地元で就職していただいた保育士さん等に対して、自治体自らがその住宅費の一部を助成、補助するような仕組みなど様々な方策を用いて保育士の確保のための助成を行っているところであります。

そこでお伺いしたいのが、現状保育士の労働力をこの町に対して確保するために、町自ら補助等の考えがないかお伺いをさせていただきます。

続きまして、2項目目でございます。町立病院への小児科を設置できないかということでございます。

令和7年に完成予定をしております、新しく建て直されます上富良野町立病院に町民の皆様も大きな期待と、また、この上富良野町に病院がある安心の声が多方で聞かれているところであります。

現状の高齢社会に対応いたしました、新しい病院の運営に対しましても、町も議会も力を合わせて協力を惜しまないところでございます。

この間、コロナ禍においても大変危険と隣り合わせの中、また、今年の夏のように猛暑の中におきましても、防護服をまといながら検査等を行ってこられました医療スタッフの皆様にご心から感謝と敬意を表すところでございます。このように多くの町民から望まれる、今までもそうですが上富良野町立病院でございますが、子育て世帯の中から、ぜひ、何とか小児科の対応が図れないでしょうかといった声が非常に多く高まって聞かれているところでございます。

小児科につきましては、近年の少子化等の影響によりまして小児科医のそのものの減少や、加えて都市部の総合病院への集中などの現状にあることは、私も十分に承知をして理解をしているところでございますが、陸上自衛隊上富良野駐屯地を抱える我が町にとっては、大変多くの子育て中の隊員所官の皆様、御家族にとっても、これは大きな願いの一つでございます。

何とか常勤の対応までとはいかないとしても、何とか週に二、三日程度でも和が上富良野町立病院に小児科医を派遣していただいて、その対応ができないか、ぜひ町長からも旭川医大へ等に要望等を行うことができないのかお伺いをいたします。

3項目目でございます。積極的な情報公開への対応についてお伺いいたします。

上富良野町は、現在情報公開条例を設置しております。住民から請求された様々な行政資料につきましては、もちろん所定の手続きを申請した後に、情報を公開しているところでございます。このことは当然言うまでもなく個人情報保護に関しても適切な対応が図られていると認識しているところでございます。

町の情報公開におきましては、自治基本条例で策定がありました第2章の第4条、さらには第3章の第7条、第4章の第11条、そして第6章の第2節において情報の共有がしっかりとうたわれております。これは町、議会、住民それぞれの立場で情報を共有することとわかれております。

そしてこの間、上富良野町議会といたしまして、令和元年から推進しております開かれた議会のための議会改革において議場のネット配信の議論をいたしまして、昨年、一定程度町に対して方向性を占めさせていただいたところであります。

このことにつきまして理事者側はどのように受け止められまして、また今後どのような対応をされますか。具体的には、この議場においてネット配信を行うお考えがあるのかをお伺いさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目目の不足する保育士等の確保に対する対応についての御質問にお答えいたします。

町におきましては、年に3回から4回、教育・保育施設連絡会議を開催して認定こども園の園長の方々と利用状況、行事日程、保育士確保の状況、次年度の利用状況などを情報交換しているところであります。各園におかれましては、保育士を募集してもなかなか応募をしてもらえない、常勤保育士の退

職や育児休暇により人員を確保することが難しく、現状の人数では加配や3号認定の3歳未満児の入園希望に対応することが大変厳しい状況とお聞きしておりますが、何とか新規採用者を確保して運営している状況とお聞きしております。

保育士不足の要因につきましては、全体的に学生自体が減少している上、その中でも保育士を希望する学生も減少しており、資格取得後は大都市のこども園に就職を希望する方、また、せっかく資格を取得しても保育士としての就労を希望しないなど、様々な要因をお聞きするとともに、私も同様に推察するところであります。

このような状況から町村はもとより、都市部においても、保育環境の維持や待機児童対策のため、議員御質問のとおり家賃補助などを行っている自治体があることも承知しているところでありますが、少子化による人材不足は保育職場のみならず、各業種にも共通する課題でありますので、町といたしましても若者の人材確保を図るため、令和3年度から奨学金返還支援補助事業を創設し、奨学金を返還する方が対象ですが、保育士も該当となりますので、この制度も保育士確保の一助になればと考えているところであります。

現時点では保育士に限定して補助制度を創設する考えはありませんが、町といたしましては保育士の業務負担軽減と人材確保を図るため、保育補助者を雇上げる「保育補助者雇上強化事業」を実施するとともに、就職いただいた保育士が離職されないよう、また資質向上のため、子育て支援人材育成研修会、子どもを守る地域ネットワーク機能強化研修会を継続して開催しているところであります。

また、当町は人口の社会動態が多い町でありますので、潜在的な有資格者の把握に努めるとともに、中学校や上富良野高校と連携し、職場体験において保育士の職務が魅力ある職業として感じていただけますよう情報提供に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の町立病院への小児科の設置についての御質問にお答えいたします。

小児科の設置につきましては、子育て世代の皆様にとって切実な願いだと認識しているところであります。

しかしながら、議員御承知のとおり、小児科医は長時間の不規則な勤務実態など心身にかかる負担が大きいため、なり手が少なく、特に地方での医師不足が深刻化している状況から、医師の確保は極めて困難であります。

また、非常勤医師による週何日かの派遣につきましても、小児科の専門性、特殊性からその後のフォ

ローが常勤の専門医でなければ対応が難しいことから、有効的ではないと考えているところであります。

このような状況の中において、小児科を開設することは難しいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の積極的な情報公開への対応についての御質問にお答えいたします。

当町の情報公開につきましては、議員御質問のとおり行政資料のほか、各種海技や会議録の公開につきましても条例等に基づき実施しているところであります。

議会の活性化につきましては、議会活性化推進計画を策定し「より身近で開かれた議会」を目指し様々な取組をされていることに対しまして敬意を表するものであります。

議員御質問の議会のネット配信につきましては、その一環として町民ニーズに対応した議会のICT化を図るためネット配信実現に向けた検討がなされたものと受け止めております。

ネット配信につきましては、最終的には議会において実施の有無が決められることにはなりますが、予算編成上、住民ニーズの把握や運用方法の検討、音響設備整備など、どのようなネット配信の機器整備内容になるかなど様々な検討が必要と考えるので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 今、町長から縷々御答弁がありましたので、まず保育士等の確保に対応するところで再質問させていただきます。

町長おっしゃいますように、全道的のみならず全国的にこういった保育士不足というのは、少子化もさることながら、無償化によって窓口が増えてしまう、そして今おっしゃるように大学自体の子どもが、保育士を目指す子どもさんが減少しているところで苦慮している、これの部分は共感させていただいております。

それだけでなく、認定こども園になったことによって、1号であった3歳児以降の子どもたちが2号に移行したことで、保育時間が10時までという枠から18時まで、そこまで可能になるということで、これでまた非常に保育士さんの勤務状況がフレックス制を取るときにおいても、今まで1人でよかったのが複数名置かなければならないとかという状態になっていたりして、非常にその部分で御苦労なさっているのです。

町長も御答弁の中でいろいろ保育士の普通の方を補助の雇用を強化する事業を行っておるとこ

ろでございますが、現状、加配がぎりぎりな園、そして本当にほぼぴったりの定数でやっている園がこの町、4園の中であるということを御認識していらっしゃるかまずお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

認定保育園ではなかなか厳しい人のやりくり、保育士さんのやりくりでぎりぎりの、もちろん民間と言いますか、余計にと言いますか、無駄にと言いますか、潤沢に人員がいるわけではない。本当にぎりぎりで行っているということは昔から、私も子どもが小さい頃はそういう話はずっと聞いております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） まさに、本当に今町長がおっしゃったとおりで、上富良野4園あるのですけれども、本当に厳しい状況であります。今、各園においても、それぞれの自主努力の中において、保育士を確保するために様々な処遇サービスというものを、ちょっと適切な表現ではないのかもしれませんが、園独自の努力によって行っているのですが、これも総体的な少子化によって園に通う子自体の絶対数が減っていることによって、なかなか運営も厳しくなっている、非常に負のスパイラルが進んでいる現状なのです。上富良野の大切な宝でもあります子どもたちをしっかりと保育していただく、その人材確保というのは、やはり町の責務ではないかということも私感じるのですが、その点町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

子育て支援という面では、町も一定の努力と言いますか、注意を払わなければならないということはもちろん理解しておりますが、特に人材不足というのは、保育士、認定こども園なんかでももちろん人材不足大変なのですが、一般的にどの業種も非常に人材確保というのは苦勞されていると思います。その中で、なかなか保育士に限ってと答弁させていただきましたが、保育士の家賃とか、保育士に限って、そういう頭出しすること自体がなかなか難しいのかなということで、私たちがやっているのは、答弁にもさせていただきました。奨学金の返済に対する補助、これは保育士さんだけに限ったことではありません。どの業種にも共通しているのです。人材不足ということ、人手不足ということ、どの業種を限定することなく使える制度ですので、一般的にやはりそういう大前提がないと、突然確論に入って

いって、ここの補助というのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） ちょっといっぱいいろいろ答弁いただいたので、一問一答できなくなって、複数になったら申し訳ございません。

まず、奨学金の話はこの後にさせてもらうので、都市部においても、いわゆる保育士に限らず、ソーシャルワーカーの方、全て不足しているというのは、もちろんなことでございます。運輸であったり、それから介護であったり、ごみ収集から何から本当に人手不足になっているのは私も認識しているところでありますが、私が特に言いたいのは、保育士さん、若い先生方、大学卒業した方が大半占めるわけでございますが、そういった方であればあるほど、特に都市部に住みたい、都市部で働きたいという、そういう傾向が強いことにあるのです。加えてそういうところに、都市部である自治体のほうがそういった処遇を自治体が出している現状にある。これは非常に地方の町としては、なかなか遅れを取るし、そこの運営をしている園というのは本当に厳しいパイの取り合いになるのではないかなど。ですから、全部が全部ということではないのですが、そういったところ一部でも町として応援をしてあげることというのは可能ではないのかなと私は考えるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

都市部でそういう自治体による補助があるのも承知しております。都市部には都市部の待機児童の問題とかがあって、なかなか、もうさらに一生懸命と言いますか、自治体として都市部では子どもが地方と比べて多い、待機児童も多いのかもしれませんが、そういう関係もあって、いろいろ政策的に補助金を出してやっているところももちろん承知しております。いろいろやっている事業者さんの話をいろいろ聞くと、やはり補助はずっと永久に出しているところは自治体で補助を出しているところは永遠にというわけではなく、ある程度年限を3年、5年切って、家賃の2分の1ですとか、そういうふうに出しているところがある、そういうところが多いのですけれども、そうすると、やはりその3年なり5年たって家賃が当たらなくなると、補助がもらえなくなると辞めてしまうと。

結局そういうところの事業者さんは、何が言いたいかというと長く住んでもらいたい、家賃補助が終わってもその町に、その自治体に住んでもらいたい

ということで、やはりその地方の自治体の魅力と云いますか、総合的な住みたくなるような魅力というのが究極的、最終的には大事なのだという話になりますので、当町においては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、保育士さんに限定した、保育士さんだからという補助制度はなかなか難しいかなと思いますが、一般的に担い手、後継者ですとか、あと切り口として奨学金の返済、そういうのを絡めて全般的に上富良野に来てもらう、そしてやはりそういう補助が終わった後もしっかりと上富良野に住んでもらうためには、それ以外の魅力、上富良野としての町の魅力というのがもっともっと大事なのだなというふうに感じて、総合的な町の魅力アップのために施策をいろいろ総合的に進めていかなければ駄目なのかなというふうに、この件に関しては思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 若干ちょっと争点はずれそうなので戻しますけれども、都市部で待機児童が解消のために、その自治体において行っているということでございます。これ上富良野町においても、特に3号、3歳未満児、2歳未満児、特にゼロ歳のところ、もっと分かりやすく言うと、上の子がその園に入っていて、弟さん、妹さん、同じ園に入れたいよといったときに、ここで今問題が生じているのです。これ言ってみれば待機児童なのです。残念ながら隣の保育園に行かなければならない。運がよければ町の違う園で見てもらえる。もっと運がよければ偶然にも同じところで見てもらえる。残念ながら、全ての今の保育ニーズというものに対応できないというのが認定こども園の現状であります。これを、やはり町長が待機児童というふうに見るか見ないかなのですが、町長はこの現状をどういうふうに御理解されておりますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

待機児童と見るか見ないかについては、それとは関係なく、これは一義的にはその事業所さんが雇用の問題ですから、まず頑張ってもらいます。当然待機児童だろうがなかろうが、そういう困っている人がいれば、それは町も知らんふりはできませんので、当然子育てに重要な責任負っておりますので、町も当然関わっていかねばならないのですが、そこでのやはり補助の仕方というのはよく考えないと、ほかの業種のこともありますので、そういう考えです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 町長の立場も理解いたします。ただ、これちょっと私も子育て終わってはいる、終わっているということはおかしい、認定こども園に入れるような子どもは持っていないのですけれども、大勢の町民の皆さんの代表として言わせていただきますけれども、この間、同僚議員の質疑にもありましたけれども、上富良野町の高齢者の終の住み家でもあります大切なラベンダーハイツ、これは我々議会も納得をすることによって人件費のみならずですけれども、おおむね人件費相当に対応するところ、三千数百万円のお金は、あくまでも大事なこの上富良野を支えていただいた高齢者の皆様のために、50名の定員のところに出すことはやぶさかではないと思って議決をしているところでございます。決算でも認定をしているところでございます。

ですから、これ今上富良野の認定こども園、約300人弱の定員で子どもたちを受け入れているわけですね。これら子ども、子育てをされている方の受益者のみならず、やはりこういった保育士を我が町に確保するということは人口増にもなりますし、それから雇用の確保にもつながるし、これは非常にウィンウィンな関係になると思うので、いわゆる保育士だけに限定して補助を出すのが規則的に云々というの、分からないわけではないのですけれども、大きな目で見ていただき、そして特に町長の得意分野でもあります子育て支援というところ、そして産業の活性化というところであれば、まさに担っていくことにもつながるのではないかと私は考えますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

ハイツの例を出されました。ハイツには人件費相当分補助を出しておりますが、もちろん町営だから出しているわけでありまして、町営以外のほかの老人福祉の施設には出していない、出さないですよ。ですので、ハイツに出しているからこっちにもと言うのは、その理論はちょっと成り立たないかな、無理があるかなというふうに考えております。

ほかの老人福祉の施設にも、やはり一義的に人員確保はその施設がやっております、もちろん町はいろいろな施策が、できる限り応援はしておりますので、やはり認定こども園に関しましても、非常に対象は違います、高齢者と子どもたちと違いますが、事業所として町がやはり高齢者の事業所と認定こども園、なかなか区別するのが今のところ補助の出し方としてなかなか難しいのかなというふうに考えております。

ラベンダーハイツと町立病院は町営ですので出すのが普通かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 当たり前に考えれば、株式会社丸一幾久屋にお金を出していけないというのと同じ子と、分かりますけれども、しかし、もちろん民間とはいえ、保育分野を預かるのは上富良野には2団体、そして4園しかないというところはぜひ考慮いただきたいと思います。

そして、先ほどの奨学金の話にちょっと戻るのですけれども、この制度自体は私大変すばらしいことであると思います。月2万、36か月の72万円ということですが、これ調べると全額出している自治体もあるのです。その町で働いて住んでいただくということに関して。

今市立の大学、普通の文系であれば52万円かな、半期、約110万円弱くらいが年間授業料としてかかります。もちろん入学金26万円はそのほかにもかかるわけですが、奨学金で補助するのはそのうちの72万円というわけですが、これらの魅力あふれるまちづくりの一つとしては、例えば理系だともう少しかかるわけですね、私学で言うと、百五、六十万円だったと思います、年間で。ちょっと医大、歯科大はちょっと別になりますけれども、その中で苦しく奨学金を返す、また、本当にかわいそうに年金も学生自体からかかってくるこの御時世でございますから、そういったものを払いながら、猶予された期間、働いてから返していく方もいっぱいいらっしゃると思います。そういったことを考えると、奨学金の返還補助に対しては、かかった分全額というような考え方、保育のことに関してもそうすけれども、ございませんでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほう、国の交付税の対象になる基準がございまして、それで2万円の3年というのを一つ基本として取り上げたところでございます。議員おっしゃるとおり、独自でそういう施策をしているところもあるというのも承知しております。例えば我々のところだったら本当に新卒で、1年目の子からでないと駄目よとか、それは国のルールのとおりなのですけれども、定職して2年目、3年目から来てもまだ奨学金返している間は3年いいですよという町もございます。

ただ、うちのほうは一応今のところ、数名の方々申請いただいておりますけれども、国のルール、交付税の対象になる範囲内ということではちょっと整備

させていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 先ほどの町長の答弁の中で保育士の家賃のみならず、長く町に住んでいただくにはいろいろ魅力あふれる政策を取ることでよって、長らくこの町で働いて住んでいただくことが可能になるということでございますから、ぜひこらもしっかりと現状に即した形で、他の自治体に引けを取らないような上富良野オリジナルの雇用の創出、そして住民の確保に力を入れていただきたいと思いますし、それをぜひ、特に介護士もそうです、それから今言った保育士もそうなのです。介護士はまさにこの守りの部分、そして保育士はある意味責めの部分だと思うのです。町にとって活力ある人材を雇い、そして未来の子どもたちを育てていただくということですから、ぜひそこには町長、力を入れてほしいと思いますし、これはちょっと違う角度からなのですが、直接的な補助ができないとしても、これもちょっととある自治体の例なのですけれども、行政がマッチングをしている、主催しているのです。何をマッチングと言いますか、某マイナビさんとか、何かそういう就職サイトありますよね。そういったところと自治体とがタイアップしまして、そういったソーシャルワーカーであったり保育士であったり介護士であったり、そういったところの就職フェアを行っている自治体があります。ぜひ上富良野もそういったところ参考にいただきながら、そういう働き手の確保に対して、そういった事業を行うことが肝要だと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

いろいろそういう、今議員がおっしゃったようなマッチングですとか、その他、町のできる役割としてできることはしたいと思っています。先ほどから私がもうそれはなかなか難しい、そういう補助の仕方はなかなか難しいなどは言っておりますが、コロナの、物価高騰、エネルギー高騰で、認定こども園とか各老人施設なんかには燃料高騰費とか、そういうお金の補助、直接雇った人の家賃ではありませんが、経営安定のためにそういう出し方はコロナの間はしていましたので、決して認定こども園を軽く見ているわけでもありませんし、民間だから勝手にやってよと、そういうことは全然思っておりません。ただ、なかなか個人の人手不足の中で特定の保育士として限定してなかなか政策は打ちづらいのかなというふうに言っているだけで、なかなか、決し

て認定こども園が大切ではないとか、もちろん大切ですので、それはちょっと誤解のないように補足させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 町長の7つの中の大切な子育ての一つでありますし、御答弁の中にも現時点では保育士に限定しての補助制度を創設する考えはないということです、本当にいろいろな、これから先、そういった働き手がますます困ってきたときには、その現状に即したものと期待して次の質問に入ります。

小児科でございます。これ、非常に私も町長同様、この小児科の現状について厳しいというのは私も認識しているところでございます。

ちょっと数字ですけれども、ちょっと古いのですが、平成30年、31年の全国の小児科医療圏の小児科偏在指標というので言うと、全国が104.9という小児科の偏在にしたときに、旭川を中心とする上川中央部は、これ185.4ということで全国8位なのです。ところが、富良野は86.1ということで152位なのです。同じ二次医療圏にかかる、三次、二次のところでは本当僅か、旭川を中心として上川中央で言えば本当にもう小児科、全国に溢れてますよという状況の中で、こっちはもう8割ぐらいにしかなくてないという、非常に偏在している中で、協会病院行ってくれ、行ってくれとかというのも本当にきつい話でありますし、また、富良野のいんやく小児科さんも、もう今辞められているということで、これなかなか本当に小児科医療というのは、私、本当に現状厳しいのは町長と同じくらい分かります。

その上で伺いたいのですけれども、先ほどの町長の御答弁の中でもあります、本当に小児科のなり手不足というのは長時間勤務であったり、不規則な勤務であったり、心身の負担が大きい、言葉は悪いですが、本当に医療業界で3Kなのですよね。小児科だったり、周産期だったり、本当に時間が決まってないですし、突発性の部分があって本当に大変だということでもあります。であるからこそ、自治体病院がそこをある程度のリスクを持ってでも、子どもたちの生命と健康を守っていく責務があるのではないかなと考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

もう子どもたちの学校なんかも含めて、健診なんかも含めて、予防接種なんかも含めて、安全を守って

いくという責務はもちろんあるのですが、なかなか小児科の先生が町立病院でとなると、なかなか医師がいない。先ほど議員もおっしゃいました偏在、旭川は多いと思いますが、多分民間のと言いますか、開業している方がほとんどだと。もしくは5大病院と言いますか、医大の医局には本当に小児科の先生というのはいないのではないかなと。ほとんどがほかの5大病院と民間のいわゆるクリニック、開業した。その中で富良野地方ではかろうじてと言いますか、本当、協会病院で、近くと言えば協会病院なのですが、そこでぎりぎりと言いますか、何かあったときはそこに皆さん通ってもらって不便をかけているのですが、なかなかそういう町立病院でリスクを、マネジメントと言いますか、子どもたちを守るためにもぜひ先生をいるなら来てほしいところですが、その先生がいないとなると、なかなかやはり、今の現状の富良野の協会病院におりますので、そこをやはり頼みの綱と言いますか、旭川に行けば、その先、一次、二次、三次となれば旭川、そういうところの連携を頼りにする以外にないのかなというふうに思っておりますし、なかなか大学に対しても、これは要望は特にしておりませんが、いろいろ、上富良野の町立病院でも協議して、なかなかやはり常勤も難しいけれども、やはり回答にもありますが、週に何回というのもなかなか難しいのですよねと、そのアフターフォローする意味、特に小児科に関しては。そういうことで、現状、富良野協会病院、そして旭川という、その流れは致し方ないかなと。決してもう諦めて何もしないといわけではないのですけれども、かろうじて今のところは子どもの健康は、不便ではありますが守られてはいると思いますので、なかなかさらに上富良野の町立病院お医者さんをとというのは難しいかなというのが現実かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 本当に町長の苦慮、大変よく分かります。あまり私も無理は言えない立場にもあるのですけれども、町民の皆さんの思いですので、一つお伝えさせていただきたいなというふうに考えておりますし、もちろん、この間、平成17年ですから、この町立病院、しっかりと旭川医科大学第3内科の院長先生、そして第1外科から副院長先生を常勤として上富良野町の病院に本当に常駐していただきまして、そして第3内科からはまたドクターも、さらには派遣のドクター、本当にいい状況で良好な関係で旭川医科大学とこの間もずっと上富良野町と結んでいく、その努力をされてきたことに対しては改めて敬意を払うところでございます。

その上で、小児科医、いないのですよね。本当にいないのですよね。ただ、先ほど町長もこちらの受入体制の立場も、上富良野町立病院としての受入体制もまだ整っていないから、なかなか医大サイドにも派遣のお願いはできないのだということでもあります。そこも十分理解します。ただ、本当に小さいお子さんというのは、町長もまさしく子育て中だからよく分かると思うのですけれども、なぜか金曜日、土曜日の夜とか、病院が閉まる頃に熱を出したり、特に第1子目を出産された若いお母さんというのは経験が少なく、ちょっと赤ちゃんがひきつけを起こしたら、もう本当にどうしていいかわからない。まして、答弁の中にもありますように、我が町は非常に社会動態の多い、というのは自衛隊さんの異動に伴い、町に知り合い、家族がいない方が多い町ということで、旦那さんが演習に行っているときになぜか熱を出すと、そのような話も聞いております、本当に。これは町長も小さいお子さんいらっしゃいますから共感できていただけたと思うのですけれども、何とかいろいろな病院の整理の中において、また旭川医大との関係の中で、小児科だと扱った薬も違いますし、それから対処の処方もそれぞれ違うと思います。そういった専門の先生が週に1日、2日いただけたらという、その町民の安心感というものを考えますと、いま一つ御努力をされることを望むのですが、そういったところいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁の繰り返しになりますが、すみません、答弁でも言わせていただきましたが、週何日かの派遣については、専門性、特殊性からその後のフォローが常勤の医師でなければなかなか対応が難しいなということで考えておりますが、とはいえ、現実には夜中に熱とか出た場合は、やはり現状では夜間救急もやっておりますし、近くで小児科の専門医がいるのは協会病院がありますので、その辺の体制はしっかりと維持していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 町長は諦めず、引き続きそういった町民の声に耳を傾けていただきながら、何とか様々な角度から対応が図れないか。上富良野よりも小さい自治体でしっかりと小児科医療を持っている自治体もありますし、上富良野町にも実はシブイ先生が小児科医なのですけれども、御高齢でなかなか今、小さいお子さん診ていないということもありますので、何とか小児科の火を消さないように、

町長自ら先陣を切って努力していただきたいというふうに考えております。

続きまして、三つ目の情報公開の対応について。町長、これ、ちょっとがっかりしたのですけれども、平成20年でした、この自治基本条例、大変な苦勞をして、先輩や住民の皆様がつくられたというふうに記憶をしております。その中で、読みませぬよ、第2章が何だかんだと、当然町長知ってらっしゃると思うので。情報共有の原則というのが非常に大きいじゃないですか。それはもちろん町側の責務もありますし、我々議員側の責務もあるし、そして町民の権利というところもあるのです。この御時世、やはり議場の中継というのは大事ではないかということで、昨年度、ちょっと私いなかったのですが、つくるところにまでは携わったのですが、そこで一定程度議会側から、具体的に410万円ほどかかりますと。そういった中で、ぜひこれは情報公開の原則から考えても、まちづくりの大原則から考えても、こういったものは必要ではないかということで、理事者サイドに答申というか投げかけた経緯があるのですが、最終的には議会において実施の有無を決められることにはなるというのは、確かに大原則そうかもしれませんが、予算を町長はお持ちですから、これ、どういう審議の中において、我々はやったほうがいいですよという議会側からの提案をさせていただいたはずなのですが、今ここにおいて、進捗がないということなのですから、それはどういった内容で進んでいないのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

議会のネット中継をしたほうがいい、したいという答申を受けました。当然1款のほうで予算は要求、上がってくる認識でおります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、予算要求理解していただきまして、その中で一定程度の経費を示していただきました。高い、安いと言え、いろいろ価値観があるのでブライストレスなのかなとも思うのですけれども、全体の放送の設備、今もちょっといろいろ壊れて、ちょっとマイクが入らなかったり、何なりしていると、そういった部分も含めて、トータルなものが必要であるということと、もう少し町の懐も考慮しながら、安価なんかもう少し勉強して、それから考えましょうということで、1回お願いした経

緯にございますので、そういったところ、いろいろございます。去年だと思のですけれども、私全然明るくないのですけれども、先ほどの議員の御質問にあったようにリアルタイムであれしたようなときも、中継のようなものも実際にできておりましたので、そういったことも含めて、試行的にやりながら、本格的なシステムを入れるとか、なにせ専用の機械ですから、大変高価なもののございます。それから受注生産のようなものがございますから、そういった意味でいろいろなものの検討をいしていきながら、そしてよりいいものを導入したらどうでしょうかということで、1回戻していただいたという経緯にあるということで、査定したほうのお願いの内容でございました。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） 私ちょっと手元に、この審議、答申させていただいた後の政策調整会議等における部分の資料があるのですけれども、今副町長、町長は1款で出されるべきだ、それで予算要求した。今年度の予算においては、それは駄目だよという中の一つには、今副町長がおっしゃっていただいた費用対効果、それから投資のイニシャルコスト、これも当然ありますけれども、もう一つ、これは恐らく他意はないものだと思副町長のことよく存じ上げておりますので、他意はないのだと思のですけれども、メリットの一つとしては、まさにこのリアルタイムで議員と理事者側の質疑、答弁、これが情報がより広く配信されることによって、まして詳しく、まとめたものではなくて、まさにこのやり取りが配信されることは最大のメリットだよと。

一方で、デメリットの一つとして、これ私あまり言いたくないのですけれども、まだまだそこまで議会の質も高まっていないことも一部私も理解するところがございますし、理事者側としても共感するところがあると思のですけれども。

一方で、最近皆さん御承知だと思のですけれども、広島県の安芸高田市、石丸市長、恥を知れ恥をというやり取り、それに対して議会側のまた厳しいやり取り、これもせきららに出しているわけですよ。また岡山県にあります、名前言いたくないのですけれども、とある市議会議員、とある議員の方、方言も使うけれども、非常に、我々標準語を使う者から見れば、ものすごく乱暴な言葉で、市長とやり取りされている。もう本当に我々から見たらびっくりしてしまうのです。ただ、それもせきららに出している。また、とある議会においては、本当に市長のあるまじき行為みたいなことを議会が本当に弾糾して、そういったものも全国、全世界に配信しているのです。

それは議会、議員の個々の資質が高い、低いではなくて、まさにやり取りのものがリアルタイムに有権者に届く、これがやはり一番大事なことだと思うのです。それを要約された議会だよりの中で出す、それからQRコードをクリックしたら全文議事録がありますよ、これを読んでください、そんなの誰も読まないのです。だから、まさにこのやり取りがアーカイブされて、好きな時間に見れる。それはユーチューブなのか何なのか、それは手法は別ですけども、この議場にわざわざ足を運ばない何万人という人、ちょっとオーバーですね、何千人という町民が、我々議員のことも監視したいわけですし、そういった機会をやはり有権者の皆様に、私も立派な質問もできませんし、立派な発言もできない一人の議員だと思いますけれども、それも含めて上富良野町議会というものを有権者の皆様にしっかりと見ていただくためには、副町長おっしゃる、私もちょっと共感するところもあるのですけれども、ここはあえてオープンにすることが、これが自治基本条例の基本中の基本になると私考えるのですけれども、町長いかがですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の3項目の御質問にお答えしたいと思います。

もう全然、それは私否定しませんので、オープンにしたいというか、するべきであればすべきだし、ちょっと練習が必要であれば、ちょっと何かいろいろ、それは議会の運営のことですので、理事者があせえ、こうせえというもまたちょっと問題があるので、ちょっと私は自重して、それは議会のほうで1款のほうで揉んで、もちろん予算査定は予算執行あるので、それはほかの政策も併せて同様に平等に、予算査定はしますが、やはり発議と言いますか、議会の運営のことに関してですので、それは議会の皆さんにお任せしております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） そういった意味で、前年度我々はしっかりと、これはもう必要なものだから予算組んでくださいと言ったけれども、それはちょっとまだ時期尚早ですよという意味で、副町長査定、町長査定の中で削られてしまっているわけですから、町長が今、まさしくおっしゃっていただいたとおり、この情報公開することが非常に望ましい、それは1款、我々議会費の中から提案をしてくれと言うのであれば、改めて議会運営委員会を通じて議会の総意としてしっかりとかかる費用を上程させていただいた暁には、それらを整備するというところで確認取ってよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

ほかの査定と同様に、言われた額をそのまま認めるかということ、そういうことはないです。同じように、何でこれはこうなのだ、何でこれは必要なのだという、もっと安い方法、こういう方法あるのではないか、もちろんそういう投げかけはどの課にもしているわけですから、そういうプロセスは踏んでももちろんいきます。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） もちろん財政的な裏付けであったり、それから必要以上に、身の丈以上のものをやれということでは我々もございません。ただ、今一番大事な争点というのは、この議場の、まさにライブ感というものを町民の皆様、そして有権者の皆様にしかりと肌感覚で感じてもらうためには、ネット配信は絶対必要なのだ、情報の公開、そして情報の共有が必要なのだということを町長自らそれも共感されているということで認識してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

情報の共有は非常に重要で、それは共感できますが、それに幾ら費用をつぎ込むのが妥当なのかというのは、それは意見の分かれるところだと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） それでは、情報共有、そして町民との情報共有、そして情報公開が大事だということで町長と私たちの理解が同じだということが分かりました。そこでお聞きします。410万円は、その町民の皆さんに大事な議会の場を知っていただくということの投資に対して、その410万円は高いと思われますか、安いと思われますか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 5番金子議員の質問にお答えいたします。

400万円が安い、高いということではなくて、もっといろいろな手法を検討しましょうということをお願いしております。というのは、やはり試行的に一旦、コロナ対策で議員控え室と第2会議室のほうに配信させていただいたのですけれども、そういったようなものもあったりして、最初からフルセットでやらなくても、例えば対面のカメラだけにして、カメラチェンジするとかいうのがかかりますとかそういうのもなくて、議員さん側と答弁者側

だけのカメラ二つが一つの画面に2画面になっていて音声の流れるとか、いろいろなやり方あると思うのです。フルでいくと、多分四百何十万円ということだと思うのですけれども、もっと上なのか、そういった部分も含めて、試行しながらでもいい方法を探していくというのが大事なのではないですかということであって、単純に400万円が高い、安いと言われると、一番最初に言ったのですけれどもプライスレスの部分がありますから、そういった部分が単純に靴買ったときにどっちが、同じメーカーでどっちが高い、安いというような判断基準では我々も考えてはいないと思っております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○9番（金子益三君） これ私の一般質問ですから、改めてまた議会運営を通じて、議会会議の中でしっかりと答えを導いて、改めて1款として、議会費の中で、来年度なのか、再来年度なのかは別にしても予算要求があるかもしれませんけれども、今一番大事なのは理事者部局としても、このリアルタイム、そして肌感覚で分かるということの情報の開示、そして情報共有が最も今大事である。それは、あと手法については、しっかりと精査をするというところで理解してよろしいですね。

今、令和5年度も道内144の町村議会で、もう今56%導入です。本当に全国で言うともっともっとやっているところが多いと思うので、これは見に来てではなくて、いつでも議会のこの議場のやり取り、執行者と議会とのがちなこの、すり合わせなんかない、そういったものがより大事だと私は考えておりますが、その部分、最後確認をさせていただきます。町長も同じ考えでよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 今おっしゃいました内容について、決して、先ほどから何回も繰り返しになりますけれども、公開するのがいけないということでもないですし、公開することは必要だと思っております。そのための手法は一体何がいいのかと。変な話、ユーチューバーはスマホ1個で全世界に発信しているわけですから、そういったことも含めて、いろいろとお互い知恵を出し合いながら、どのような形で町民の皆様、配信すると全世界ですから、全世界の皆様到我々の姿を見てもらい、理解してもらえるかという方法というのは、引き続ききちんと検討していく課題だというふうに認識しております。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

明日、12月14日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りま

すようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） お疲れさまでした。

午後 4時46分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月13日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 茶 谷 朋 弘

署名議員 中 瀬 実

令和5年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和5年12月14日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））
第 4 議案第 9 号 上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例
第 5 議案第 2 号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）
第 6 議案第 18 号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）
第 7 議案第 3 号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第 8 議案第 4 号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 9 議案第 5 号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
第10 議案第 6 号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）
第11 議案第 7 号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第12 議案第 8 号 令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）
第13 議案第10号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第14 議案第11号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第15 議案第12号 上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例
第16 議案第13号 上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
第17 議案第14号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
第18 議案第15号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
第19 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例
第20 議案第17号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
第21 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
第22 発議案第1号 上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第23 発議案第2号 議員派遣について
第24 発議案第3号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見について
第25 発議案第4号 高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見について
第26 発議案第5号 学校給食費の無償化を求める意見について
第27 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

1 番	佐藤大輔君	2 番	荒生博一君
3 番	湯川千悦子君	4 番	米澤義英君
5 番	金子益三君	6 番	林敬永君
7 番	茶谷朋弘君	8 番	中瀬実君
9 番	島田政志君	10 番	井村悦丈君
11 番	北條隆男君	12 番	小林啓太君
13 番	岡本康裕君	14 番	中澤良隆君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	齊藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	及川光一君

総務課長 北川徳幸君
企画商工観光課長 狩野寿志君
保健福祉課長 深山悟君
農業振興課長 安川伸治君
建設水道課長 菊地敏君
ラベンダーハイツ所長 鎌田理恵君

IT・組織機構担当課長 宮下正美君
町民生活課長 山内智晴君
保健福祉健康づくり担当課長 星野章君
農業委員会事務局長 林下里志君
教育振興課長 谷口裕二君
町立病院事務長 長岡圭一君

○議会事務局出席職員

局長 星野耕司君
主事 進梨夏君

次長 飯村明史君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(中澤良隆君) 御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和5年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は4名の議員となっております。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

9番 島田政志君

10番 井村悦丈君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(中澤良隆君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、3番湯川千悦子君の発言を許します。

○3番(湯川千悦子君) 私は、さきに通告いたしました2項目3点について、町長及び教育長に一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1項目め、町長にお伺いいたします。

町外に住んでいる多数の方より、上富良野産のお

米や野菜、豚肉、牛肉が大変おいしいと会うたびに言っていただきます。

もちろんスーパーマーケットでも手に入れることができますが、産地直産の新鮮な農畜産物を手軽に安価で手に入れやすい場所をつくり、そのことで上富良野町の遅れた観光を底上げし、経済効果を生み出せる場所になると考えます。

道の駅の規定は、観光案内の設置、24時間トイレの設置、駐車場を有するなどのことがあります。近年は、国道沿いにつくらなくても町なかにつくるケースも多く、町内に人を呼び込むことにもつながります。

町のPRはもちろんしていただいているとは思いますが、いま一つ踏み込んでの観光の発展と経済を生み出す場所について、道の駅が必要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

2項目めの1点目ですが、少子化が進む上富良野町において、未来を担う全ての児童生徒に対し、教育環境での取りこぼしがないようにどのような方策を取っていくか。

国が進めるGIGAスクールやBYODなどのタブレットを使つての教育はもとより、上富良野町独自の政策はどのようなものがあるのかを教育長にお伺いいたします。

2点目ですが、現在、上富良野町では、町内に不登校の児童生徒を様々な角度から支援をしている団体があると伺っておりますが、このような団体との連携について、町の考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 3番湯川議員の1項目めの道の駅の設置についての御質問にお答えいたします。

議員の御質問のとおり、町の特産品販売や観光案内所の設置などにより、多くの人を呼び込むことができるコンテンツとしては、大変重要な施設であると考えております。

産業の活性化や観光情報の発信の場として、町民の皆様の道の駅への思いは少なからずあるものと認識しており、私の道に駅に対する思いはこれまでと変わっておりません。

しかし、道の駅は、建設するだけでなく、販売や管理運営を誰が担っていくのか考えた上で進めていく必要があります。そのためには、町民の方々の機運醸成を図っていくことも必要であると考えております。

物価高騰が続いている現在の状況を考えると、町

民の皆様の生活を第一に考えていくとともに、現在進捗している旭川・十勝道路の中富良野から上富良野間が今年度、計画段階評価になったことなど、様々な考慮すべき事項を整理しながら、道の駅の設置について検討していきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の2項目めの、不登校の子どもの対応についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

当町の小中学校の現状としまして、児童生徒動態状況定例報告の11月30日現在においては、小学校3校に461名、中学校1校に248名の709名の児童生徒が在籍しております。

まず、1点目の教育環境に関する御質問であります。上富良野町教育振興基本計画に掲げる6項目めの学校教育推進目標、学力、心、体の育成、家庭、地域との連携・協働、信頼される学校づくり、上富良野高校の支援の取組を進めているところであります。

学力の育成に向けた情報教育環境の充実としまして、国のGIGAスクール構想の加速化により、令和2年度に1人1台のタブレット端末と通信ネットワークを整備し、授業に活用するとともに、遠隔授業にも対応してきており、各教室には大型掲示装置を町独自に設置し、授業改善に取り組んでいるところであります。

また、不登校の児童生徒数は、近年増加傾向にあることから、中学校へのスクールカウンセラーの配置を行う中、その実態を踏まえ、令和5年度に教育支援センターを公民館2階に設置し、臨床心理士等の資格者4名体制により、児童生徒の通所できる居場所づくりと、各学校に訪問し、様々な相談に対応しているところであります。

次に、2点目の不登校の支援団体との連携に関する御質問であります。教育支援センターの設置検討に当たり、町内の関係団体とも情報交換させていただきました。それぞれ不登校支援としての活動を進められておりますことから、教育支援センターを含め、教育委員会としても引き続き関係機関等と連携しながら取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 1項目め、再質問させていただきます。

町長の御答弁の中に、道の駅に対する思いはこれまでと変わっていないということで、私、議員1期生なので、町長の道の駅に対する思いがどのくらい

なのか分からなかったもので、改めてお伺いしますが、町長としては、道の駅をつくりたいという考えでよろしいですか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

道の駅をつくりたいということは、もちろん私の公約でもありますので、それは変わらないということでもあります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） つくりたいということであるであれば、時期的なものについては、旭川・十勝道路の中富良野から上富良野間への延伸の時期を見て判断するというところでございますが、この道路が出来上がらないと、つくらないということなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

旭川・十勝道路が全ての原因ではありませんが、それは非常に大きな要素かと思っております。今年度、計画段階評価になりまして、そうすると、あと数年のうちにルートが確定すると思っております。完成するまではさらに時間がかかると思っておりますが、ルートさえ確定してしまえば、インターチェンジがどこにできるか等も含めて、そうすると、具体的にどこに道の駅ができたらいのかという議論はかなり進むのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） その道路ができて、時期を見てということなので、国道近くなのか、それとも町なかのよい場所とかは、町長自身は考えておられますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

道の駅の機能は、湯川議員も質問の中に書いておられます、観光の情報発信とか、町の物産を販売する場所、様々な機能がありますので、町なかがいいのか、それとも郊外がいいのかというのは、まだ私の中では、ここという場所はありませんし、もちろんそれは町民の皆様方といろいろ相談して、今後決めていくものだと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番(湯川千悦子君) 全道には127の道の駅がありますけれども、最近できている道の駅は、それぞれの特徴を持って、雑誌やいろいろなものに掲載されたり、道の駅のランキングでも上位に出ているところは、地域の特徴を生かしていると思われるのですけれども、上富良野の道の駅は、町長としてはどのような構想というか、どのような感じでデザインとかを思い描いているのでしょうか。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的にどういう機能かということかと思いますが、具体的にはまだ全然、これも町民の皆様と相談しながら決めなければならないかと思っております。先ほど質問にもありました観光の情報発信、地場産品の販売の場所というのは、現在では地場産品を売るところもございませんので、そういう声も入れながら、今後、デザインについては決めていくものと考えております。

以上です。

○議長(中澤良隆君) 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番(湯川千悦子君) 具体的にはまだ決まっていないうことなので、上富良野町の特徴である十勝岳とか、自衛隊もそうですけれども、いろいろなソースがあるので、趣味趣向を持った人がわざわざ来てくださるような道の駅という考えとか、音更町はドラマの舞台と大手の菓子メーカーとのコラボや、安平町は鉄道ファンをターゲットにした道の駅、東川は住民の交通の要衝につくるなど、その地域の特産品をプラスしての特色のある道の駅になっておりますので、上富良野町も今後そういった構想を住民の方とともに、私もこれからいろいろなところにアンテナを張って、が町独自の特産品の開発とかの支援を行っていきたくと思っています。

それにプラスして、上富良野町の魅力を重ねてPR、集客していけるような道の駅が必要と考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、2項目め、1点目、2点目に移らせていただきます。

GIGAスクールのほかに、各学校で大型モニターを整備し、それぞれの授業の改善を進めているのは分かりました。その中で、取りこぼしが行われないような町の政策として、今年度から公民館の2階に設置された教育支援センター「Mina Mina」について私も承知しているところでございます。

スクールカウンセラーの先生を中心として、小学校の校長経験者や臨床心理士の資格を持った方、加

えて、地域おこし協力隊の起用などによって、様々な児童生徒へ対応されていることについては、私も誠にすばらしい政策だと思っております。これは管内でもまだまだ事例が少ないと伺っておりますので、そのような中で、我が町にこのよう施設ができたことは大変すばらしいことだと思っております。

そこで、お伺いしたいのですが、現在、様々な理由から、なかなか通常どおり通学できないお子さんが増えている中において、現在の施設では手狭になることはないのでしょうか、質問いたします。

○議長(中澤良隆君) 教育長、答弁。

○教育長(鈴木真弓君) 3番湯川議員の不登校児に対応する教育支援センター開設における今後の状況について御質問にお答えさせていただきます。

施設のほうも直接御覧になっていただけかと思っておりますので、十分中身については御存じのようでございますが、今現在、上富良野町の状況につきましては、昨年12月では約36名の不登校児が町としては認知していたところなのですが、今年10月末現在では22名となっております。学年も1学年ずつ上がっていますが、この大きな減少については、不登校に対応する町としての姿勢、学校の姿勢、教育支援センターとの連携が、この半年間において、少しずつではありますが、つながっている結果だと思っております。

ここで、湯川議員の御質問に加えて御説明申し上げますが、実は、不登校になった子たちに対応したのでは遅いので、去年の予算委員会でも説明させていただきましたが、私ども教育委員会としましては、不登校とはならない、予防的支援として、この教育支援センターを行政が立ち上げましたことから、現在、町内において、小中約35名のお子様、別に教育支援センターの職員がカウンセリングを行っております。これは不登校ではございません。あくまでも家庭の事情、お子様の事情、様々な事情を抱えた子どもたちがここで学んでいますので、それをいち早く学校が保護者の方とお子様と面談し、教育支援センターにつなげていただいております。このお子様たちを不登校にならないよう、また、議員御質問にありましたように、学業で迷わない、将来の夢につなげ得る子どもたちを育むよう、この教育支援センターが今後、次年度に向けまして活動を進めるように取り組んでいきたいと思っております。

ただ、今、議員が御質問いただきました、あそこの職員のスタッフの体制並びに今の居室状況でございますが、これは私どもも想定しております、まず、現在の状況としましては、不登校の児童については、週1回のお子様もいれば、毎日通学している

お子様もいらっしゃいます。この登校につきましては、全て学校と連携できておりまして、通級していただきました内容については、全ての学校の授業として、登校したことに認めておりますので、保護者の方も安心して、そこへの登校につながっている実態でございます。

ただ、4名体制の中で、学校にも1人は訪問し、1人は中学校のスクールカウンセラーの職責も担っております。実際にそちらのほうで様々な子ども、保護者への対応もしておりますので、4名体制については、現在のところは対応は可能ということで、次年度におきましても引き続きこの体制で進めたいと思います。

まずは、不登校にならないよう予防的に、上富良野町としては進めていくことで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 今、非常に教育委員会とか町としてもよくやっておられると思うのですけれども、そこで、お伺いしたいのが、狭いながらもいろいろな備品をたくさん置いてらして、いろいろなものを抱えていらっしゃると思うのですけれども、それらについて、更新する年度とか予算についてはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の教育支援センターの備品並びに施設設備についての計画でございますが、令和5年度設置ということで、急遽去年、予算委員会に諮りまして、お認めいただき、今スタートしたばかりでございますので、まだ更新とかの計画には至っていませんが、実は、今年の猛暑によりまして、あの公民館にはエアコン設備がないということで、既に今回の補正予算に計上させていただきますたり、様々な設備については、私どもも教育環境改善として、学校とともに教育支援センターも整備していかなければいけない課題だと思っています。

ただ、私は、何でも全部出来上がってからスタートするのではなく、やりながら、現場のスタッフとともに、どのような環境を整えていくのが一番最適なのか、優先して今進めておりますので、今後、そのような修繕計画等も必要になった場合については、こちらのほうで準備を進め、議会のほうにも御協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 町として独自の政策としても、いろいろな面で児童生徒に対応できていることがよく分かりました。これからも充実を図っていただきたいと思っております。

次に、教育支援センターの設置に当たり、以前より「いかすい」が、こういった不登校の児童生徒の対応にボランティアで対応されていたと聞いております。

そこで、お伺いするのが、このボランティアの団体をNPO化や一般社団法人化することが望ましいと考えますが、そういったことへの支援は考えておられますか。なかなか民間の方が、そこまでの書類づくりができないようですので、事務方のプロとして、行政がお手伝いするのはいかがでしょうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の不登校児に対応している町内における団体に対する育成についての御質問にお答えさせていただきます。

私ども教育委員会では、いかすいという団体につきましては、澄空（そら）という事業所が本来でございますが、そこがM・i・T親の会と連携し、いかすいを構成しているとお伺いしております。

本来、澄空というのは社会福祉事業でございますが、放課後デイサービスを担っていたり、本来であれば保健福祉課所管の活動を行っておりますので、そういう相談は、どちらかという私のほうはまだ聞き及んでおりませんので、もしかしたら町のほうに相談されている可能性はあるかと思いますが、教育委員会としましても、不登校児の受入れに御支援いただいているのは認知しておりますので、何か相談等があれば、教育委員会としても支援してまいりたいと思っております。

また、いかすいの活動につきましては、教育委員会と様々な情報交換をさせていただきまして、講師にうちの松田主幹が御協力させていただいたり、様々な活動に対して、学校にいち早く教育委員会から保護者宛てに周知させていただくなど、今後も引き続きそういう形の情報連携も含めまして、支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 教育長の言っておられることもすばらしいことだと思います。

また、中学生ぐらいになると、体力をつけるためにも施設に自分の足で通うことが必要だと思いますが、小学校低学年の親御さんの送迎ができないことで、施設利用を躊躇しているということも少しお聞きしたのですけれども、児童の送迎ボランティアの

考えをお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員に質問の内容を確認させていただきたいのですが、不登校に関わるお子様がの保護者が送迎が困難になっているということでしょうか。それとも放課後デイサービス等の利用で、送迎が困難である実態でございでしょうか、再度確認させていただいていいですか。

○議長（中澤良隆君） 湯川千悦子議員、もう1回お願いします。

○3番（湯川千悦子君） 行くことは、親御さんが送っていけるということなのですが、帰るときに、熱が出たり、途中で帰宅するような状況になったときに親御さんが行けないということで、そのときの対応というのを「いかすい」のほうから伺ったので。

○議長（中澤良隆君） 不登校の子どもたちのことということでよろしいですか。

教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、不登校で登録されている方、18名いらっしゃいます、小学生、中学生いらっしゃいますが、教育支援センターに通所していただく場合に対しまして、今、湯川議員から御質問いただいた内容の事例は、教育委員会のほうとしては認知していないので、もしかして事業所の関係だと思しますので、いかすいのほうで、澄空のほうでやっている事業の不登校児の方で、そういう事例があるのであれば、それについては、うちも情報共有していかなければいけないと思いますけれども、今、教育支援センターのほうの児童生徒のほうでは、そのような形のお困りはまだ確認できていないところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、3番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米澤義英君の発言を許します。

○4番（米澤義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問するものであります。

第1点目は、土地利用規制法についてお伺いいたします。

土地利用法では、自衛隊の施設、駐屯地や弾薬庫など、重要施設の周囲1キロが注意指定区域に指定され、注意区域では、土地の利用状況を調査し、施設の機能を阻害する行為が判明すると注視勧告や命令などの規制を行い、従わない場合においては懲役2年以下の罰金200万円以下を科せられるとされ

ています。

この法律は、安全保障のためという名目で、安保三文書に基づき、日米軍事同盟強化の一環として、また、自衛隊、米軍等の円滑な活動確保のために必要な措置を取るとされているものであります。その対象は、誰もが監視や規制の対象となる法律で、絶対容認できるものではありません。このことを述べて、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、土地利用法の内容はどのようなものでしょうか。二つ目には、区域の指定において、行政や団体、住民の意見聴取など、意見交換する場があったのかどうか。さらに、町は指定区域に対してどのような見解を、この間、国に述べてきたのかお伺いいたします。

二つ目には、介護保険についてお伺いいたします。

介護保険は、誰もが安心して介護が受けられる制度でしたが、現実には利用者と家族に重い負担を求める結果となっています。

例えば利用者負担では、原則1割が、所得に応じて2割から3割へ、要支援の軽度を地域支援に、特養では食事、部屋代を軽減する補給付制度がありますが、収入や資産要件が見直されるなど、利用者と家族から、これ以上の負担増はもう耐えられないという声があります。極めて深刻な状況にあると考えますが、この点について、町長の答弁を求めるものであります。

二つ目に、来年度からケアプランの有料化、利用料の2割負担、3割負担の対象者拡大、要介護1、2を保険給付から外して、総合支援事業へ移行しようとしています。年金は現状ではほとんど上がらないのに物価だけが上がっているという現状、町長は、これ以上の負担を利用者や家族に求めるべきではないと考えますが、国にしっかりこの点を要請すべきかと考えますが、町長の見解を求めます。

三つ目には、第9期の介護保険事業について、高齢者保健福祉計画の策定が行われていると考えますが、介護保険料月額ほどのぐらいになるのか伺います。

現在の介護保険料の基準額は5,200円です。第1期の介護保険料の基準額よりも既に2,200円高くなっているという現状があります。物価高騰や利用者負担などを考えれば、一般会計からの繰入れや介護保険基金を活用し、据え置きなどをすべきかと考えますが、町長の答弁を求めるものであります。

次に、農業振興について伺います。

今、農業は、高齢化、担い手や労働力不足で、現状の農業が継続できるかどうか深刻な状況にありま

す。労働力不足で、家族労働ではもう限界があるという声が既にあります。農業者は派遣やパート労働者を雇用している現状にありますが、今後、町においても、この負担軽減のために、人件費の負担が大変重くなっている現状を見たときに、町の基幹産業である農業をしっかり守るためにも、人件費の補助や労働力の確保対策が必要と考えますが、町長の答弁を求めるものであります。

次に、子育て支援について伺います。

町では、子育て支援策として、この間、中学校までの医療費の無料化や産前産後の保健師による家庭訪問などが実施されています。また、乳幼児のごみ袋の支給もされております。

他の自治体では、定住・移住策としても、出産祝い金、保育料・副食給食費の無料化、乳幼児用のおむつや衣服などの支援を行っているところもあります。子育て支援に対する町の今後の対応について答弁を求めるものであります。

次に、教育行政について伺います。

町では、学校給食を提供しておりますが、食育として、親子の触れ合いを大切にしたいとの理由で、お弁当の日を設けていますが、見直しを求める声もあります。私は、子どもたちへの食育の立場からも完全給食の実施が必要だと考えますが、現状と今後の対応について伺います。

2番目には、給食費の徴収問題について伺います。

今、教員の働き方改革が叫ばれております。そういう立場からも、行政が今行うことが好ましいとなっております。現状では、給食費の徴収は現場という形になっておりますが、国の指導方針にあるように、しっかりと教員の働き方改革のために、公がきちっと対処すべきと考えますが、現状と今後の課題について伺います。

以上、町長、教育長に答弁を求めるものであります。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の1項目めから4項目めの御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの土地利用規制法についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の制度の内容ですが、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律は、令和3年6月23日に公布され、令和4年9月20日付で全面施行されました。

本法は、安全保障上重要な施設や国境離島等の機能を阻害する土地、建物の利用を防止するため、重要施設の周辺や国境離島等を注視区域、特別注視区

域として指定し、国が区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設や国交離島等の機能を阻害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の注視等の勧告・命令を行うものです。

全国の重要施設について一括により指定するのではなく、国による土地等利用状況審査会を経て、段階的に候補地を決定いたします。

当町につきましては、本年度の審議会にて、多田弾薬支処と上富良野駐屯地が注視区域として候補地とされ、12月11日に指定の通知が内閣府からあり、令和6年1月15日に施行されることとなっております。

なお、両施設の周辺、おおむね1,000メートルを区域とし、国により、主に不動産登記簿を中心に、土地等利用状況を調査することになります。

当町につきましては、特別注視区域のような土地等の所有権移転等に際して、国に対しての届出は不要となっております。

次に、2点目の国における行政や住民への意見聴取につきましては、9月上旬に区域指定による意見聴取が町にあり、内容については、1点目は、区域の範囲に係る地理的情報、2点目は、開発計画及び開発行為の情報、3点目は、区域の外縁設定等の参考となる情報について通知があり、町としては区域の外郭について現況と相違があること、また、開発行為の情報について提供したところであります。

また、住民等の周知につきましては、国から協力依頼があり、広報誌・町のSNS掲載、リーフレットを庁舎内に配置するなどの住民周知を図ってまいりたいと考えております。

本法については、法律に基づき国が土地の利用状況を調査するものであり、関係する住民や事業者の窓口についても内閣府において対応するものとのことであります。

町としては、法第22条に基づき、国からの資料提供等の求めに応じ、対応するものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの介護保険についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護報酬改定についてであります。現在、国や報道等で公表されております審議中の内容のみしか示されていない状況であり、改定が決定されたものではなく、それらの情報を考慮した中で、当町の第9期介護保険事業計画の策定に取り組まなければならない状況であることを御理解願います。

議員御質問のとおり、介護保険は平成12年の制度設立当初は1割であったものが、平成27年に

は、一定以上の所得者が2割と、それ以外が1割に、平成30年には、現役並みの所得者が3割、一定以上の所得者が2割と、それ以外が1割に改定されるなどの見直しの下、介護保険制度を持続してきたものと認識しております。

町におきましては、今後、国における介護報酬改定の情報収集に努めるとともに、改定内容を見極めながら、当町の介護保険特別会計が持続的に健全に運営できるよう、総人口の見直し、高齢者人口と高齢化率の推移、要支援・要介護認定者数の推計、施設サービス利用や介護サービス給付費の見込みを十分に分析・検証し、さらにはパブリックコメントや介護保険事業運営協議会での審議を尊重し、介護保険料を算定してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の国への要請についてであります。介護報酬改定のみならず、物価高騰が継続しておりますので、上川管内、北海道、国の町村会など組織的な要請行動があれば積極的に参加していきたいと考えているところであります。

次に、3点目の介護保険料についてであります。現在、介護保険事業運営協議会において審議中であり、お答えすることはできませんので、御理解願います。

また、介護保険は特別会計であり、独立採算が原則であり、一般会計からの繰入金はルールに基づくもののみとなります。人口減少、少子高齢化、介護サービス給付費の推計などから、介護保険料を大きく引き上げなければならなくなった場合には、激変緩和措置として介護保険事業基金を充てる手法もありますが、現在、審議していただいている介護保険事業運営協議会の御意見を尊重して設定していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の農業振興についての御質問にお答えいたします。

当町においても農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足により、農家戸数は年々減少していることから、新規就農対策や経営継承の推進は必要なことと考えており、持続可能な農業経営のためには、労働力の確保が重要な課題であることは認識しているところであります。

農業者が雇用する派遣、パート労働者の人件費に対する補助についての御質問であります。農業に限らず経営コストの中心となる人件費に対して直接的に支援を行うことは、事業活動における収益性の低下を招き、経営維持、成長に悪影響が生じるおそれがあることから、事業者のコスト管理や経営努力により費用を確保されることが、経営を継続する上

での基本事項であると考えており、人件費を対象とした町独自の補助を行う考えは、現状では持ち合わせておりませんが、物価高騰に伴う生産コストなど、経営環境への影響につきましては、引き続き注視していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、労働力の確保につきましては、現在、農繁期に欠かせない派遣、パート等の労働力確保は、JA関連の派遣事業者の利用や個々に作業支援を依頼されているところですが、必要な時期が集中することから人材の確保に苦慮している状況にあり、重要な課題であることは認識しているところであります。

労働力不足における人材確保につきましては、農業経営者と作業従事者の双方が希望する能力や条件が一致する人材を確保し、紹介、派遣へと結びつけることが最も有効な解決方法と考えておりますが、人材派遣事業の運営に関しては、そのノウハウや適材の人員確保を行政が担うことは難しく、既存の農業団体や民間事業者などが実施すべきと考えており、どのような形で行政が支援できるか、範囲や方法につきまして調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

併せて、労働力の軽減が図られるスマート農業や新技術、高性能機械の導入による省力化や効率化の取組につきましても引き続き検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの子育て支援についての2点の御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、他の市町村では、子育て支援策として様々な取組をしていることは承知しておりますが、当町の子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない行政サービスを充実すること。また、様々な場面やニーズを把握して、しっかりと寄り添うことで信頼関係を構築し、気軽に相談できる環境づくり、養育者とともに、多様な課題と一緒に取り組んでいくことが最も必要で、重要な行政の責務であると認識しているところであります。

計画に掲げられているとおり、子どもの成長に合わせた子育て・子育ての二つのステージに分類して、切れ目のない支援策は、保健福祉課を初め、教育委員会、小中学校、認定こども園、医療などの関係機関が連携して取り組んでおりますので、他市町村と比較しても引けを取ることがない子育て支援策だと考えております。

今後の取組におきましては、子ども・子育て支援事業計画を引き継ぐ計画として、現時点で、仮称で

はございますが、令和6年度に子ども計画の作成を目指して取り組んでおり、本年度につきましては、子どもの生活実態調査と、年末から国が示される予定のこども大綱を踏まえたこども計画アンケート調査を実施して、様々な課題やニーズ把握に努め、子どもや子育てに必要な支援策を検討してまいります。

いずれにいたしましても当町に愛着を持って暮らしていただき、この町で出産、子育てをし、また、この町で生まれ育って本当によかったと感じていただけるよう、切れ目のない子育て・子育ての支援に取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の5項目めの教育行政についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の学校給食における、お弁当持参の日につきましては、食育の一環として、平成19年10月から実施しており、本年度で16年目を迎えております。お弁当持参の日は、平成19年度から令和2年度までは年7回、令和3年度から令和5年度までは年6回実施しております。

食育とは、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることと定義されており、学校においても給食の時間や総合学習などにより、積極的に食育活動に取り組んでいただいております。

成長期の子どもに対する食育は、子どもたちが一生にわたって健やかに生きていけることができるよう、その基礎をつくるために行われるものであり、学校においても食育について取り組んでいるところであります。

お弁当持参の日を通じて、各家庭において、子どもたちと食事の献立や買物、調理、後片付けのお手伝いの際に、食事の重要性や心身の健康、食べ物を大切に感謝の心や、保護者への感謝の気持ちなどを子どもたちと話し合うことが重要だと考え、継続してきたところであります。

我が町のお弁当持参の日は、食育の一環として取り組んできましたが、学校行事等においてもお弁当を持参する機会もありますことから、今後におきましては、学校給食運営委員会から意見をいただくとともに、他自治体の食育の実態を調査・研究する中で、見直してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の給食費の徴収に関する御質問であります。給食費の徴収については、各学校で各家庭から口座振替により徴収し、学校給食センター講

座に振り込んでいただいております。

学校給食センターが徴収事務を行うためには、広域連合公会計における徴収システムの導入や徴収管理に係る人員も必要となるため、実施に至っていないところであります。

今後におきましては、富良野広域連合において、各学校給食センターと各学校間の事務手続の状況等を調査・研究してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 土地利用についてお伺いいたします。

候補地として、12月11日に指定されたということであります。その前に、利用状況等の法律は6月23日に公布され、9月20日付で全面施行されたという状況になっております。

そこで、お伺いしたいのですが、情報のやり取りの中で、約3か月間ぐらいの状況の中で、国に対してどのような情報を提供されたのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員のたぐいまの土地利用に関する国への情報提供という質問に対してお答えしたいと思います。

町長の答弁でもお答えさせていただいたように、9月上旬に国より、文書により意見聴取がありまして、1点目は、区域の範囲に関する地理的情報といたしましては、区域内の字名、住所表示の提供でございます。2点目につきましては、これまで出された区域内における開発行為の申請状況。3点目につきましては、区域が一定程度、1,000メートルで、地図上で指定されましたので、その内容につきまして、答弁では、外郭について現況の相違と書いてありますが、一部土地利用の関係で、線が分断されている部分がありましたので、そこについて修正して情報提供したところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 調査等に応じて情報が提供されたということですが、その中には、例えば土地利用において障害となる物件等、分かりやすく言えば、建物が自衛隊等において、駐屯地等に近くて、開発行為をしようとした場合に、その建物が障害になるとか、そういう情報等も提供されているのかどうか、周囲1キロの範囲で、上富良野町ではどういった障害物があるかどうかということで情報提供された経緯はありますか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

情報提供したのは、ただいま申し上げた内容でございます。今後、それを受けまして、まだスケジュールは決まっていますが、内閣府のほうで、主に土地の登記関係の情報だと思いますが、それらについて、町のほうに情報の照会があると聞いております。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 併せてお伺いいたしますが、阻害要件の中に、いろいろ厳しい条件もあります。例えば周辺で日米合同演習があった、何々の演習があったという形の中で、いろいろな団体等がこの間、反対運動を行ったなどの行為も、この情報提供の文書を見ましたら、情報提供の中にあると私は理解しているのですが、そういうものも対象になっていますか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 米澤議員の御質問にお答えいたします。

そのようないろいろな行動に対しての阻害という観点ではなくて、あくまでも工作物、例えば自衛隊等の航空機の発着の妨げとなる工作物の設置が予定されたりとか、レーダーの運用の妨げになる装置とか、あくまでも設備、工作物が阻害要件になるということで理解しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） この項目を見ましたら、いわゆる外縁設定等その他3という状況の中に、7項目等の例示がされております。その中に、そういった平和団体の集会、パレード等の行為も当たるといった判断に達した場合、国が中止勧告・命令を出せるという項目も載っているのです。こちらにはありません。この内容というのは非常に、いわゆるいろいろな方々が知らないうちに、いつの間にか、気がついたときに、情報提供の中にいろいろなものが国、自治体、あるいはいろいろな情報機関を通じて提供できる仕組みになっているということがあるのです。非常に恐ろしい内容だということを知っていただきたいと思いますが、とりあえず町のほうでは、障害となる工作物の情報提供だけ、それ以外については提供は行っていないということでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員の御質問にお答えいたします。

現時点では、先ほど申し上げました土地の住所と

か字名の状況と開発行為の状況と、あと、情報提供を行ったのは、先ほど言いました外郭について、利用形態が分断されている部分がありますという点のみ情報提供してございます。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） それで問題なのは、町の中でも言われておりますが、9月上旬に区域指定の意見聴取が町にあったということなのですが、しかし、意見聴取に至っては、関係する住民、いわゆる町民全体、そういった方に対しても説明、周知ということが国の機関でもうたわれていますが、町においては、分かりやすく言えば、周囲1キロの範囲の人たちに対して、こういったことになると、土地利用法が制定されましたので、そういった情報というのは行政として行いましたか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいまの米澤議員の御質問にお答えいたします。

そこら辺の情報提供や住民周知に関しては、基本的には国において行うこととなっております。町においては、情報提供といたしましては、先般答弁させていただいたのですけれども、ホームページへの掲載またはSNSへの登載、あるいは制度のチラシを置くなどの措置をするということで国のほうが指示しておりますので、その範囲の中で住民周知を行っているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 本来であれば、こういう指定が決まる以前に住民に周知されなければなりません。もう既に指定区域が設定されて、決まっている段階において、後づけでこれを説明する、こういう状況でありますという形になるのではないですか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいまの米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

決まる以前に説明すべきという御質問ですが、まだ指定されていないので、我々もどの区域がなるかというのは想定できないところでしたので、まだ指定されていない段階での説明、周知というのは、特に想定していなかったところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） いずれにしても、国においても自治体においても、こういった必要な情報を関係する住民の方あるいは町民の方にきちっと説明すべきであるにもかかわらず、後づけで説明を行うというのでは、全く道理になっていないと思いますが、この点、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

住民周知に関する御質問かと思いますが、あくまでも国が指定するもので、いつ、どこが指定されるかというのは地方公共団体においては、先ほど総務課長も答弁いたしました、分からない状況でございます。

町としましては、国の指定でありますので、国からの協力依頼があった、事後になります、広報誌での周知、SNSでの周知、それらに努めているということでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） こういう指定に対して、町は拒否する権利も自治体として当然あると思いますが、この点について、当然認めたとあるから、非常に内容等が、例えばそれに関わる土地が指定区域になったことによって価格が、評価が下落するという状況も当然考えられるわけでありす。

そういうことを考えたときに、そこに住む方たちにとっても非常に重要な問題であります。土地の価格が下がるだけではなくて、ひょっとしたら立ち退きを要求される可能性というのも、この法律上で解釈すれば、見受けられる部分もありますので、そういう町民にとって、町にとっても、また、平和の問題にとっても重要な問題であります、こういう認識の下で国とのやり取りはされていましたか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、町が指定に当たって意見聴取は行われたのですが、これについては、町が反対するか、しないとか、そういうレベルの意見聴取ではございません。もちろん法律に基づいて国が指定するので、町がそのような類いの意見は述べておりませんし、そういう意見聴取ではございません。

意見聴取というのは、事務的な、先ほど課長からも説明のあった字名とか利用状況、事務的な意見聴取でありまして、指定そのものに、住民の方も含めて、賛成、反対とか、そういう意見聴取ではなかったということです、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） いずれにしても、安保三文書に基づく米軍との一体的な軍事強化という形の中で、こういうものも全て多田弾薬庫の強化、上富良野駐屯地の強化という形の中で新聞等でも報道され

ておりますが、一体で進められているという危険な内容だということで、ぜひこの点についても、町として、町民を預かる行政のトップとしても、きちんとした認識を持って対処する必要があるということをお伺いいたします。

次に、介護保険の問題についてお伺いいたします。

介護保険の現状について、町長は、引き続き利用者負担等についても、持続的な制度のために数々の見直しというのは認識しているということで、国の行っている状況を容認されているわけですが、今、多くの利用者の方の中には、さきにも質問しておりますが、年金で介護施設に入るのは大変で、もう既に家族の負担が求められてきていると。そこに今後、不動産等の要件等が加わるということになれば、本当に入所することも、負担することもかなわなくなるのではないかと、こういう負担があるのです。

町長はこういう認識で、本当に今の介護制度は、利用する側にとっても大変な問題を投げかけている、保険料を払っている方に対しても、そういう問題があるという認識をお持ちですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民の皆さんが将来に不安を持っていると、負担の増、そして将来に対して不安を持っているということは十分あると思います。町としては、国の方針に従って、介護保険料もそれに従ってしっかりとやっておりますが、一方で、回答もさせていただきました。国への住民の不安を払拭する、実際に負担増になって大変だという面も近年はあると思いますが、その辺は、住民のために要請といいますが、それは一方でしっかりと、機を見てやっていっておりますし、今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 町長の中に矛盾があるのです。例えば、この間の御質問の相違という形で、介護保険は云々かんぬんという形で、「所得の2割とそれ以外が1割に改定されるなどの見直しの下で、介護保険制度を維持してきたものと認識しております」ということで、実情を認めているような部分もあって、なおかつ、私はそういう声を届けるのは否定するものではありませんが、町長の中には、しっかりと、利用される方、町民の立場に立った、そういう認識に立っていないのではないかと思います、確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

特に私は矛盾しているとは思ってございません。利用者の方が、もちろん負担が少なければ、それはそれでいいのですが、そうであると制度自体がなかなか維持できませんので、利用者の負担と制度を維持するバランスを常に考えていかなければなりませんので、片方に極端に保険料を抑えたり、高くなるのは、負担が増えますから、それもバランスを考えながら介護保険制度は運営されていると、そういう意味で、特に矛盾はしていないと思っております。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ町民の声をいろいろなところに届けていただきたいと思えます。

次にお伺いしたいのは、介護保険料の問題についてお伺いいたします。

もう既に介護保険料は、1期目の当期から見ても約2,200円ほど、本当に高額になっているという状況が見受けられます。この間の、まだはつきりしていませんが、来年度の利用者負担の見直し等やいろいろな制度の見直しで、結局利用者や家族に負担を求めるような制度になっているということです。

そのことを考えれば、上富良野町の介護保険料というのは、きっちりと基金や一般会計からの繰入れを行い、一定のルールがあるからということで、負担をしないというのではなくて、少なくとも現状維持に、据え置くべきだと思いますが、町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

介護保険料については、今後、審議会等で決まっていくものと思っておりますので、具体的な数字はまだ分かりませんが、負担の在り方について、保険料のことについては、独立採算制で保険は運営されておりますので、一般会計から、ルール分はもちろん繰入れますが、それ以外については、町民の皆様のご同意を得るのがちょっと難しい面もあるのかと。

一方で、基金のほうは、介護保険事業の基金を充てることは、ルールの中で十分考えていけるべきだと思いますか、その可能性は十分あるのかと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） それでは、現状、据え置きはできないという形の答弁かと思いますが、見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まだまだ分からないことですので、保険料に関する答弁は差し控させていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 町長、大体分かるはずなのです。3年間の計画と利用を見たら、恐らく9期はこのぐらいになるのではないかとすることは分かるはずだと思うのです。私は、本当に今の暮らしの問題、置かれている利用者の問題を考えれば、本当に介護保険を据え置くというのが、今の行政がやるべきだと。その上で、基金あるいは一般会計からの繰入れなどを行いながら据え置く、これ拒否されますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

その辺の話も当然含めて、保険の運営協議会から今後いただく意見を尊重して決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 運営協議会そのものの意見も非常に私は大切だと思いますが、何よりも大切なのは、行政がどういう立場に立つのかということですので、ぜひ町民の立場に立って、据え置きの方向で検討していただきたいと思えます。

次に、農業振興の問題についてお伺いいたします。

事業コストや管理経費、経営努力によって費用を確保することが、経営を持続する上で非常に重要だということをおっしゃっています。これは、そのとおりだと思いますが、しかし、もう既に、努力してもなおかつ人手が足りなくて、経費もかさむという状況になっており、聞きましたら、200万円、300万円をパート労働者等に支払いをしている形があります。そのことを考えたら、農業を守るために、行政がこういった部分に対する支援は当然だと思いますが、いかがですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

いわゆるパートの人を雇っている方というのは、一般作ではなくて、ハウスでミニトマトなんかをやっている方は、今いる用人費として経費の中で大きな部分を占めているというのは存じております。

それで、昔からハウス栽培の方の用人費というのは結構割合が高いのですが、今はパートの方がなか

なかないというのが非常に農家の方も苦慮しているところかと思えます。この辺については、どういう手法がいいのかということとはなかなか、人がいないところから人を集めてくるというのはなかなか難しいところなのですが、JAの関係機関といろいろと協議しながら、この辺は解決していかなければならない問題だと。農業を守るためにも、農業を継続していくためにも、この辺の問題解決は必要だという認識に立っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 本当に早急に対応しなければならない問題だと思います。ぜひこの部分については、早急に検討していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

早急に解決したいという思いは町にもございます。関係機関と調整しながら、どういう方策があるのかというのは、アイデアを出しながら問題解決に、早急に解決できるように、今もそうなのですが、今後も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ検討していただきたいと思っております。

子育ての問題については、従来から言っておりますが、確かに健康づくりも含めて、多様な施策で行っておりますが、その上にプラスアルファという形で他の自治体でも行っておりますので、この点、検討する必要があると思っておりますが、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

他の町村でやっていて、うちでやっていないこと、また、うちでやっていて、他の町村でやっていないこと、様々あると思えます。他の町村がやっていることを否定するわけでも何でもございませんし、その中で有効なものがあるのであれば、今後は、前提条件をつけずにしっかりと、どういうものがあるのか、従来も検討しておりましたし、今後もしっかりと、どういうものが子育てに有効なのか、ある意味、移住対策に対して有効なのか、十分見極めながら今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひいろいろな移住対策や

子育て支援の充実が、さらにこういった部分からも求められていると思えますので、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

お弁当の日という形で、状況を見ましたら、お弁当を、確かにパンだとか、いろいろ持ってこられている子どもも実際にいますし、私が言うより教育長は既に全て調べているので、分かっているんじゃないかなと思いますので、しつこくは言いませんが、見直しをするという方向で検討されていますか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

米澤議員の御質問をいただきまして、お弁当持参の日につきましては、かなり長い年月、継続してきたところがございますが、その当時の目的、その当時の家庭での生活の在り方からは、令和になりましたら共働き世帯がかなり増えており、やはり労働力として、今、成人となる皆様に社会が期待しているところがございます。

その中でも家庭においての子どもと家族の食を維持することは一貫して変わっていないと私は感じておりますが、ただ、お弁当を持参する日は、各学校の行事等も確認しましたら、各学校においては、様々な行事を開催するに当たり、保護者の皆様にお弁当持参する日以外にお弁当を持参する機会もあると確認させていただき、なおかつ保護者の方からは、かなりそれが負担になっているという声も私どものほうにも聞こえてきております。

答弁にも書かせていただきましたが、学校給食運営委員会においても、保護者からそのような御意見も賜りましたので、これにつきましては、今現在6回、今年実施しておりますが、この後、他の議員のほうからも御質問を受けておりますけれども、ぜひこの関係につきましては前向きに少し見直しをさせていただこうと思っております。

食育に関しては、学校も給食を通じて子どもたちに教えるべき内容でありますので、お弁当の日の回数を見直しから図りながら、今後においては、どのような形で見直しをしていくかは十分検討する余地があると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ見直しを行ってほしいと思えます。

次に、給食費の徴収の問題です。

国のほうでも教員の働き方改革の一環として、こういったものが各自治体等に提起されているということは教育長も御存じだと思います。非常に先生方

は忙しい中で振り込みの対応ということになれば、非常に大変だという声が聞かれますので、こういった点でもしっかりとした、いろいろ広域連合との関係もあるかもしれませんが、改善する方向で検討が非常に必要だと思いますが、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の学校給食費の徴収に関する御質問であります。私も昨年、教育長に就任しまして、実際に給食センターの業務自体が広域連合との兼ね合いと、また、単独で自賄いでやっていますので、町においてもかなり情報を共有しなければいけないというところでは課題だと感じておりました。

その中でも、公会計システムにつきましては、答弁でも申し上げましたが、まずは広域連合事務で、今うちの職員1名派遣して、事務を担っている関係もありますので、富良野広域連合の中の5市町村の中で、給食費の徴収をどのような形で考えていくのか、それがまず一つの課題だと、教育長部会では既に検討に入ったところでございます。

ただ、ここで一つ現状としてあるのは、南富良野町が既に給食費を無償化したということで、徴収はしていないと。全て町からの負担で広域連合への会計になっているので、あとは4自治体の問題ということで、実はそれも共通課題で認知したところでございます。

ただ、システムを入れるとなると、南富良野町も広域連合でやっている兼ね合いもあるので、その辺どうなるのだろう、負担割合もあるので、私たち教育行政部門の中でも、今後、それをどうしていったらいいかというのは、検討協議の第1項目に挙げさせていただいています。

議員の御質問にもありましたとおり、現場の事務の方が毎月給食費を口座から引き落として、それを学校給食センターの会計に入れるという事務は、定期的に起きていることは私も十分承知しております。4月、5月はある程度学校の事務に関わる教材費等も徴収していますが、その後は、全て給食費のための徴収事務を担っていることも十分今回確認させていただきましたので、教職員だけでなく事務職員も働き方改革の一部で、既に国からは通知がありまして、上川管内も約65%が公会計になっていると。公会計をやれていない自治体のほうが、今現在クローズアップされておりますので、そこは十分子ども教育委員会としましても、これは課題だと認知してまいりますが、あとは、公会計するための導入システムと費用の関係に課題がありますので、それについては、今後とも十分協議していかなければいけないと考えておりますので、御理解を賜りたいと

思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、4番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

2番荒生博一君の発言を許します。

○2番（荒生博一君） まず初めに、私ごとなのですが、一月前に前歯を1本失い、鋭意定例会に間に合うよう治療してきましたが、明日、歯ができることになったため、仮歯がすごく肉厚で、話すたびに舌が当たります。お聞き苦しい点があるかと思われませんが、御容赦願います。

まず、私は、さきに通告しております2項目、6点について、斉藤町長及び鈴木教育長にお伺いいたします。

まず1項目め、学校給食についてお伺いいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達及び児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしております。

昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、家庭の経済状況にかかわらず全ての子どもたちに食の安全・安心や栄養バランスの取れた良質な学校給食を提供することは、心身の健やかな成長に欠かせないものであり、現在、国においても少子化対策の実現に向け、学校給食の実態調査を速やかに行うものとしております。

学校給食法第11条第2項では、学校給食費は保護者の負担とされておりますが、子育て費用の負担感が増している昨今においては、保護者への負担軽減が求められております。

そこで、以下3点について、町長及び教育長にお伺いいたします。

1点目、当町においても小中学校の学校給食費の無償化を検討する時期と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目、当町の財政状況も年々厳しさを増していることから、学校給食の無償化を全ての学校で実現するためには、国や道へ財政支援についての働きかけが必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、当町の小中学校では、平成19年10月

からこれまでの間、お弁当の日を年、六、七回設定し、生徒、児童に対し、食への関心を高めることや、つくってくれる方への感謝の心を育む機会となるよう実施してきておりますが、お弁当の日を設定し約16年、感謝の心は十分育まれたと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、2項目め、町ホームページの統計についてお伺いいたします。

近年、産業構造や雇用形態の変化に伴い、社会経済も急速に変化しておりますが、こうした変化の中で、地方自治体が適切な施策を立案・実施し、また、企業や個人が的確に意思決定を行っていくためには、その現状を把握することはとても重要なことであります。

統計調査の結果は、地方交付税の算定資料や都市計画、防災計画、商工業の振興など、様々な行政施策を立案する際の基礎資料となるものであり、また、教育や学術研究への利用や民間企業の経営方針の決定資料など、様々な分野で幅広く利用されており、社会の発展を支える情報基盤として重要な役割を果たしております。

先日、知人からの依頼で、当町の人口動態について聞かれ、ホームページを確認したところ、見出しには、令和5年8月現在と書かれているのにもかかわらず、人口動態はおろか他の統計においても、およそ85%近くのデータが更新されておりました。

こうした実態を踏まえ、町長に、以下3点についてお伺いいたします。

1点目、町長は統計の重要性についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

2点目、データが更新されていない理由をお伺いいたします。

また、各統計は、それぞれの所管が担当していると思いますが、統計データはどのような工程を経てホームページ上にアップされるのか、お伺いいたします。

3点目、更新されていない現状を町長はどのように受け止め、また、これまでもホームページについては、情報の更新について言及してきましたが、現在においても他の会議録なども更新されていない部分も見受けられます。人材不足などにより、管理体制に問題が生じていないのかも併せてお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の1項目めの学校給食についての1点目と2点目の御質問に、関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

ます。

学校給食の無償化に関しましては、さきの議員からの御質問に教育長よりお答えした状況にあります。

町としましては、給食費の軽減を図るよう、昨今の価格高騰分も含め、応分の負担をしてきているところであり、無償化にはさらなる財政負担が求められることから、今後におきましても教育委員会等とともに検討してまいります。

また、給食費無償化に関しまして、国等の動向を注視しながら、関係自治体等と連携しながら取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町のホームページの統計についての3点の御質問にお答えいたします。

行政ホームページの運用につきましては、各課から掲載依頼のあったものや、担当者が確認し、必要に応じて更新しながら管理しているところであります。

まず、1点目の統計の重要性につきましては、議員御質問のとおり、様々な資料の基礎資料となるなど、様々な分野で活用されており、大変重要なものと考えております。

次に、2点目のデータの更新につきましては、管理課である総務課より各課へ周知し、取りまとめたものをそれぞれのデータを打ち替え、都度更新しているところでありますが、その各課への周知が不十分であったことが、更新していなかった主な理由と考えております。

次に、3点目の更新されていない現状の受け止めであります。複数名体制で更新作業を行っており、人材不足による管理体制に問題はないものと考えているところでありますが、今後は、これまで以上に確認と周知徹底に努めるとともに、統計データにつきましては、他の機関等と重複するデータもございまして、掲載内容を精査し、引き続き見やすく、管理のしやすいホームページの運用に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 1項目め、学校給食について。教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員の学校給食についての3点目の御質問にお答えさせていただきます。

さきの議員からの御質問にお答えしたところでありますが、学校給食のお弁当持参の日につきましては、食育の一環として、平成19年10月から実施しており、今年度は年6回実施しております。

お弁当持参の日は、これまで16年間継続してまいりまして、各家庭において毎日の献立を通じて、

食材の買物、調理、後片付けを含め、日々、食の重要性を子どもと話し合うことで、保護者への感謝の心は育まれていると考えております。

我が町のお弁当持参の日は、食育の一環として取り組んできましたが、学校行事等においてもお弁当を持参する機会もあることから、今後におきましては、学校給食運営委員会から意見をいただくとともに、他自治体の食育の実態を調査・研究する中で見直してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） まず、学校給食について、1点目、2点目、関連がございますので、まとめて質問させていただきます。

昨日、同僚議員から教育長に向けた質疑の中で、最後に、教育行政においては、まだ検討の段階ということで、はっきりとした答えをもらえず、また、教育長の御答弁では、やはり職域を越えてということで、越権行為に当たるのではというような話もされておりました。

私は最初から、これは大きな施策として捉えており、斉藤町長に、子育て支援策の一環として、学校給食の無償化を考えられないかということで質問させていただいておりますが、まず、昨今、国また道の各自治体においても積極的に無償化について、議会での発議文等を目にすることがありますが、執行者として、学校給食の無償化、国や道任せ、後になるだろうということではなく、斉藤町長、町長として、お考えになれないかどうか確認します。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

給食費の在り方については、国や道の動向はもちろん注視しておりますが、繰り返しになりますが、学校給食については教育委員会が担当する分野でございますので、そこ十分協議をして、教育委員会の意見を尊重できるように、協議は今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 学校給食においては、学校給食法に基づき、賄材料費においては、費用負担は保護者へということで決まっておりますが、昨日のお話の内容を聞きますと、当町においては、今般の物価高騰対策として、令和4年度及び本年度も継続して賄材料費の高騰額分を保護者負担をさせぬよう一般財源から、そういった保護者負担軽減策というのを図っておりますが、これは、捉え方によると、

もう一部無償化にしていると思うのですが、その辺の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員の令和4年度並びに今年度の物価高騰による給食費、賄材料費の町での方策でございますが、これにつきましては、これまでも定額で、給食費の賄材料費につきましては、令和3年度までは170万円支援をしております、令和4年度決算で約400万円、今年は約600万円ほど財源を確保していただくように財政部局とも調整し、今現在、調整しているところでございます。

ただ、これは物価高騰の賄材料費を給食費の改定によらない町の支援ということで、今行っているものでありまして、学校給食運営委員会においては、給食費の改定につきましても実は御審議いただいているところでございますので、その意見も踏まえまして、今後、来年度以降の予算編成に向けても、まだ課題を要するところでございまして、無償化というのは、保護者から一銭たりとも頂かないものを無償化と私は考えておりますので、今、町としては、保護者に対する給食費、賄材料費の助成をしているという形で財政部局にもお願いしているものであって、議員おっしゃるような無償化という捉え方はしていないところでございます。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 現在、小中学校、いわゆる義務教育において、給食費を全て無償化にした場合は、昨日のお話ですと約4,000万円の費用を要するという事でお聞きしております。確かに4,000万円の財源というのは非常に大きなものであるという認識はございますが、これまで、令和3年度分で170万円、以降、令和4年度で400万円、令和5年度は600万円の財源を投じて、物価高騰対策及び、例えば食において1食少なくされることがないように、安定した学校給食を提供するのは非常に大事なことだと思いますけれども、ある意味、ここまでの支援を継続的に行っているのであれば、もう一步踏み込んで、斉藤町長、無償化にはできないですか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員の給食費無償化につきましての御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

今、給食費、賄材料費は、今年度で予算で5,500万円ほどかかっていて、子どもたちの給食費を無償化にすると4,000万円ぐらいかかるという話をしましたが、今、高騰分については、町が保護者の負担にならぬよう今支援していることが、まず

最優先でございまして、全体的に給食費無償化につきましては、教育行政機関の中では、まず給食の在り方が根本でございまして、他の自治体では既に無償化になっている自治体もあると聞き及んでおりますが、まだ一部助成の自治体、また、高騰分を補うという自治体も他にもありますので、教育委員会としましては、それについて、これを無償化にすることが果たしてどうなのかという判断につきましては、国や道の考え方も、通知をいただいておりますので、その判断が自治体によるという形も受けておりますので、それについては、教育委員会としても、また、町長部局としても十分協議を重ねていかなければならない案件だと考えております。

なおかつ、これを教育委員会のほうで、給食費を無償化にしてくれと言って、した自治体はございませんので、それだけは、議員、すみませんが、御理解賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 今日の質疑の中においても、沿線の5市町村、いわゆる広域連合の中でも、南富良野が現在、給食費無償化したということ、これは、もちろん政策として行っているというのは十分承知しております。

また、本日、議事日程の最後になりますが、発議案件として、当所管委員会でも給食費無償化について発議を予定しております。北海道内では、現在、約40市町村が無償化に取り組んでいる実態は承知しておりますが、私、冒頭から町長に、どうでしょうかということを確認しておりますが、やっぱり所管が違うとなかなか答えづらいのでしょうか、確認します。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

執行機関が教育委員会、役場で言えば、ほかにも農業委員会、選挙管理委員会それぞれありますので、それを越えて私が、幾ら理事者とはいえ、そこは、この場での発言は慎まなければならないかと考えております。

それ以外に、当然教育委員会とは教育会議を年1回開いて、情報交換というのは常日頃から行っておりますので、それに基づいて、様々な問題はそれぞれの執行機関が考えていくものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ただいまの御答弁では、情報共有は会議等々で確認されているということですが、今年の夏、振り返りますと、猛暑において、今、教育部局のほうでは、まずはエアコンというこ

とは、昨日もお話ありましたけれども、十分承知の上で、エアコンの次は無償化だと思います。斉藤町長、最後に御答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、十分その辺は教育委員会と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 国に要望も発議しますし、また今後、1年かかるか3年かかるか分かりませんが、全体的に国や道の支援を経て、学校給食の無償化になることを願い、3点目の質問に行かせていただきます。

今回、お弁当の日について質問させていただいたのは理由がございまして、これまでも保護者の方から、給食費無償化は経済的な負担軽減ですけれども、こちらのお弁当の日、回数を減らすや、やめるといったことになると、保護者に係る精神的な負担の軽減ということで質問させていただきました。

これは、まず、平成31年に実施を行いました子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査では、自由意見の中にこのようなお声がありました。「お弁当の日はつくるの大変で苦痛です。遠足の日に弁当をつくる日があるに、負担です」、やはり、親が負担感を抱いているという率直なお声と受け止めました。このような声も多分、教育長はこの間もお耳にされていると思いますが、その辺を確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員のただいまの、平成31年に実施された子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査の結果につきましては、私も当時保健福祉課長でしたので、それについては十分認知しております。その後、教育委員会とどのような協議をしたかは、今現在では確認できていませんが、昨年、教育長に就任して、一番早く会議を持ったのは、お弁当の日の保護者の思いというのはどういうことになっているのかというのを、学校給食運営委員会を通じて、実はその辺の御意見も去年から私が直接伺っております。

ただ、委員の保護者からの話の中では、やはり16年の年月がありまして、賛成している保護者もいる、また、大変負担感を感じている保護者もいるという意見を伺っており、すぐ見直しという形にはそのときには至らなかったのですが、既に今年、学校給食運営委員会の1回目を開催したときには、お弁当の日と食育がどうも、直接的に保護者に理解しづ

らいのではないかという御発言もいただきましたので、そして、さきの議員にも答弁しましたが、お弁当を持参する日以外にもお弁当をつくる機会も様々な学校、4校の中でもあるということもお伺いしましたので、これについては、十分見直すべき内容だと私も、その保護者の意見を通じて、ここ何年か感じたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 実際、お弁当の日の前日には、町内スーパーの冷凍食品コーナーが空になると言われており、小学校5年生の学年通信を拝見しましたら、多分先生からのお声なのか分かりませんが、「保護者の皆さん、ぜひお弁当の日には、前日一緒に買物に行って、また献立を共に考え、そしてお弁当日、当日、朝においては一緒にお弁当詰めをやっていただきたい」という、非常に理想論は理解しますが、実際に子を持つ親の意見としては、お弁当は、子どもたちを起こす前につくるものです。また、6時半に子どもを起こして、朝食を食べさせ、それから学校に送り出すことを考えると、これは本当にあくまでも理想論で、それが実際の学年通信でこのような記事が書かれているということに非常に驚きを感じております。

先ほどから申している給食費の無償化においては、経済的負担の軽減、やはり保護者の方の精神的負担の軽減にもつながると考えますので、もう一度こういった見直し、これから取り組んでいただけるということですが、教育長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員のお弁当持参に関わる御質問にお答えいたします。

私自身も子育てをし、家族にもお弁当をつくりながら日々過ごしてきましたので、お弁当をつくることで、やはり3食、朝、昼、晩、お昼は学校給食ですので、学校給食でどんな献立をつくっているのだろう、うちの子はどれだけ食べているのだろうというのを日々、実は私も関心を持って過ごしてきた経過があります。

ただ、やはりそれが今、議員の御質問のとおり、実際に精神的な負担の声もあることは、やはりそれも実際にきちっと声として受け止めなければいけない内容だと十分私も理解しておりますので、今後においては、学校給食運営委員会には、PTA代表である保護者が各学校2名ずつ含まれておりますので、かなりそこでは各保護者の意見を集約して、代表として意見も伺っておりますので、その意見もいただきながら、先ほども答弁しましたとおり、見直しに着手してまいりたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 確かに16年間継続して行ってきた中で、保護者の中においては、お弁当の日、いいんじゃないという方もいらっしゃるの分かります。

また、先ほどの御答弁では、いわゆる学校給食運営委員会の御意見を賜りながら今後の方策をということでありましたが、ぜひ、どうでしょう、保護者の皆さんのお声を聞いてみたらいかがですか。そして、もし7割の保護者の方が継続を求めるのであれば、このような発言は二度といたしません。本当に現場の声というのは大事かもしれません。

また、給食運営委員会の皆さんというのは、確かに保護者であるものの、ほんの一部です。やはり全体の御意見というのは非常に参考になり、施策を展開するに際して、必ずや資料として有効なものになると考えますが、アンケートをお取りになる考えはないか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員の保護者からのアンケートの聴取についての御質問にお答えします。

今現在、アンケートを実施するかどうかは、私の一存では決めかねますので、十分給食センターの栄養教諭並びに各学校長、保護者代表の委員とも話をし、やはりこのような質問を受け、今後、見直しをするに当たっても、そのような声を聞いてはどうかということの御意見をいただいたことをお伝えし、その中で協議してまいりたいと考えます。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 365日、お弁当の日の6日間を除いて、そのお弁当の日も、朝、夜、御飯をつくらなければいけないので、1年間に1,089食、保護者は子どもに対して愛情を込めた料理をつくっています。たまにマルちゃんラーメンになることもあるかもしれませんが、それだけ日々の生活において、子どもには十分感謝の意というのは親として伝えていると思います。

逆にどうでしょうか、今度は子どもから例えば保護者の方に、休みの日でも何でも結構です。カレーライスか何かをつくって、ぜひ保護者の方を集めて、子どもたちから「いつもありがとう」というような形で、そういった感謝の気持ちの育み方というのも一つのツールとして考えられないでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 2番荒生議員から、具体的に保護者への感謝の気持ちと、食材を使つての調理等についての御提案をいただいたところですが、私は、教育委員会としましては、食育をいかに子ども

もたちに、うちの栄養教諭を通じて、学校給食の献立も含め、子どもたちに将来にわたり食の重要性を伝えていくことが一番の責務だと思っております。それを、お弁当の持参の日とはちょっと違いますが、そのような内容も、学校行事のPTA活動だとか、今までコロナの関係で、食に関してとか、人が集まることが制限されてきましたが、そのような内容を、具体的にどのようなことができるのかも含めまして、今後、食育の推進につきましては検討しなければいけない課題だと認知しましたので、今後、それに向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） かなうかどうか分かりませんが、保護者からの切実な願いや思いに耳を傾けていただき、今後、例えば6日が5日になるかもしれません。その辺は分かりませんが、ぜひ保護者への負担軽減策に取り組んでいただければと思います。

続きまして、2項目めの町のホームページの統計についての質問ですが、残念な点、2点ありますが、まず1点目です。

私、重箱の隅を突くような質問というのは余りしたくないのですが、たまたま私の友人から電話があり、町の、要は統計資料の人口動態、上富良野はどうなっているのだという問い合わせがあり、「ホームページにアップしていますので確認してみてください」と電話を切りました。30分後に、驚きの電話がかかってきて、「荒生、平成30年以降、データアップされていないよ」ということで、非常に友人はがっかりしておりました。

これがうちの町の実態かと、恐る恐るほかの82項目、第1章から第14章、そしてその他という項目がある中、82、思い切って全部調べてみました。この質問にも書いてありますが、約8割5分のデータが未更新のままです。これに関して町長に、その経緯や中身に関してお伺いしましたが、本来であれば、それに対する謝意のようなものが答弁に含まれてなかったのが非常に残念です。お気持ちを伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

多くの町民の皆様、また、町外の皆様含めて、ホームページ、特に今回のケースは、統計のデータということだったのですが、更新されていなかったことについて、御不便と御迷惑をおかけしたと思っております。深く反省しておりますし、今後については、答弁にも書かせていただきました。しっかりと管理運営を、ホームページ全体、統計に限らず、

統計ももちろん今回の件はそうなのですが、十分精査して充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 謝罪の言葉を述べていただきまして、ありがとうございます。

残念な点、2点目です。私は、今一般質問作成に当たり、受け付けの期限が11月27日ということで、二つの項目の質問を準備させていただき、今回の統計資料の部分に関して質疑を投げたところ、昨日、13日現在ですから、28日に皆様のお手元に渡ったとして、たった16日間で16の項目の事業が、私の質問を受けて更新されていました。半分、捉えると、言ってよかったという思いもありますが、やればできるではないですか。なぜやらなかったのでしょうか。それがすごく残念で仕方ありません。

今回、私、これからも、私以外にもうちの議員は、もちろんチェック機能の役割の一つとして、行政のホームページには必ず、1日に1回は無理かもしれませんが、事あるごとに見ていきたいと思えます。

また、町民の皆様、町外のお客様もうちの町に興味を抱くという方の要素、最初の入口としてはホームページです。昨日も同僚議員から、例えば町の防災無線の周知や、行政から町民への様々な連絡事項というのは、昨今においてはホームページが主流になっておりまして、理事者部局も、これまでいろいろな質疑をいたしました。ホームページを御覧ください。ホームページということで、必ずと言っていいほどホームページという言葉が入っています。

斉藤町長、お約束いただきますので、残りの更新されていないデータに関しては、ぜひ3月ぐらいまで、まだ三月ぐらいあるので、しっかりと直していただき、できるならばこのような質問は私はしないよう心がけますので、ぜひ事務方のトップである副町長、指示命令系統はお任せしてよろしいですね。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 2番荒生議員の御質問にお答えいたします。

確かにいろいろな面できちんと伝達されていなかったということがあったという事実でございます。議員御指摘のとおり、気がついて、今一生懸命データを更新しているという現状でございます。

これを機にというわけではないですが、先ほど町長からも申し上げましたとおり、統計に限らず、本来の業務の上にさらに載せる、情報公開という部分がちょっと抜けていた部分がかったのは事実でございますので、そういったところはまた気を引

き締めてしっかりやっつけていけるように、日々頑張っ
てまいりたいと思っておりますので、御理解を賜り
たいと思います。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 最後の質問になります。

今、事務方のトップから頼もしい答弁を賜り、今
後、このようなことがないのだろうなということ
で理解させていただきました。

最後にもう一つ、胸の奥に詰まって、どうしても
吐き出したいことがありますのでお聞きください。

現在、私、旅館業ということで、観光振興に協力
しながら日々仕事に励んでおりますが、観光振興計
画は今期で3次を迎えるに当たり、現在、鋭意観光
開発審議会の会議がなされております。まだ1回か
2回かちょっと分からないのですが、今、こ
の統計以外にも、会議録等でもアップされていない
データを見受けるということで質問しましたが、観
光開発審議会、これは非常に残念ですが、第1次振
興計画を策定時、平成21年に3回会議が開催さ
れ、3回のデータが最後に、5年後に2次計画がで
きました。そして、現在、3次計画を鋭意作成中
です。11年ぐらい開いているので、せめて2次計画
の策定時の、2回か3回か分かりませんが、この会
議録も早急にアップいただくことをお願いして、私
の質問を終わります。副町長、大丈夫ですね。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 2番荒生議員の御質問に
お答えします。

いろいろと御指摘いただいた部分も含めて、ホー
ムページ全体をしっかりと見直してまいります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、2番荒
生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、8番中瀬実君の発言を許します。

○8番（中瀬 実君） 私は、さきに通告してあり
ます2項目について町長の見解を求めます。

1項目めにつきましては、物価高に対する生活弱
者への支援対策について。

生活必需品の値上げに歯止めがかかりません。食
料品を初め、電気、ガス、石油、ガソリン代等々全
てが値上がり、価格は高止まりしております。

日本の食生活の基本は海外への異存が高く、今、
円が150円台が続く中、円安の中、輸入される生
活物資は全て値上がりし、生活費のやりくりも限界
に近い状況にあります。

特に、これから厳しい冬を迎え、大変な状況が想
定されますが、そこで伺いたいのは、町として、こ
の物価高に対する生活弱者への支援対策はどのよう
に考えているかをお伺いいたします。

次に、第9次農業振興計画の重点施策について。

上富良野町農業振興計画は、昭和58年12月、
第1次の上富良野町農業振興計画を策定し、5年ご
とに計画を見直し、目まぐるしく変化する社会情勢
や農業情勢を計画に反映させながら、農業振興に努
めてきたと認識しております。

現在、第8次の上富良野町農業振興計画が令和5
年度で終了し、第9次の上富良野町農業振興計画素
案が、町長から10月に上富良野町農業振興審議会
へ諮問され、令和6年1月に答申を受け、令和6年
2月には、第9次上富良野町農業振興計画が策定さ
れることになっておりますが、そこで伺いたいの
は、持続可能な上富良野町農業振興のために、町長
が特に重要施策として、上富良野町農業振興審議会
へ諮問した施策について伺います。

1、後継者対策について、2、人手不足対策につ
いて、町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の2項目の御
質問にお答えいたします。

まず、1項目めの物価高に対する生活弱者への支
援対策についての御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、エネルギーや原油価格、穀
物などの原材料価格は、令和3年以降、コロナ禍に
より物流の混乱や経済活動の再開による需要の回復
などから上がり始め、令和4年2月からは、ロシア
のウクライナへの軍事侵攻の長期化によりさらに上
昇し、これに加えて円安が進んだことから、物価高
騰は継続し、依然として町民の皆様や、なりわいを
営む事業者の皆様が大変厳しい状況にあることは十
分把握しているところでございます。

令和5年第3回定例会で、他の議員からの一般質
問でもお答えいたしました。この間、町といたしま
しては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰以
前から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた緊
急経済対策として、この2年間で2,720件、1
億5,662万8,000円を対象世帯に交付、また、
児童・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業交
付金として、23事業所に対し、総額880万円を
交付したところであります。

さらに、本年度においても、6月定例会で御議決
いただきました新型コロナウイルス関連対策、価格
高騰緊急対策生活支援事業として、行政報告でも報
告いたしましたとおり、非課税世帯及び生活保護世
帯に対して3万円を1,241件、3,723万円、
低所得世帯臨時特別給付金支給事業として、北海道
から1万2,000円、町から所得割のみ非課税世
帯に1万8,000円を交付し、町として289
件、520万2,000円、合計で1,530件、総
額4,243万2,000円を交付したところであり

ます。

また、児童・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業として、認定こども園、高齢者福祉施設、障がい者福祉サービス施設に対し、入・通所事業所19件、760万円、訪問事業所4件、総額120万円を交付したところであります。

議員御質問の物価高に対する生活弱者への支援対策についてであります。できるだけ早急に対象の町民皆様に交付できるよう、一般会計補正予算（第9号）を11月29日に専決処分して取り組んでいるところであります。

専決処分承認の議案として上程しておりますが、価格高騰緊急対策、生活支援、低所得者世帯給付金追加交付分として、この7月から交付した給付金に追加する形で、非課税世帯及び生活保護世帯に7万円、町独自の施策として、所得割のみ非課税世帯に7万円を給付するよう進めており、対象者の把握やシステム改修が予定どおり進められれば、年内には確認書を発送し、年明けには給付金を交付できる予定であります。

今後も国や北海道の政策の動向を注視し、価格高騰対策に努めるとともに、町独自の施策についても、限られた財源を有効に活用できるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの第9次農業振興計画の重点施策について、2点の御質問にお答えいたします。

第9次上富良野町農業振興計画につきましては、当町の第6次総合計画に掲げる目標の実現に向けて、農業分野における目指すべき方針と現状の諸課題に対応しつつ、持続性の高い農業・農村を確立するため、農業振興施策の指針となるものであります。

現在、計画策定に当たり、農業振興審議会に諮問している段階でありますので、農業振興審議会からの答申を踏まえた後に計画を決定し、お示しできるものと考えております。

今回、第8次計画の評価を踏まえ、今後の方向性から各施策の素案としての考えをお答えさせていただきます。

まず、1点目の後継者対策についての御質問ですが、少子化対策による後継者、担い手不足の課題につきましては、現行計画においても、農業・農村実践プランの重点課題として取組を進めておりますが、今後におきましても、将来の担い手として、地域農業を牽引する人材を育成する必要があることから、高度な知識習得の就学費用の助成を初めとした新たな農業担い手育成支援、農業次世代人材投資、担い手サポート等の各種事業による円滑な就農に向けた支援から、就農後においては、生産技術

や農業経営のための個別相談、各種研修会、後継者パートナー対策等の関係機関と連携した支援や、経営発展支援事業等の経営継承後まで継続的な取組を行うことにより、安定した経営環境の維持と将来に期待ができる農業につながるよう、引き続き各種施策を推進していく必要があると考えているところであります。

次に、2点目の人材不足対策についての御質問ですが、現在、農繁期に欠かせない労働力の確保につきましては、JA関連の派遣事業者の利用や、作業支援を個々に依頼されておりますが、必要とする時期が集中し、人材の確保に苦慮している実態にあることから、現行計画におきましても、継続した課題として、農業人材派遣事業との連携・協力、人材バンク事業の研究・検討などの労働力確保の対策を進めてきたところであり、これまでの経営実態のアンケート調査などからも、引き続きの重点課題であると考えているところであります。

労働力不足における人材確保対策につきましては、農業経営者と作業従事者の双方が希望する能力や条件が一致する人材を確保し、紹介、派遣へと結びつけることが最も有効な解決方法と考えておりますが、人材派遣事業の運営に関しては、そのノウハウや適材の人員確保を行政が担うことは難しく、既存の農業団体や民間事業者などが実施すべきと考えており、どのような形で行政が支援できるか、範囲や方法につきましては、今後も調査・研究を続けていく必要があると考えているところであります。

また併せて、労働力の軽減が図れるスマート農業や新技術、高性能機械の導入による省力化や効率化の取組につきましても、計画に反映させた中で、引き続き検討を進めていくことが必要と考えているところであります。

なお、第9次上富良野町農業振興計画の決定により、新たな計画方針に基づく重点施策の決定と、各施策の展開実現に当たりましては、現行計画と同様に、農業・農村実践プランを策定し、総合計画並びに農業振興計画を補完することにより、実効性の高い農業振興施策となるよう考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） ただいま町長のほうから物価高騰に対する町のほうの考え方と補助の中身についての説明がありましたけれども、こちらは国の支援を受けた事業、それから、今後においては、町独自の支援策も考えているという答弁がありました。

一般的に肌で感じる物価高騰というのが、買物をしたらすぐ分かるわけです。昨年度から今年にかけ

て、生活必需品等々の値上げが3万五、六千品目になっているという話を聞いております。ということは、ほとんどものが値上がりしているということです。たまたま値上がりしていない、よく頑張っているなどという品物を見たら、中身が少ないとか、そういうことがあって、上げていないのではなくて、実質上がっている。そういう品物もあります。

ですから、我々が町に買物に行ったときに、今まで1万円札は非常に使い勝手がよかったのですが、最近、1万円の価値がすごく下がっています。物を買っても、買い物かご半分ぐらいでも5,000円、6,000円にすぐなってしまいます。

そんな状況の中で、生活弱者という考え方として、町長としては、生活弱者というのはどういう世帯というか、どういう人たちを指して生活弱者と考えているか教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

生活弱者、どういう定義かということで、町としては、所得を基準に生活弱者と定義して考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 町長はそういう考えだと理解しますけれども、本来であれば、生活困窮者と生活弱者とは、また別の世界の話で、基本的には、日本中の町全ての方が生活弱者だと思います、今の段階では。基本的に、例えばいろいろな施策をやっていたいておりますけれども、必ず出てくるのは低所得、非課税世帯、そういった方に対するの補助というか、支援が行われております。

これは、お金の制限があるので、どこかで線引きをしなければならぬから、仕方のないことだと思います。そこで、残念なのは、もうちょっとで非課税になると、もうちょっとで低所得者になるという方もいるはずなのです。その方が残念なことになるということで私は考えているのですが、それは、町とか国とかの基準があって、そういうことがあるのでしょうかから、仕方のないことかもしれません。

例えば町が独自で支援をするというのも、全く国の支援と同じような形でやるということで、確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

この間、町長答弁にもありましたけれども、3万円の給付をした際には、国の対象者に加え、均等割のみの世帯にも拡充してやったところでございま

す。それに今回、まだはっきりしたものは取れていませんけれども、今回は、国はそういったところも含めてというような情報も入っておりますけれども、そういった形で、若干ではあるかもしれませんが、しっかりと国の指定しているところに加えて、この3万円のときには対応を図ったということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 1項目めの最後の町長の答弁の中に、今後の物価高騰対策に努め、町独自の施策について、限られた財源を有効に活用して、取り組んでまいりますということで答弁がありましたので、このことは、迅速に対応していただきたいと思っております。これは、来年度に向けての話ということなのでしょうか、その辺について伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

最後の、今後も国や道の政策や動向を注視しということで、町独自の施策にも、財源を有効に活用できるよう取り組んでまいりますというのは、特に、来年度、今年度と限定した話ではなく、今後について、この先ということで、本年度だけとか来年度だけとかの区切りなく、今後については、常にこういうものに対して注意を払っていくという意味で答弁させていただきました。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 今の答弁からいくと、今年、来年という話ではなくて、今後の課題だということと理解していいということですね。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後の課題といえますか、こういう緊急時のセーフティネットは常に、どういうときでもタイムリーにといえますか、迅速に出していくというのは、ほかの自治体もそうだと思います。国としてもそうだと思います。セーフティネットは、常に張れるようにしておくというのは重要なことかと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） できるだけこういったことは迅速に対応していただければ助かると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、上富良野町農業振興計画の関係でお伺ひしたいと思います。

町長は日頃から言っておりますが、持続可能な農業というのは誰も望んでいることで、上富良野町も当然基幹産業は農業であります。上富良野町の農業をやっている方々が未来永劫ずっと農業を続けられるようなシステムをつくられば一番理想的なことだと思っております。

ところが、残念ながら町として、第9次の農業振興計画をきちっとつくったとしても、それは確かにそれなりの効果はあるでしょうけれども、一番のネックは、国が農業に対する意識を変えなければ駄目なのだと思います。それはなぜかという、富良野沿線、北海道、全国の農業者の思いを国の政策に反映させられるように、首長を通じて国会議員とか、そういった方々にこれからも特に要望していかなかったら国の政策は動かないと私は思っています。ですから、そういったことに力を入れていただくことがこれからも必要だと思いますけれども、その辺のところの町長を考えを求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

第9次の農業振興計画をつくるということは非常に大切なことだと思います。それに対して、できる、できないという結果も5年後には出てくるのかと考えております。

それよりも何よりも、議員おっしゃるとおり、農業というのは地元の基幹産業としても非常に重要でありますし、私もそう認識しております。産業、農業を持続可能なものにしていくためには、やはり議員おっしゃるとおり、国の農政に対する施策というのが非常にキーになってきます。国がやることと市町村ができること、予算規模もかなり違いますので、そういった意味では、JAなんかも含めて、関係機関と力を合わせながら道、国に要望、特に富良野地方の実情というのは、同じ日本でも北海道は違いますし、北海道でも富良野地方の特性というのは、強みというのはあると思います。そういうものも含めながら、国には、機を見て関係機関と協力しながら、農業を持続可能なものにするための要望は欠かさずといいますか、必ず必須になってくるものと思っておりますし、これからも要望には力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 町長も御存じだと思いますけれども、北海道は他府県とは違って食料自給率が一番高いところで、北海道だけを見れば200%近いというのは間違いのない事実でありまして、ほかの府県はいろいろなものが採れますが、北海道がなけ

れば日本の国の食料基地として、それから国民の食料を賄うことは不可能だと言われております。そういった中で、施策を実行するために、先ほど申し上げたような形でいろいろなことをやっていただきたい。

基本的には、今、上富良野町も220軒前後の農家がいるわけですが、その農家の方々がこれ以上減らないというのは無理な話なので、必ず減っていきます。減っていく中で、後継者対策というのは、自分の子どもに対して、農家は経営としてうまく成り立つのだから後継ぎをしてくれと自信を持って言えるような政策と、それから町の9次の振興計画の中にもきちっとうたってってもらわなければならないということがあるのだと思います。自分の子どもに対して、不安の中で、もうかるかもうからないかわからないけれども、農家をやれという形では、それでは駄目だと思う。それなりの経営が十分できるようなシステムをきちっとつくってもらうことによって後継者も育つし、そういうことが一番大事な部分だと思っています。

ですから、町長も当選してから農協青年部とか、いろいろな方と懇談をする機会があったと思います。その中で、そういった若い人たちから、上富良野町の農業はこういうふうにしてほしいとか、こうあるべきだというような意見が出たとすれば、その辺のところを町長としてどのように捉えているか、まず教えていただきたい。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

この3年間、農業の若い後継者の方と語り合うといますか、情報交換する場面というのは、コロナの影響もあって、最近、新聞にも掲載してもらいましたが、旭川開発建設部の部長を講師に呼んで、いろいろレクチャーしてもらって、その後、情報交換というのが初めてです。情報交換の場という初めてですが、いろいろ個人的に知っている方とは、可能な限り情報交換しているところです。

その中で、特に、こうしてほしい、ああしてほしいということは、まだまだ具体的な案というのは伺っておりませんが、私が考える上富良野の農業に関してですが、何が大切かというのは、今、中瀬議員がおっしゃったとおり、将来、農家戸数は減っていくかもしれません。機械化が進めば減っていくのは避けられないかと考えておりますが、そうなる心配なのが耕作放棄地とか、そういう問題は今後出てくるのかと思いますし、何より農家戸数を減らさないためには、議員おっしゃるとおり、後継者が農業というのはもうかる、所得がしっかりと残るとい

いますか、農業取得というのが、将来、農業を持続可能なものにするため、後継者が一番のキーなのかと私は考えております。

幾ら北海道が日本の食料を支えているという言葉だけでは、なかなか後継者というのは、スローガンみたいなこと、事実ではありますが、そういうことだけでは後継者対策はなかなか難しいということで、職業として魅力的なものになるためには、ある程度所得はしっかりと稼げる農業といえますか、所得が残るような産業構造になっていくことが非常に重要なかと思っております、農業所得については非常に興味を持っております。

もう一つ、皆さんが一般作、いわゆる畑作を結構広くやっている方が近年は多いのですが、耕作放棄地の関係もあります。なかなか大型機械が入れないようなところというのはどうしても残ってきますので、そういうところでは、高収益作物ということで、町独自の施策として応援しておりますし、特に昨今は、ビールのホップとラベンダーというのは非常に、シソも含めてですが、ラベンダーオイル、シソオイル、そしてホップはサッポロビールとの契約になりますが、これが非常に町の農業としての重要性もあるのですが、町全体のPRといえますか、全国への発信としても非常に重要なものでありまして、こちらをつくってくれる耕作者の確保というのは、町としては重要な課題なのかと捉えております。

それらを含めて、町の農業については、しっかりといろいろな情報を得ながら進めていかなければならないのかと私自身は感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 町長は、今、答弁あったように高収益作物については、上富良野町においてはごく一部の作物ということで、全般的な農業者が取り組むようなものではないと私は思っております。その作物は、上富良野町のイメージアップにつながるのであれば、それはそれなりに効果があるのだと思っております。

ですから、我々の基本になるのは、農業所得が向上すること。それは、こういった物価高騰、農家の場合も飼料、肥料全て、いろいろなものが上がってきております。一番ネックなのは、我々の作物は自分で値段をつけられないということが一番のネックなのです。これを何とか解消するためには、先ほども町長に申し上げたとおり、富良野沿線の農協、北海道全てが、こういった農業者に所得がきちっと確保されるような、そういう施策を求めるようなことで、国とか道とか全てのところに要望していただい

て、今、9次の農業振興計画が着実に、国の支援の下に実行されることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、8番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

少し早いところでありますが、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は13時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（中澤良隆君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暑い方がいらっしゃったら上着等を取っていただいて結構です。

◎日程第3 議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上富良野町一般会計補正（第9号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件につきましては、先般国において、国の総合経済対策に基づきまして、補正予算（第1号）が可決されたところでございます。

町におきましても国の補正予算を受けまして、物価高騰対策事業として、1点目につきましては、価格高騰緊急対策低所得者世帯給付金事業として、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受け、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対しまして、7月に実施した給付金3万円に今回7万円を追加して支給するものでございます。

2点目につきましては、肥料価格高騰対策事業として、昨年度も当該事業については実施したところですが、現在も肥料価格が高騰を続ける中、農業経営への影響をできるだけ軽減し、今後におきましても農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう、町内農業者に対しまして、化学肥料購入に要する経費の一部を助成するものでございます。

なお、財源につきましては、全額新型コロナウイルス

ルス感染症地方創生臨時交付金を充てまして、財政調整を図りまして、一般会計補正予算（第9号）を調整したところでございます。

ただいま説明いたしました物価高騰対策2事業を早期に執行するために、11月29日付で、令和5年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分を行ったところです。

そのようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をさせていただきます。

議案第1号を御覧いただきたいと思います。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

記。

処分事項、令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

次のページを御覧いただきたいと思います。

専決処分書。

令和5年度上富良野町一般会計補正（第9号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年11月29日。上富良野町長、斉藤繁。

次のページを御覧いただきたいと思います。

令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,693万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,125万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページを御覧いただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金1億3,693万円。

歳入合計1億3,693万円となっております。

2、歳出。

3款民生費1億2,013万9,000円。

6款農林業費1,679万1,000円。

歳出合計につきましても1億3,693万円となっております。

2ページ以降の予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきますので御了承願います。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））の説明といたします。

御審議いただきまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 肥料高騰対策の事業について、お尋ねしたいことがあります。

こちらについては、肥料高騰分の少しでも助けになるようにということで、1トン当たり3,125円というものを対策事業として、町が取り組む事業でありますけれども、昨年度も行っております。今年度は1,679万1,000円、昨年度は1,526万3,000円だったわけでありまして。対象農家は212件で全く同じであります。

ということで、農家戸数が全く同じで、去年の金額よりも、高騰対策事業は金額が152万8,000円ほど多い。これは、農協からの聞き取りの結果の数字だと思っておりますが、この辺のところの説明をお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 8番中瀬議員の肥料価格高騰対策事業の、去年の事業費と今年度の事業費の違いについての御質問でございますが、昨年、対象者が議員御質問された件数は、同数と言われておりましたが、昨年よりも若干減っているということございまして、今回、昨年の実績数で212経営体ということで、使用する数量につきましても、今回少し増えているという状況でございます。

説明漏れておりました。経営体の戸数につきましては減っているのですけれども、使用の数量につきましては増えている状況でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 先ほど申し上げましたけれども、前回は1,526万3,000円で、212件を対象農家にして補助をやっております。そして、最終的には、確定されまして、後で250万6,0

00円減額しております。当初の予算よりも250万6,000円減額しているわけです。それからいくと、肥料を申し込む農家が212件だとすれば、去年と同じです。だとすれば、肥料をよほど多く取るということは、まず、普通一般的には考えられないと思っているのです。そこら辺の数字がどうなっているのかということ。

もう1点は、トン当たり3,125円ということでもあります。ところが昨年、こういうもので全部我々のところへ来ています。これがマイナス90円で振り込まれているのです。だから3,035円しか払って来ていない。これの差は、どういうことでこうなっているのかということをお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 8番中瀬議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の数量の増の内訳につきましては、昨年度の実績の数量を算定する際に、作物の輪作等も考慮しまして、その分を若干増加して予定しているということで積算をしております。

2点目の金額、3,125円から3,035円に変わったという件につきましては、北海道で支給されました助成金のほうが、当初3,125円を予定しておりましたが、北海道全体の試算額が少なくなったということで、3,035円の支給になったということで、数値が減って支給されているという状況と北海道のほうから聞いております。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実。

○8番（中瀬 実君） 先ほども申し上げましたけれども、当初の予算よりも、金額が確定したために250万6,000円減額しているのです。上富良野町の場合の補助事業は、道の事業が3,125円ではなくて、受給率が多かったから90円減らしたから、それに合わせて3,035円しか払えなかったということでの理解でいいのか。

それともう1点は、たまたま町長にお願いしたいのは、昨年度はJAふらのから5市町村の首長に宛てて、肥料高騰対策に取り組んでほしいということをしたしか要請されているはずですが、今年は道の補助はあります。町の今回もこれあります。農協の今の予定はないのです。ですから、去年の逆で、首長のほうから、農家は困っているのだから3,125円ぐらいを補助してほしいということをして、首長皆さんで連携してもらって、農協に言うてもらうことはできないのかどうかということを確認します。お願いします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 8番中瀬議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃっています3,035円の支給のほうが、北海道が補助された金額ということで、北海道が予算がないということで、申し込みの数量が多かったことから減額されて、支給されたものでございます。

本町におきましては、予定されている3,125円はそのまま支給されたところでございます。

申し訳ございません。追加で、265万6,000円の予算を減額した件でございますが、こちらのほう、当初、最初ということで、前年の実績の数字を使っておりますが、JAの資料、また、JA以外の資料ということでいただいて計算したところですが、実際に減量化してくださいというようお願いもしていた関係で、昨年度は265万6,000円が減額、使用量が少なくなったことによって、減額したということでございます。

○議長（中澤良隆君） 町長のほうから、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

富良野沿線の5市町村プラスJAで調整してはという御質問だったかと思えます。

今回の国の対策は、急なこともありまして、調整する時間も余りなかったというのも事実でありまして、一刻も早く来年の肥料に対して補助をしなければと、スピード感を優先した結果こうなりました。

国がこうやれといった事業ではなくて、ある程度対策費が市町村におりてきて、あとは自由裁量でやるものですので、その中でどこにどう充てていくかというのは、基本的には各市町村で決定して、プラス、農協に関しては、調整できれば調整して、その結果、5市町村でできれば、それは沿線の農業者の方に公平に、統一的な取扱いはできたのかもしれませんが、それはしたほうがよかったかもしれませんが、今回に関しては、時間的な余裕もなく、一刻も早くという観点から、上富良野は上富良野で独自の、去年と同じ、肥料高騰対策を実施するというふうに決定いたしましたので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 中瀬実議員に申し上げます。3回終わっているのですが、質問したことがしっかりと答弁されたのかと、受け止めがちゃんとされていないければ、もう一度質問を整理して質問していただいて結構です。

8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 今の町長の答弁は、私の言ったことに答えてくれていない部分があると。というのは、昨年度は農協の組合長から各5市町村の首長に対して肥料高騰対策をしてほしい。だから国

の対策の費用を使って3,125円のあれをやっていた。今年、農協の今の状況を見ると、そういった対策はされないような状況だと聞いております。だとすれば、去年とは逆に、5市町村の首長が農協に対して、大変な状況になっているので、こういった対策を打ってほしいということを言ってほしいということをお聞きしたわけですが、そのことについては、町長は今答弁されていないので、その辺のところは、首長として考えがあるのか、ないのかということで、今、質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君） さっきの1,679万1,000円については理解したということでよろしいでしょうか。もし理解していなかったら、もう1回整理して質問してください。

○8番（中瀬 実君） 先ほど申し上げましたけれども、3,125円という金額を示されて、我々は、トン当たり3,125円助成してくれるのだなと思っていました。ところが紙1枚のはがきで見ると、90円ほど少なく入っている。そういった説明は、直接我々にはなかったのです。こういうはがきは来しました。3,125円は3,035円になったのですという、農家に対しての個々の説明は多分なかったはずなのです。今回だって、多分予算はこういうふうにされていますが、確定したら、多分また減額される可能性は十分あるのだと思います。そういうことではなくて、最初から3,125円という数字を出しているのであれば、当然トン当たり3,125円、農家にそれを支給するのが一般的で当たり前だと私は思っているのですが、そこら辺が私は理解できなかったということです。

○議長（中澤良隆君） まずは、町長から答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと違った角度から再度説明させていただきます。

去年は、確かに農協のほうから要請があって、こちらのほうから交付金をお渡ししたのですが、今年はありませんでした。あったからやったわけではなくて、必要性があると感じたから去年もやったし、今年も農協から要請はありませんでしたけれども、これは必要だろうと考えて、判断でやりました。

もちろん中瀬議員おっしゃるように、農協と5市町村で調整して、できれば管内公平に配れたのですが、調整する時間ありませんし、調整ができなければ交付がどんどん遅れていきますので、そういうことは避けるべきだし、上富良野独自の対策ですので、これは町の判断でいたしました。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 8番中瀬議員の御質問にお答えします。

まず、昨年度実施しました肥料対策の北海道分が3,125円が補助金として交付されております。それに上乗せということで、町の独自事業で3,125円の補助を行っているところでございます。先ほど議員が示していただきました通知書でございますが、そちらのほうは北海道の補助の通知でございますが、北海道も当初御案内したときに、予算が限られているので減額する場合がありますというようなことで、申し込みのときに通知しているとなっておりますので。本町におきましては3,125円、当初の予定どおりに補助しているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長（中澤良隆君） 再開いたします。

農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 8番中瀬議員の御質問にお答えします。

まず、北海道の補助事業としまして3,125円、こちらのほうが予算が不足しまして、減額されて3,035円ということで交付されたところでございます。そちらのほうは、はがきでお知らせが行っているということでございまして、町のほうとしましては3,125円、同額の上乗せ補助を行っておりますが、申請者は、直接補助の申請をさせていただいて、実績の報告を出していただいておりますので、それは3,125円を当初の金額を交付したところでございます。

北海道の通知なのですけれども、こちらのほうは町の受付を経由しないで、直接事業者のほうから申請ということになっておりますので、通知が来たのが、お知らせが農業者の皆さんに届いた後に知ったということで、御理解願います。

○議長（中澤良隆君） 理解いただきましたでしょうか。

それでは、そのほか、質疑を受けたいと思いません。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 物価高騰対策という形で早目の対応をするということは非常にいいと思いません。

それで、7ページ目の生活支援についてお伺いたします。

町の説明資料においては、受付期間が12月中旬

から29日までとなっておりますが、支給等については、いつ頃から実際に支給されるのかということで、状況等が分かりませんので答弁を求めたいと思っております。

次に、肥料価格等についてお伺いいたしますが、近年、非常に肥料価格というのは高騰しております。今回、説明資料ではトン当たり3,125円となっておりますが、実勢価格に対して補助額というのはどのぐらいの割合になっているのか、いろいろ農家の方に聞きますと、相当実勢価格というのは高い状況になっている話も聞かれます。それで、その割合について、どのぐらいの補助割合になっているのか、お伺いしておきたいと思っております。

また、前年度、前々年度から比べて、価格の引き上げというのは、どのぐらいの割合で引き上げられているのか、お伺いします。

さらにお伺いしたいのは、対象農家は212経営体という形ですが、ここには、実際補助を求めないという農家もいらっしゃるのではないかと思っておりますが、そういうものも含めて、状況等についてお伺いしておきます。早急な対策が求められると思っております。お願いします。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 4番米澤議員御質問の価格高騰緊急対策生活支援の追加交付分、いつ頃が目安という御質問にお答えしたいと思います。

状況はずっと動いていまして、先ほど一般質問で町長が年明けという形で御答弁なされたのですが、お昼休みに関係機関に確認したところの情報でお答えしたいと思います。

町のほうにおきましては、11月29日に専決処分を受けまして、鋭意努力してシステム改修、名簿抽出、発送作業のほうは昨日終わったところでございます。そして、これに関係するのが郵便局、それと金融機関、町におきましては会計課が関係してまして、そこに年内交付の問い合わせをしたところ、午後一で答えをもらいまして、29日までに振込先のデータを送れば、年内、27日に交付できるという答えをもらっておりますので、町としては、今回確認書でほとんど返答がない、変更があるものしか返答は来ませんので、確認書を送って、オーケーであれば返答なしであれば、町が交付手続をするということでございますので、何も問題がなければ、順調に進めば12月27日に各対象者の口座に振り込まれる予定と伺ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の今回の補助する金額がどのぐらいの割合になるかという点でございまして、価格が上昇する前の令和3年の基準額としまして、平均の化学肥料、たくさん種類がありますけれども、その平均額の試算としまして、トン当たり8万4,000円としております。今現在、約44%程度の上昇分ということで、3,125円分としましては8%程度の割合になるのかなというところでございまして。

次に、2点目の肥料価格が上昇している状況についてでございますが、先ほど申し上げました、令和3年度から急激な上昇ということで、北海道内で取引されております、ホクレンが発表しております数字で申し上げますと、令和4年度に使用されている肥料が約78.5%の上昇で、その後、今年度に入りまして19.4%下がったということで、今現在、約44%程度の上昇、3年の基準としては、そういった水準になっているということでございまして。

今回対象となります経営体の農業者の皆さんのうち、今回、補助のほうを求めないということでございますが、昨年実施した中では、今回は1トン以下切り捨てということで、1トン以上が対象となりますけれども、求めないという部分でいきますと、3件ありまして、1トン以下という方が27件ほどでございました。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） いずれにしても早急に支給という形の状況が必要、専決という形になっておりますが、併せて、実勢価格に、全部とは言いませんが、全体的に肥料価格が上昇している状況もありまして、トン当たりの価格の見直しも必要なのかと思っております。答弁は要りません。

全体的な問題でお伺いいたしますが、今、非課税世帯や多くの人たちが、引き続き物価高騰等における生活の状況が見受けられます。町として今後、こういう問題に対してきちっとした支援策というのが、非課税世帯や弱者と言われる方も含めて、今は出しましたが、多くの方が生活が大変な状況にあるということを考えれば、早急にこういった支援策が講じられる必要もあるのではないかと思います。この点について、具体的なものを持っているとすれば、答弁を求めておきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番米澤議員の御質問にお答えいたします。

専決させていただいたことで、年内に残りの3万円プラス7万円の7万円部分を支給することができております。実際通知が来ているわけではないです

けれども、報道等では、今度お子さんに対する支援とか、そういったものもありますので、そういったものも今回のように、国の情報といいますか、スピードに遅れることなく対応をしっかりと図っていきたいということで、具体的に次はこれです、これですというものは、まだ申し上げるようなものは持っておりませんが、そういったものに素早く対応して、できるだけ早く町民の皆様にお届けできるよう対応を図ってまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第9号

○議長（中澤良隆君） 日程第4 議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、令和3年1月に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策において、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入の引き上げ等が掲げられたことを踏まえ、その中で、介護サービス事業所に勤務する介護職員を対象に賃上げを行うため、令和4年2月から介護職員の収入の3%程度、月額平均9,000円を上げるための措置が実施され、本町においても議会の議決をいただいて、条例改正を行い、介護職員に対し

まして処遇改善手当を支給しているところでございます。

このたび国におきまして、令和5年11月に閣議決定されました介護職員処遇改善支援事業等において、必要な介護人材を確保するため、介護職員の処遇改善として、令和6年2月から介護職員1人当たり、月額平均6,000円を引き上げるための措置が実施されることとなったところでございます。

このことから、本町で勤務する介護職員につきましても同様の処遇改善を行うため、上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例について所要の改正を行うものでございます。

以下、議案につきましては、主な改正点を説明させていただきます。

議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例。

改正条例第1条につきましては、上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、現行、別表5の中の処遇改善手当について、月額9,000円については、町長が別に定める職種として、規則にて、介護職、放課後児童支援員補助員について支給される規定になっていましたが、改正後におきましては、当該条例の別表5に、月額9,000円については、対象職種に放課後児童支援員補助員を明記するとともに、このたび介護職員の賃上げを行うため、月額1万5,000円、対象職種に介護職を加えるものでございます。

改正条例第2条につきましては、上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例についてですが、町立病院に勤務する介護職員の処遇改善手当につきまして、条例第2条第5号イ中、同様に、現行、月額「9,000円」を月額「1万5,000円」に改めるものです。

施行月日につきましては、令和6年2月1日から施行するものです。

以上で、議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例及び上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(中澤良隆君) 日程第5 議案第2号令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第2号令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、社会教育総合センターの内壁タイルにつきまして、一部剥離したことから、打診調査結果を受けまして、改修に向けての実施設設計費の補正をお願いするものでございます。

併せて、事業完了が年度内に完了しないことが見込まれるため、繰越明許費の追加をするものでございます。

2点目は、現在、業務事務用に使用しているパソコン端末の応用ソフトにつきまして、来年4月よりの継続使用するために債務負担行為の設定をするものです。

3点目は、令和4年度国税決算及び令和5年度国税収入の増加に伴いまして、令和5年度の交付税総額を加算して交付することとしたため、再算定の結果、本町におきましては、普通交付税4,461万9,000円を追加交付されることになったため、所要の補正をお願いするものでございます。

4点目は、エネルギー価格等の高騰に伴う各施設などの燃料費及び光熱水費に不足が生じるため、所要の補正をするものでございます。

5点目は、来年度から創設される森林環境税の課税に係る基幹税務システムの改修費の補正となっております。

6点目につきましては、マイナンバーカード交付に係るシステム改修等に係る補正についてですが、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に対応

するため、住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

7点目は、9月から10月にかけて、延べ日数にいたしまして、4日間発生した大雨による被害を受けました町道及び農業用施設などの復旧に係る経費の補正をするとともに、本年度発生いたしました大雨災害の復旧費の財源といたしましては、備荒資金組合超過納付金を充てる補正をお願いするものでございます。

8点目は、来年度より改訂する各小学校の指導用教科書費の補正となっております。

以上、申し上げた内容を主要要素とするとともに、ほかの既決予算につきましても、各事業における事業費の確定及び執行見込み等に伴い、所要の補正を行い、財源調整を図った上で、余剰する額900万円につきましては、今後の不測の財政需要に備えるため、予備費に計上いたしまして、一般会計補正予算(第10号)を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧いただきたいと思えます。

議案第2号令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)。

令和5年度上富良野町の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,711万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億837万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款国有提供施設等所在町村助成交付金35万3,000円。

11款地方交付税4,461万9,000円。

13款分担金及び負担金58万5,000円。

14 款使用料及び手数料 4 万 6,000 円。
15 款国庫支出金 245 万 8,000 円。
16 款道支出金 198 万 6,000 円の減。
18 款寄附金 140 万円。
19 款繰入金 55 万 6,000 円の減。
21 款諸収入 8,020 万円。
歳入合計は 1 億 2,711 万 9,000 円となります。

2 ページを御覧いただきたいと思います。

2、歳出。

1 款議会費 19 万 4,000 円。
2 款総務費 447 万 5,000 円。
3 款民生費 2,431 万 8,000 円。
4 款衛生費 138 万 4,000 円。
6 款農林業費 203 万 1,000 円。
7 款商工費 49 万 1,000 円の減。
8 款土木費 7,052 万 4,000 円。
9 款教育費 1,568 万 4,000 円。
11 款給与費ゼロ円。

12 款予備費 900 万円。

歳出合計は 1 億 2,711 万 9,000 円となります。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費補正。

繰越明許費の補正につきましては、先ほど説明したとおり、社会教育総合センターの内壁タイルの改修のための実施設計費について、年度内に完了することが見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

(1) 追加。

9 款教育費 5 項保健体育費、事業名、社会教育総合センター管理費、金額 286 万円。

第 3 表、債務負担行為補正。

債務負担行為補正につきましても、先ほど説明したとおり、業務事務用応用ソフト使用料につきまして、来年 4 月より継続使用するため、債務負担行為の設定をさせていただきます。

(1) 追加事項。

業務事務用応用ソフト継続利用料、期間、令和 5 年度から令和 6 年度、限度額 228 万 7,000 円。

5 ページ以降の事項別明細書、補正予算、給与明細書、債務負担行為調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 2 号令和 5 年度上富良野町一般会計補正予算（第 10 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2 番 荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） ただいまの御説明で、今回の補正予算の中の施策として、エネルギー価格の高騰に対する公共施設及び学校等への年度末までの、要は不足が生じるということで、各施設に燃料分及び光熱水費を補正しておりますが、一方で、例えば委託事業先である乗り合いタクシーの事業者であるとか、また、除雪を委託している業者等々も、こういったエネルギー価格高騰に対しての一定程度の配慮というのが必要だと思いますが、今回、補正予算策定に際し、そのような議論がなされたのかどうか確認します。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま 2 番 荒生議員の燃料費関係の御質問にお答えしたいと思います。

今回は、各施設等々の燃料費の補正をさせていただいたところでございます。各委託業者、乗り合いタクシー等々の委託していますが、今回については、特に業者のほうから要請もなかったことから、その分の補正については検討しなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 2 番 荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） 一方で予備費に 900 万円計上しているということで、先方から要請がなかったということではなく、ある程度委託者として、そういった配慮が必要かと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 2 番 荒生議員の御質問にお答えします。

今般大変高騰しているのは我々も分かっていますし、直営の燃料と電気を補正させていただきました。今回の補正については、そういった部分、特段要請がなかったことから反映されていませんけれども、現在、編成作業を進めています次年度については、一定程度の、この 1 年間ぐらいの上がりというものがありますから、そういったものも含めた、きちっとした積算をするようなことで取組を進めておりますので、そういったことで受託事業者の皆様にも御理解をいただきたいと考えているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 2 番 荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） 多分先方も声を上げたいところだけれども、ぐっとこらえて声を上げていないのかということで受け止めています。向こうから来たからやっつけようということではなく、今、副

町長の答弁にありました。自分のところは必要経費を上げて、この年度末に備えようということで、分かります。

しかし一方で、同時に、エネルギー価格高騰に伴い、本当に苦慮している受託事業者もあるということで、先ほどの御答弁では、この後に御配慮いただけるということですので、しっかりと対応を図っていただければと思います。答弁は結構です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 荒生同僚議員と同じように、早急にそういったものは対処すべきだと思っております。

お伺いいたしますが、普通交付税の再算定で増額になったということですが、増額の要因というのは、どういうものが算定の基礎になっているのか、お伺いいたします。

次に、34ページの後期高齢者の療養給付費の負担増という形になって、いろいろ病気等があったのかと思っておりますが、この内容等についてお伺いいたします。

次に、40ページの農業次世代人材投資事業という形で、聞きましたら、農業の継承者、農業後継者の方に対するいろいろな、機材などの支援という形で、国の限度額をそのまま計上したという形になっておりますが、その内容等について、どういう内容なのか改めてお伺いいたします。

次に、46ページの町道維持費の委託料について、7,000万円という形になっております。いわゆる大雨等々などによる災害復旧費の予算という形になっております。分からないのでお聞きいたしますが、これから冬に向かう状況になりますが、そういう状況の中でも復旧予算というのは、きちっと対応できるような内容になっているのか、その点、お伺いしておきたいと思っております。

これらの点について答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員の普通交付税の追加交付の関係で御答弁させていただきます。

先ほども提案理由の説明で申し上げましたが、このたび令和4年度の国税決算、交付税については、国税を財源としておりますので、令和4年度の国税決算及び令和5年度の国税収入増ということで、交付税総額が全体的に増えたということで、今回、都道府県、市町村のほうにも追加交付された経過がございます。

その中で、国のほうでは、この財源を国の補正予

算による地方負担分並びに地方公務員の給与改定に伴う財源に充てるよう措置したように聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 4番米澤議員の後期高齢者の関係の負担金の件について御説明いたします。

こちらのほうは、後ほど特別会計のほうでも御説明する部分でございますが、大きな要因としましては、令和4年度の決算の分と、令和5年度の安定基盤の繰入額の関係で、総額で、プラスマイナス1,043万8,000円ということで、あくまで広域連合の算定の中での金額でございますので、細かいところまでは持っていませんが、確定額ということで、今回の補正にさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 4番米澤議員の御質問にお答えいたします。

農業次世代人材投資事業に関してでございますが、こちらの事業のうちに経営継承発展支援事業という国の事業がございます。農業後継者を対象としまして、その後の経営発展のための取組を支援していくということで、財源としまして、国が2分の1、町が2分の1ということで、そのような財源で行う事業になっております。

当初、100万円の予算を計上しておりましたが、今般申し込みがございまして、1件追加になったことから100万円の補正をお願いするものでございます。2経営体が今年度実施する予定になっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 4番米澤議員の災害復旧に対する7,000万円の対応ということで、御質問の内容は、7,000万円の工事が冬にかかってもできるかということでよろしいですか。それとも7,000万円かけて、まだまだ冬の除排雪も残っているので、そっちの対応はどうかということ、どちらでしょうか。夏の工事分ということでよろしいですか。

7,000万円、今回、補正のお願いをしているわけですが、箇所数にして221か所ということで、今まだ事業は、お金のほうはほぼ確定しているのですが、現場のほうは冬でしか対応できない場所もあります。畑を借りて通っていかねければ行けないような場所とかがありますので、それも年明け早々に終わる予定をしておりますので、そ

ういう答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 次世代の投資事業の交付なのですが、これから農業を継続して目指すということで、非常に大事な事業だと思いますが、初期投資だとかいろいろな部分で非常に費用がかさむという状況がありまして、こういった部分に対する、もう少し町独自の上乗せ等も行いながら、こういった部分に対する支援策等々を行えるような要素も必要ではないかと思いますが、この点について、今後の課題等についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

確かに議員おっしゃられるとおり、これらの支援していくものに関しては、農業機械ですとか、確かに高額なものが対象になっております。ただ、この制度も後継者が継承した後、1回限りということで、そういった制度になっておりますので、今後、制度の内容を検討しまして、また後継者が増えてくるような状況になるような形であれば、いろいろな方法を検討していきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） そのほか、御質疑ありますか。

11番北條隆男。

○11番（北條隆男君） 光熱水費の電気料の値上げは、先ほど聞いて分かったのですけれども、高压契約だけが、電気料が上がったということは分かったのですけれども、それは5月以降に上がったという話だったのですけれども、燃料費の関係は、当初予算が低かったということですか。それが上がったということですか、物価が。我々、ガソリンに対しては、そんなに変わったような感じはしないのですけれども、内容はそういうことなのですか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 11番北條議員の燃料費の関係の高騰の原因ということですが、当初予算におきましては、去年の1月ぐらいの時点の単価で全部計上させていただきました。その後、徐々に燃料費が上がって、その差額分を計算いたしました。今までは使用した燃料を差し引きまして、今後、12月以降使用される燃料分に対して、今回、補正させていただいた経過でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 予算を見たときが早くてこういう結果になったという考え方でいいのですね。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 11番北條議員の御質問にお答えいたします。

どうしても予算編成時につきましては、1月いっぱい決めていただけないということで、その後、上昇するか下がるかというのは、その時点では予測がなかなか不可能だったので、予算時においては、当時の価格で予算設定してございます。通常、毎年そのような状況で予算計上させていただきまして、その後におきまして、使用量、単価等におきまして補正している状況でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 19ページ、20ページの寄附金に係る部分なのですが、さきに行われた全員協議会で、寄附金に関して、病院建設に充ててほしいということで受けた寄附金だと聞いております。

そこで、確認させていただきたいのが、これまでたくさん御寄附を頂いた方等がいらっしゃると思うのですが、最終的に、病院の院内に御寄附頂いた方のお名前などを掲示するような造作だったり、記念碑のようなものをつくる予定はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 12番小林議員の御質問にお答えいたします。

町立病院のほうへの御寄附された方のお名前を掲示という御質問だったかと思うのですが、今現在、掲示をするかどうか検討というか、まだ決めていないところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 寄附を促すというわけでもないのですが、そういうものをつくる、あるということがあれば、もしかしたら御寄附を頂けるようの方が増えたりするのではないかと考えたりするので、その一環としても御検討されてみてはいかがでしょうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 12番小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、名前の掲載の件でございますけれども、そういったことを前提に、了解を得ていないことから、必ずしも名前を出してほしくない方も、ほしい方もいらっしゃいますので、そういった部分では、必ずお名前を載せるということをあらかじめ御確認

した上でということが必要になってくるということ
を今ちょっと考えております。

それから、特に、町立病院のところに名前が出る
からということではなくて、もしそういうような対
応をするということであれば、例えば今やっている
企業版のようになれば、映画の最後にちゃんと企業
名が出ますというような、あらかじめそういった
ルールづくりをした上で、お名前を公表したり何な
りということになろうかと思っておりますので、そうい
った部分については、一般寄附においてはそぐわない
場合もありますので、そういったところで、名前を
あえて求めるようなものは、企業版ふるさと納税の
ようなしっかりしたルールのあるものになるのかと
考えてございます。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございま
すか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は
御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和5年度上富良野町一般会
計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決され
ました。

◎日程第6 議案第18号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 議案第18号令
和5年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）
を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただき
ました議案第18号令和5年度上富良野町一般会計
補正予算（第11号）につきまして、提案の要旨を
御説明申し上げます。

1点目につきましては、このたび国において、障
害者総合支援法に基づく、障害者相談支援事業等
における消費税の取扱いにつきまして、当該事業に
ついて、消費税の課税対象であることが明示され
たところでございます。

これまでの間、消費税法では、社会福祉法に基
づく社会福祉事業に非課税としている中で、同事業と

同様の性格の事業である障害者相談支援事業等は、
社会福祉事業に該当する等の法解釈をしてきました
が、障害者相談支援事業等を民間事業者に委託し
ている地方自治体の委託料は、消費税を加えた金額
を支払う必要があることが判明したところでござい
ます。

本町におきましても、今年度までの委託契約にお
いて、非課税の取扱いをしていたことを確認すると
ともに、富良野地域自立支援協議会に加盟している
富良野5市町村も非課税の取扱いをしていたことか
ら、11月30日に協議会で審議して、非課税とし
ていた事業に係る消費税について、共通の対応をす
ることで協議し、5年間の過年度分を含めた消費税
を支払うこととなったため、本町負担分の過年度及
び現年度の委託料について、消費税分を支払うた
め、所要の補正をするものです。

2点目につきましては、日の出公園駐車場の用地
取得に関する住民訴訟につきまして、令和3年5月
に住民の方より訴状が提出されて以降、計15回の
口頭弁論手続、口頭弁論を経まして、本年12月5
日に旭川地方裁判所より、原告側の請求をいずれも
棄却する判決が出されたことに伴いまして、本町の
委任弁護に対しての本訴訟行為に係る委託料を支払
うための補正をするものでございます。

以上、申し上げた内容を主な要素といたしまして
は、不足する額292万6,000円については予
備費から充用し、一般会計補正予算（第11号）を
調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議
決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明
細書につきましては、省略させていただきますので、
御了承いただきたいと思います。

議案第18号を御覧いただきたいと思います。

議案第18号令和5年度上富良野町一般会計補正
予算（第11号）。

令和5年度上富良野町の一般会計の補正予算（第
11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当
該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の
み申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

2款総務費107万8,000円。

3款民生費184万8,000円。

12款予備費292万6,000円の減。

歳出合計はゼロ円となります。

以上で、議案第18号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 総務費の中の訴訟、対策費に関わるところで改めてお伺いいたします。

令和3年に訴訟が行われまして、この間15回のやり取りがあって、12月5日に、いずれも町が勝ったという言い方はおかしいですけども、になりました。

お伺いしたいのは、今回107万8,000円の補正を組んでおりますが、総体で、訴訟に関わる部分というのは、全体像として、裁判費用も含めてお幾らかかったのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） IT・組織機構担当課長、答弁。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 5番金子議員からありました住民訴訟に関わります裁判に関する費用の質問ということで、私のほうから答えさせていただきます。

まず、今、御質問の中にありました、いわゆる裁判に要する費用と訴訟費用となっております。訴訟費用につきましては、裁判所に直接かかる経費という形になっていまして、実際に幾らかかっているかという部分につきましては、私どもちょっと分からないという関係になっております。聞いているのは、訴状に貼る印紙プラス裁判所がそれぞれに全部書類を郵便でやり取りしますので、その郵送経費等を、いわゆる訴訟費用と言われております。それ以外の部分については、私どもも勉強不足で把握していないところでございます。

それともう一方、いわゆる裁判を維持するために、町が今回負担した金額ということの御質問でございますが、この件につきましては、令和3年度から足かけ3年かかったところでございます。これに関する町側の弁護士事務所に対する費用というところでございますと、令和3年度におきましては、いわゆる着手金と費用弁償ということで60万5,000円。昨年、令和4年度につきましては、意見書作成に伴います委託料ということで、鑑定士のほうなのですけれども、こちらに対しまして22万円。それと今年度につきましては、弁護士の旅費の部分と、今回、補正でお願いしております107万8,000円ということで、今年度につきましては、合

計で114万4,000円。全て合わせまして、全体では196万9,000円の費用という形になってございます。

ただ、先ほどもありましたが、今回、全部で15回あったのですけれども、そのうちの13回が全てオンラインで行いましたので、それにつきましては、弁護士の出張旅費等がかからなくてよかったと思っておりますが、これがもし通常どおり行われていけば、プラス90万円程度かかったかもしれないということで、実際はオンラインのほうでほとんど終わっていますので、その分はかかりませんでしたので、結果としては196万9,000円ということで、今回の分は費用がかかるということでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 障がい者の支援事業の消費税分についてお伺いいたします。

今後、それぞれが解釈の違いがあったというような話だったかと思えます。ただ、いろいろ文書を読んでいますと、厚生労働省は、障がい者の相談支援事業は各自治体が実施する事業であること、利用者との契約が伴わないことなどの理由から、非課税の社会福祉事業とならないと説明していますという表記もあります。

同時に、この間、調べましたら、各自治体で、これはおかしいということで、税務署などでも問い合わせをしているという事例もちょっと見受けられます。行政はきちっとやっておりますので、批判するものではありませんので、ただ、そういったお互いの解釈のずれがあったのかどうか、この点、まず確認しておきたいと思えます。

その上で、お聞きしたいのですが、委託事業者は課税業者なのかどうかということ、まず伺いたい。

三つ目には、今後こういう事態が発生した場合、今後また、当然委託事業ですから、税の負担を行政がしなければならないということになるかと思えますが、この点についてもお伺いいたします。

何よりも問題視しなければならないのは、業務委託をするにしても、社会福祉事業サービスという観点からすれば、課税扱いするというのはいかかなものかと思っているところなので、そういった部分もきっちり国に対しても言わなければならない。委託事業だから課税、単純にそういう話にはなりませんし、人材がないがゆえに委託せざるを得ないという諸般の様々な事情があって、そういうふうな

なっているわけで、何よりも社会福祉サービス事業ですから、この点をどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 4番米澤議員の4点の質問にお答えいたします。

まず、当該業者につきまして、課税業者か否かという部分でございまして、それにつきましては、社会福祉法人の団体でございまして、原則、社会福祉法では非課税団体となっているので、私、事業者でございまして正確にはお答えできない部分で、申し訳ございませんけれども、非課税という認識でいたと、考えております。

今回、市町村の消費税に該当する業務を委託するというので、消費税が発生するという事なので、消費税の課税業者という認識で、受託業者のほうは受け取ったという形で解釈しているところがございます。

今後、今回5年遡って消費税の課税を払うということになりますので、今後、町におきましては、各委託先、町ではここしかございませんので、いろいろな業務が発生したときにおきましては、双方協議の上、必要に応じて税務署に相談して、課税、非課税という解釈を確認の上、契約を結びたいと考えております。

今回、国の通知のほうでは、項目がしっかりと、住宅入居に係るものとか、そういった委託業務の名称が明示されて、これは課税になりますということですので、適切な措置を全体で協議して決定したということがございます。

税がかかる業者等々の認識でございますけれども、私ども今回、国のこういった通知が来るまでは、ほかの社会団体と同じような業者でやっていて、社会福祉団体とか障がい者団体全て非課税という認識で取り扱ってましたので、これが発覚するまでにつきましては、担当におきましては、非課税という認識でいたところがございます。

今後、国のほうでこういう方針が示されましたので、こういった業者と委託する部分におきましては、るる関係法律を読み込んで、こういった間違いのないように取り扱っていきたくて考えているところがございます。

以上でございます。

○4番（米澤義英君） こういう問題を抱えているので、今後きっちりと、問題があると提起していかないと駄目ではないかという形、どう考えているのかと。

○保健福祉課長（深山 悟君） 今回のこういった、全国的に法の読み込みが非常に曖昧な部分で、

いろいろな方々に御迷惑をおかけしたという形が全国的でございますので、解釈しづらい法につきましては、しっかりと関係機関のほうに読み込みの部分の照会をかける等々の措置をしたいという部分でございます。

また、一自治体ではどうすることもできない部分でございますので、町村会とか市長会と知事会とか、そういった団体でももし取り上げられるのであれば、現場の業務の実態とか、本当に消費税がかかるのかどうかという部分も訴える機会があれば、実態を訴えていきたいということで、担当のほうでは考えているところでございます。

今回、全国的に、報道メディアで毎日のように出てきている消費税の取扱いについては、担当としては、本当に難しい法の解釈ではなかったのかと考えておりますので、もっと明確な法の読み込みができるようなQ&Aとか、そういったものを今後、同じようなケースの場合には要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第18号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は14時55分、2時55分です。

午後 2時40分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 議案第3号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(山内智晴君) ただいま上程いただきました議案第3号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国民健康保険税システムにおける産前産後保険料免除のための改修業務を行うことから、所要の改正を行うものであります。

2点目は、令和4年度の保険給付費等特別交付金A関係の精算額確定に伴い、償還額が発生することから、所要の補正をするものであります。

3点目は、令和4年度保険給付費等普通交付金精算額確定に伴い、償還額が発生することから、所要の補正をするものであります。

4点目は、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業外3事業の額の確定により、一般会計からの繰入金について所要の補正を行うものです。

以上の内容を主な要素とし、不足する財源については予備費を充当して補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分についての説明をし、予算の事項別明細につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

令和5年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,039万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰入金102万7,000円の減。

歳入合計は102万7,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費105万6,000円。

3款国民健康保険事業費納付金ゼロ円。

8款諸支出金76万2,000円。

9款予備費284万5,000円の減。

歳出合計は102万7,000円の減であります。

以上で、議案第3号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第3号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(中澤良隆君) 日程第8 議案第4号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(山内智晴君) ただいま上程いただきました議案第4号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本年度の広域連合市町村事務負担金及び保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,577万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金131万8,000円の減。

歳入合計は131万8,000円の減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金131万8,000円の減。

歳出合計は131万8,000円の減であります。

以上で、議案第4号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第4号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 議案第5号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） ただいま上程いただきました議案第5号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和4年度介護給付費負担金の実績報告に伴い、国から概算で交付されている負担金を返還するものでございます。

2点目は、令和4年度地域支援事業交付金の実績報告に伴い、国及び北海道から概算で交付されている交付金を返還するものでございます。

3点目は、令和4年度低所得者保険料軽減負担金額の確定に伴いまして、繰出金の補正をするものでございます。

4点目は、介護保険制度改正に伴う第9期介護保険事業計画に対応するシステム整備の補正でございます。

5点目は、過年度介護保険料につきまして、所得構成申告により、当初予算を上回る見込みのため補正をお願いするものでございます。

なお、収支の差額につきましては、予備費から2,465万5,000円を計上し、対応するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

議案第5号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,688万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。
3款国庫支出金55万5,000円。
7款繰入金23万5,000円。
歳入合計は79万円でございます。

2、歳出。
1款総務費79万円。
6款諸支出金2,465万5,000円。
7款予備費2,465万5,000円の減。
歳出合計は79万円でございます。

以上、議案第5号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（中澤良隆君） 日程第10 議案第6号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま上程いただきました議案第6号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、施設及び車両等の使用に係る燃料及び電気料の価格高騰により、継続利用に支障が生じる増額分について、一般会計より繰入れを行い、対応するよう所要の補正を行うものであります。

2点目は、介護職員の処遇改善手当の増額が予定されることから、支給に必要な増額分について、北海道の補助金を充てるよう所要の補正を行うものであります。

3点目は、寄附採納3万円について、一般会計より繰入れを行うとともに、介護業務用備品購入を図るよう所要の補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第6号を御覧ください。

令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

令和5年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,795万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰入金309万1,000円。

9款道支出金36万2,000円。

歳入合計345万3,000円です。

2、歳出。

1款総務費306万9,000円。

2款サービス事業費38万4,000円。

歳出合計345万3,000円です。

以上で、議案第6号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第6号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長(中澤良隆君) 日程第11 議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いただきました議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

まず、歳入におきまして、社会資本整備総合交付金事業の精査によります国庫補助金の減であります。

次に、歳出におきましては、1点目に、公共樹新設工事箇所増と、2点目に、社会資本整備総合交付金事業精査によります建設事業費委託料の減により、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第7号を御覧ください。

令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

令和5年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,705万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

み申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金135万円の減。

歳入合計135万円の減。

2、歳出。

1款下水道事業費135万円の減。

歳出合計135万円の減。

以上で、議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長(中澤良隆君) 日程第12 議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) ただいま上程いただきました議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、介護職員処遇改善手当改正に伴いまして、給与費について所要の補正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号を御覧ください。

議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補

正予算（第4号）。

総則。

第1条、令和5年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益16万円。

第2項医業外収益16万円。

支出。

第1款病院事業費用16万円。

第1項医業費用4万1,000円。

第3項介護保険施設事業費用11万9,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第10条第1号中「6億5,987万円」を「6億6,003万円」に改める。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第8号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（中澤良隆君） 日程第13 議案第10号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第10号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特別職等の報酬の額につきましては、平成30年4月1日に改定してから5年8か月を経過し、前回の上富良野町特別職報酬等審議会におきましては、社会経済情勢が厳しい今日において、これら報酬等に関しては定期的な検証と議論が必要との意見が付されたところでありますが、新型コロナウイルス感染症などの影響等によりまして、平成29年より開催されていない状況にありました。

このような状況から、今回、当町の実態や時代の要請に応じた特別職等の報酬額等の在り方につきまして審議していただくため、本年10月13日、特別職報酬等審議会を設置し、特別職の職員の給与及び議会議員の報酬の見直しに関し諮問させていただき、3回の会議を経て、11月10日に答申をいただいたところであります。

答申の内容の概略につきましては、特別職、議会議員共に、これまでの取組を踏まえつつも、現状において他の自治体の水準と比較して一定の乖離が認められることから、期末手当等を引き上げる内容となったため、審議会の答申を参酌いたしまして、その答申に沿った内容で、特別職の職員の給与に関する条例を改正するため、本条例を提案するものでございます。

議案第10号を御覧ください。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例）第13号の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条文の朗読を省略させていただきます。改正内容を説明させていただきます。

期末手当支給月数については、年間「4.0月」を「4.5月」に引き上げ、6月分を「100分の190」から「100分の225」に、12月分を「100分の210」から「100分の225」に、それぞれ引き上げるものであります。

また、新たに定率役職加算として、期末手当基礎額について、それぞれ基準日における給料月額100分の15を乗じて得た額を加算した額とするものです。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から

施行するものです。

以上で、議案第10号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第10号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（中澤良隆君） 日程第14 議案第11号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、全世代対応型持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険制度等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係法令の整備に関する政令が令和5年7月20日に、それぞれ公布され、出産等に関わる保険者のうち、産前産後の保険料を出産予定月または出産月及びその前一月、後二月の合計四月分、多胎児出産の場合は、さらにその前の月、2か月加算して6か月を減額するものであり、国民健康保険税の規定について所要の改正を行うものです。

議案第11号を御覧ください。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第11号上富良野町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例）第7号の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきますので御了承願います。

第23条第2項につきましては、各号で、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援分、介護納付金課税額の所得割、均等割の減額について規定しています。

裏面を御覧ください。

第24条の3につきましては、減額に関する出産被保険者の届出内容提出書類等について規定しております。

附則、第1項は、施行期日について定めるもので、令和6年1月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分について規定し、改正に係る国民健康保険税の適用期間について定めるものです。

以上、議案第11号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第11号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

日程第16 議案第13号

日程第17 議案第14号

○議長（中澤良隆君） 日程第15 議案第12号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例、日程第16 議案第13号上富良

野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第17 議案第14号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案の理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例、議案第13号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第14号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、関連条例ですので一括して提案し、要旨を御説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、平成31年1月に総務省より、公営企業法の財務規定等を適用しない事業について、これまで地方公営企業法非適用だった下水道事業、簡易水道事業を水道事業と同様に、人口3万人以下の市町村においても、令和6年4月までに同法の規定の全部または財務規定を適用した地方公営企業会計に移行するよう総務大臣通達が発表されたところであります。

このことから、本町においても国に準じた所要の条例、規則、規定の整備をするものであり、新規に制定する条例が1件、この条例の制定に伴いまして、一部条例改正が4件、全部改定する条例が1件、廃止する関係条例が3件であります。

それでは、議案第12号を御覧ください。

以下、条文の朗読を省略させていただきます、条に沿いまして、その概要を説明いたします。

議案第12号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例。

第1条、公営企業の設置につきましては、本町公営企業において、簡易水道事業及び公共下水道事業を設置することを定めております。

第2条、法の財務規定等の適用につきましては、公営企業法の財務規定を適用する旨を規定しております。

第3条では、経営の基本を規定しており、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定め、公営企業においても継続して運営していくことを定めております。

第2項と第3項は、簡易水道事業の経営規模と事務所のある場所、第4項から第6項は、下水道事業の経営規模等について定めており、従前と同様であり、変更がありませんので説明は省略させていただきます。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、重要な資産の取得及び処分につきましては、重要な資産の取得及び処分の予定価格が700万円以上の不動産または動産の買入れまたは譲渡、土地につきましては、（1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る）は、予算で定めることにしております。

第5条では、議会の同意を要する賠償責任の免除の額等について規定しています。

第6条では、出納その他の会計事務について、会計管理者に行わせることを規定しています。

第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について規定をしています。

続きまして、3ページをお開きください。

第8条では、法に基づく業務状況説明書類の提出について規定をしているところでございます。

次に、附則になりますが、この条例の施行日は、令和6年4月1日となります。

2ですが、本条例の制定に伴い、次に掲げる3本の条例は廃止するものであります。

以上で、上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号を御覧ください。

議案第13号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明申し上げます。

提案の要旨につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以下、条文の朗読を省略させていただきます、条に沿いまして概要を説明させていただきます。

議案第13号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

第1条、上富良野町特別会計事業の一部改定ですが、公営企業法適用に伴い、特別会計の対象となる会計を整備するものでございます。

第2条、上富良野町簡易水道等施設給水条例ですが、公営企業の設置に関する条例の制定による文言及び引用条項を整理するものであります。

第3条、上富良野町水道事業の設置等に関する条例についてですが、地方自治法の改正により、引用する条項の改正のため整理するものです。

第4条、上富良野町職員の定年等に関する条例ですが、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正により、関係条項の整理をするものです。

次に、附則についてですが、当該条例の施行日を

令和6年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第14号を御覧ください。

議案第14号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の御説明を申し上げます。

本条例の改定につきましては、今回の公営企業会計適用に伴う条例制定に合わせまして、上富良野町の職員給与に関する条例及び上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるものとし、全部改定するものであります。

以下、条文の朗読を省略させていただきます、条に沿いまして、その概要を説明させていただきます。

議案第14号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する。

第1条、条例の目的につきましては、略称のみを削除し、目的については従前と変更はございません。

第2条、給与及び支給方法、給与の種類、基準、支給方法等については、上富良野町の職員給与に関する条例及び上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る例によるものとし、企業職員の給与、種類、基準に関する条例について規定するものであります。

次に、附則についてですが、当該条例の施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上で、議案第12号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例、議案第13号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第14号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第12号について、質疑に入ります。

6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 基本的なことをお伺いいたします。

12号議案のほうは、簡易水道事業と公共下水道事業の設置、1本にするということだと思っておりますけれども、これを1本にするという理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 6番林議員の、ただいま1本にするということなのでありますけれども、当

初は別々で考えていたのですけれども、内容が似ているところが多いということもあって、頭出しが簡易と下水という文言をつけるだけで、一緒に使えるということと解釈いたしまして、今回、1本の条例といたしたところでございます。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 似ているところがあるというところで、そうなのだなと言っていいのかわからないのですけれども、そもそも法の全部改正か一部改正かと、先ほどの冒頭の概要説明がありましたけれども、うちは、一部というふうに、財務規定等の適用と読めるかと思うのですけれども、一部適用にした理由というのは何なのでしょう。全部適用でもいいと思うのですけれども、一部だけとなった理由ということでの質問ということではどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 6番林議員の全部適用と一部適用ということで、今回、財務会計に関するのみということで、条項も少ないということもありまして、これでうちの運営上、全部適用しなくても、一部適用ということで、財務会計等の規定のみ適用するというので、運用してまいりたいと考えていたところです。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 分かったような分からないようなことであるのですけれども、うちの町の簡易水道事業とか公共下水道事業の組織とか運営が、全部適用ではなくても一部適用で十分事足りるということの解釈でよろしいのでしょうか。そうではないのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 林議員のただいまの御質問にお答えいたします。

任意適用、一部適用ということで、下水道、簡易水道ということで考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第12号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号について、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第13号上富良野町簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号について、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第14号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長(中澤良隆君) 日程第18 議案第15号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いただきました議案第15号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目として、日の出公園内における写真撮影等に関する改正でございます。

近年、ラベンダー園でウェディングフォト撮影を行う業者や利用者が増加し、その多くは様々なシーン撮影を行うため、複数のカメラを持ち込んでおり、機材の実数の把握は困難であり、また、写真以外にも映像や動画撮影を行う業者等もいることから、利用実態に合わせた料金体系とするため、使用料を改正するものです。

2点目といたしまして、入場料改正及び車中泊に関する改正です。

昨今の電気料金等エネルギー価格の高騰は、一般家庭のみならず、あらゆる施設で管理運営に支障を来しており、とりわけサービス提供施設においては、利用者の利便性や快適性の低下につながる恐れもあることから、施設利用者へ応分の負担を求め、施設全体の快適性等の維持を図るため、全利用者が負担している入場料を改正するものです。

また、現在、車中泊は、専用の区画をオートキャンプ場ゲート内に設けており、利用者はフリーサイトと同額の入場料のみで利用できる実態です。しかし、予約による専用のスペースの確保や車両のそばで過ごせるなど、フリーサイトにはない利点があることから、利用者の差別化を図るために必要な使用料を設定するものです。

それでは、以下、議案の朗読と別表の改正部分についてのみ御説明申し上げます。

議案第15号を御覧ください。

議案第15号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように定める。

(2) 業として写真、映像または動画もしくは映画を撮影すること。

別表2の中の、「業として写真撮影、写真機1台、一月3,300円、1日(一月以上)300円、1日(一月未満)330円」を「業として写真、映像または動画撮影、1件、一月1万円、1日(一月以上)800円、1日(一月未満)1,000円」に。

別表5の中の入場料(中学生以上)「1人1泊800円」を「1人1泊1,000円」に、また、新たに車中泊(サイト)「1サイト1泊1,000円」、「1サイト、デイキャンプ500円」に改め

る。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第15号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第15号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（中澤良隆君） 日程第19 議案第16号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） ただいま上程いただきました議案第16号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例について、その要旨を説明させていただきます。

今年度より職員の定年等に関する条例の改正施行により、職員の定年が一般職員は65歳、医師は70歳に延長されたところでございます。

この改正による定年延長が現院長には適用されず、現在は改正前の勤務延長特例により、同意の下、従事しているところでございます。

令和7年6月の新病院開院も見据え、本町の地域医療サービスの安定した提供の観点から、現院長の勤務延長に関して、現行の3年から8年にする特例

条例を定めるものでございます。

議案第16号を御覧ください。

以下、議案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

議案第16号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年上富良野町条例）第18号。以下、「改正条例」という。）附則第2条第1項に規定する「旧条例勤務延長職員」について、勤務延長の期限に関する特例を定めるものとする。

医師に関する特例。

第2条、改正条例の施行の際、現に改正条例附則第2条第1項本文中の規定より勤務延長されている医師の職にあるものについては、同項ただし書き中「3年を超えることができない」とあるのは、「8年を超えることができない」とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第16号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例についての御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第16号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条に規定する勤務延長に関する経過措置の特例に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

○議長（中澤良隆君） 日程第20 議案第17号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第17号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令案について、令和5年12月1日、閣議決定され、12月6日に公布されたことから、戸籍法の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行日の令和6年3月1日が法律の施行日になることから、所要の改正を行うものです。

主な改正点については、1点目は、戸籍情報連携システムの導入により、本籍地以外でも戸籍謄本等の交付事務が可能になったことから、戸籍法の情報を追加するとともに、磁気ディスクをもって調整された戸籍に記載されている事項の全部もしくは一部を証明した書面を戸籍証明書に変更を行う改正をするものです。

2点目は、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行による改正後の戸籍法第120条の3に係る手数料を徴収する事務及び戸籍電子証明書提供用符号1件につき400円と、除籍電子証明書提供用符号1件につき700円を新たに定めるものです。

3点目は、先ほどの2点目の手数料の新設に伴い、別表中の項を繰り下げの改正を行うものです。

議案第17号を御覧ください。

以下、議案の朗読をし、御説明申し上げます。

議案第17号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例）第2号の一部を次のように改正する。

以下、改正別表につきましては、先ほど説明いたしました事項について、変更、新設追加を行い、65項目を67項目として、必要な項の繰り下げを行うもので、お手元の議案1ページから2ページが改正前、以降5ページまでが改正後となりますので、朗読を省略させていただきますので、御了承願います。

5ページを御覧ください。

附則、この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上で、議案第17号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきましての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第17号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 諮問第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第21 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町では、4名の方々に人権擁護委員を務めていただいているところであります。その人権擁護委員の中で、座間雪子氏が令和6年3月31日をもって任期満了を迎えるところであります。

座間雪子氏におかれまして、これまで2期6年にわたり御活躍をいただいたところであり、今期の任期満了をもちまして退任されますので、後任の人権擁護委員といたしまして推薦いたしたく、御提案申し上げますところであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●●●●。2、氏名、富永浩司。●●●●●●●●●●日生まれ。

以上でございます。

なお、それぞれの経歴等は別にお配りしたものに記載しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

富永浩司氏におかれましては、人格、識見共に優れた方でございますので、御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

暫時休憩いたします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時06分 再開

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第22 発議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第22 発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいま上程いただきました発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例につきまして、趣旨を説明

申し上げます。

1、条例改正の経緯につきましては、令和5年11月10日、上富良野町特別職報酬等審議会から議会議員の報酬月額及び期末手当についての答申がなされ、町長から報告があり、11月21日と12月6日の議会運営委員会、11月27日と12月7日の全員協議会で慎重審議した結果、議会としては、答申どおりに改正する方向を決定したので、本議会に上程するものであります。

2、改正の内容につきましては、報酬につきましては、常任委員長及び議会運営委員長の報酬を月額2,000円引き上げ、月額19万1,000円とするものであります。期末手当につきましては、一般職員と同じ支給月数として、月額報酬に100分の15の役職加算を行うものであります。

また、特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により支給するよう条文を改め、期末手当の支給月数を、改正時につきましては、今後、議会での発議は不要とするよう改正するものであります。

それでは、以下、議案につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定より提出する。

令和5年12月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、小林啓太。

賛成者、上富良野町議会議員、林敬永。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18万9,000円」を「19万1,000円」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

第2項、前項の期末手当の額は、それぞれの基準日、現在（任期満了等により議員の職を離れた者にあつては、任期満了等の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）第2条第4項の規定の適用を受ける職員の例（期末手当基礎額に乘じる割合に係る部分に限る。）により一定の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

割合を乗じて得た額とする。

第1号、6月、100分の100。

第2号、5月以上6月未満、100分の80。

第3号、3月以上5月未満、100分の60。

第4号、3月未満、100分の30。

第4条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、発議案第1号上富良野町議会の議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 何点かお伺いいたします。報酬審議会を経ながら、今回の経緯に至ったということは十分知り得るものであります。

ただ、今後、議員のなり手不足の対策の一環として、議員報酬の見直し等というのも必要だと思いますが、同時に、社会保障制度の見直し等も含めながら、多面的な要素を入れながら見直し等というのが図られるべきなのかと思いますが、お伺いしたいのは、今回の常任委員長のための改定になっているという点で、どうも腑に落ちない点がありますが、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

議員全てが今後どう報酬を見直すのかということも、当然議論の中にあつたかと思っておりますが、ただ、この中ではなかなか見受けられてないというのが残念であります。

また同時に、今回の改定の中で、役職加算というのがあります。議員の非常勤の特別職にある議員が勤務評定されるということであれば、特別職の報酬の中でカウントされているものと私は考えているところであります。その点を考えれば、役職加算というのは、常勤職員でありませし、一般の職員でもありませんので、この点、当然加算されるということは納得できるものではありません。

また同時に、全体の中身を見た場合に、改正案を現状の段階で提案すべきではないと考えますが、この点について、分かる範囲でよろしいですが、答弁を求めておきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 今回の上程に当たりまして、大前提として、報酬審議会の皆様の答申を今回は尊重して、答申を受ける形での上程となっている

ことをお伝えします。

なり手不足の対策等も踏まえ、議員報酬全体の見直しというお話もありました。ここからは個人的な意見になってしまいますが、個人的には、報酬アップが対策につながるのかどうかという部分に関しては、少し懐疑的な部分もございます。ただ、今回の答申内容は、結果的に全体での議員報酬のアップではないが、期末報酬が、役職加算も踏まえて、結果的に上がることで、米澤議員の考えるなり手不足対策の一助にもなるのではないかと個人的には考える部分でございます。

また、委員長のみの改定という点に関してですが、この点、感情的に、私も委員長という立場でありまして、それがまた非常に少数であるという点からは、大変心苦しい立場ではございますが、長期的な視点に立って考えてみた場合、私はずっと委員長を続けるわけでもございませし、また、それによって議会自体の活性化が図られることを私も切に願っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 上程の理由につきまして、また、今、同僚議員から質疑があつたものに対しての答弁の中にもありましたように、特別職報酬等審議会の答申を尊重するといったところで、大前提といたしましては、諮問されたものに対して、せつかく報酬等審議会が複数の会議を開いていただきまして、答申書をつくっていただいたものを尊重するということが納得するところであるのですが、1点、お聞きしたいのが、今、まさしく同僚議員もおっしゃっていただいたのですけれども、期末・勤勉手当については、先ほど議案第10号で、特別職の報酬についても満場で可決されたところで、私はこの部分については、今までも若干職員とはずれがあつたことから、ここは平準化することが望ましいということで大変納得するところではありますが、一部の委員長職というところの報酬のみが上がつたというのは、我々14人の議員、選挙で、この額、この定数で、町民の審判を受けたわけでありませし、できることならば次の改選期に向けた中での審議が行われることが望ましいのかと個人的には思うわけでございます。

それで、お聞きしたいのが、上程の中にも、2度の全員協議会の中で慎重審議が図られたということがありますが、この間の議員の中の御意見というのはどういったものがあつたのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいま御質問いただき

ました、この間の全員協議会での協議内容に関してですが、まず、11月27日に行われた全員協議会におきましては、それぞれの議員が意見を言う中で、おおむね期末手当に関しては、上がることに關してほぼ異存はない状況でございましたが、今、金子議員もおっしゃられたように、委員長のみ報酬が上がるということに関しては、まだ疑義が残るとい方がいらっしやいました。

そこで、私、もしまだこのように疑義が残る状況であれば、町民の方に対しての見え方も考えたところで、結果、今回の改定が決まれば、年間の予算でいえば約300万円ほどが結果的には、期末手当を変えるだけで変わり、委員長報酬に関しましては、およそ7万2,000円という差があります。

目的と効果を考えた上でも、結果的に、もし委員長報酬のみが課題になって、今回の改定を見送るのであれば、全体的に見直すべきであって、もう少し意見を集約してから、再度上程するのがいいのではないかという意見もお伝えさせていただきましたが、全体的な総意としては、今回の上程に当たっては、答申どおりに上程するのか、もしくは委員長報酬のみを変更して上程するのかという二択で採決がとられ、7対5で答申どおりするのがいいだろうという結論が議会で出て、その上で、その後の審議も経て、私が今回発議をさせていただいた経緯でございます。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議案第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第23 発議案第2号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 発議案第2号議員派遣について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議案第2号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、上富良野町会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、米澤義英。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。同じく、上富良野町議会議員、荒生博一。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応活動及び訓練活動。

（1）目的、上富良野町において火山噴火、地震、大雨その他の事象による災害発生時及び訓練活動に、上富良野町災害対策本部との連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するため。

（2）派遣場所、上富良野町内。

（3）期間、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間、上富良野町議会災害対策支援本部の設置から解散まで及び訓練活動。

（4）派遣議員、全議員14名。

2、議会懇談会。

（1）目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について、町民や団体と直接意見を意見交換するため。

（2）派遣場所、上富良野町内。

（3）期間、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間で、議長が別に定める。

（4）派遣議員、全議員14名。

3、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（1）目的、議会議員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所、富良野市。

（3）期間、令和5年12月21日、1日間。

（4）派遣議員、全議員14名。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。
これから、発議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。
よって、発議案第2号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第3号

日程第25 発議案第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第24 発議案第3号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見について、日程第25 発議案第4号高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見について、一括して提出者から趣旨説明を求めます。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） まずは、ただいま上程いただきました発議案第3号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和5年11月20日に、日本共産党上富良野支部から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である総務産建常任委員会に付託され、12月5日の委員会で慎重審議し、採択すべきものと判断し、議会運営委員会、全員協議会の審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案につきましては、本文を朗読し、説明いたします。

発議案第3号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、小林啓太。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書。

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指している。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中で最低となっている。穀物自給率28%は世界185か国の中で129位である。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法

制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされたが、目標を達成したことは一度もない。

現行基本法は、「基本計画」で、食料自給率目標を設定したものの、閣議決定にしたために法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきている。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げし、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。

今、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安全供給に重大な危機をもたらすことになりかねない。

よって、「新基本法」では、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

引き続き、発議案第4号高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和5年11月22日に、上富良野町農民連盟から当該意見書を採択と提出の要望書を受理し、発議案第3号と同様の審議を経て、意見書を提出することを決定いたしました。

それでは、以下、発議案につきましては、本文を朗読し、説明とさせていただきます。

発議案第4号高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、小林啓太。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見書。

近年、世界的な人口増加と食料輸出国での情勢悪化等に伴い、各国では農作物の輸出規制や買いだめといった食料安全保障の強化に向けた動きが加速している。

また、世界では気象変動に伴う大雨・洪水、干ばつといった自然災害が頻発し、食料生産にも影響を及ぼしていることから、世界の食料需給は一層逼迫傾向となっている。

こうした中で、本年、日本は観測史上最も暑いとされる記録的な猛暑に見舞われ、農業においては高温による農作物の生育障害が発生するなど、収量・品質低下を招いている。

北海道においても多くの作物で高温障害が発生し、上川管内においては、米を初め、大豆やてん菜、野菜（馬鈴薯、タマネギ、ブロッコリー、スイートコーン、カボチャ）などの収量・品質が低下している。また、生乳については、乳牛の夏バテの影響で生産量が減少すると見通されている。

現在、北海道の生産者は、昨年からのコスト高に加え、コロナ禍以降の農作物の不安定な需給環境等により危機的状況に置かれ、こうした中で、さらなる収入減少は大きな不安材料となっている。

よって、高温障害による農作物被害など、さらなる負担増加により、農業者の営農継続が危ぶまれている状況を踏まえ、下記内容を要望する。

記。

一つ、物価高騰で生産コストが高止まりしている中、今夏の猛暑の影響で米や畑作物、野菜など多くの作物で高温障害が生じ、農業者の収入が減少していることから、次年度以降も営農継続が図られるよう、利子補給などによる無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなどの金融対策を講じること。

一つ、食料安全保障の観点から、地球温暖化や気象変動に順応できる品種（高温耐性等）の開発並びに自然災害による農作物被害の防止に向け努力している農業者への支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

以上、慎重審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、発議案第3号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見については、原案のとおり可決されました。

続いて、発議案第4号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第4号高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議案第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第26 発議案第5号学校給食費の無償化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番 荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第5号学校給食費の無償化を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和5年11月21日に、日本共産党上富良野支部から当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である厚生文教常任委員会に付託され、12月4日の委員会で慎重審議をいたしまして、採択すべきものとして、議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案を朗読し、説明といたします。

発議案第5号学校給食費の無償化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月13日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。

裏面を御覧ください。

学校給食費の無償化を求める意見書。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしている。

全国では、令和3年5月1日現在で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において学校給食を実施しており、このような実施率の高さは、国民の学校給食の重要性の認識と強い期待感の現れでもある。

こうした中、政府が公表した子ども・子育ての政策の強化について（試案）において、学校給食費の無償化に向けて給食実施率も保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示された。

義務教育は、日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書について、義務教育書学校の教科用図書の無償措置に関する法律等により無償化されている。

よって、学校給食費についても、義務教育段階においては、教科書と同様に無償化することが望ましく、子どもの学び成長する権利を保障することは社会全体の責任でもある。

昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、家庭の経済状況にかかわらず全ての子どもたちに食の安全・安心や栄養バランスの取れた良質な学校給食を提供することは、心身の健やかな成長に欠かせないものであり、国が進める子育て支援や子どもの貧困対策にも大きく寄与するものである。

地方自治体の財政状況は厳しく、本町においても学校給食費の無償化を全ての学校で実現するためには国の支援が必要である。

よって、政府においては、学校給食費の無償化を早期に実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書提出する。

令和5年12月14日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第5号学校給食費の無償化を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 閉会中の継続調査申出について

○議長（中澤良隆君） 日程第27 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町 長 挨拶

○議長（中澤良隆君） ここで先例の規定により、第4回定例会に当たりまして、町長から皆様方に御挨拶の申出がありますので、御挨拶をいただきたいと思います。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 2日間にわたる御審議、誠にありがとうございます。

令和5年は、もう12月ということで、年の瀬を迎えて、最後の定例会となりました。この1年も皆様のおかげで無事過ごせたかな、特に5月のコロナの行動規制が解除された後は、通常に戻る過程といえますか、まだ途上であるかと思いますが、そういう動きが町の中で見られて、そういう1年だったか

など。

一方で、高温、そして雨の影響もあって、自然災害が、極端に大きいものではございませんでしたが、温暖化の影響がかなり北海道でも見られたかな。高温でクーラーの問題が、新年度を待たず補正予算で対応しなければ間に合わないというような状態になるとは、今年の早い段階では全く想像していなかったわけですが、皆さんの御理解、慎重審議の末、町政を進められたこと、12月の4回定例会の最後になりますが、改めて皆様にお礼を申し上げまして、私の御挨拶に代えさせていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

◎議 長 挨 拶

○議長（中澤良隆君） 私のほうからも、年末の第4回定例会に当たりまして、一言皆様にお礼の御挨拶を申し上げたいと思えます。

今、今年の流れにつきましては、町長のほうからいろいろと御挨拶がございました。

私たち議会は、今年1年を振り返りますと、8月に選挙があり、新しい仲間を5名迎え、そして、現体制となって、9月定例会、12月定例会、2回を過ぎてまいりました。約4か月経過するわけですが、何とか無事ここまで来れたのかなという実感をいたしているところでもあります。これもひとえに議員の皆様と、それから町理事者、職員の方々の御協力や御支援があって、何とかここまで乗り越えることができたのかなと、そんなことで、非常に感謝をしているところでもあります。

新しい年は、辰年になります。辰年というのは、いろいろな意味で元気が出るような年だと聞いてもおります。今年以上の年になりますように、皆さんとともに頑張っていきたいと思えますし、また、信頼される議会になるよう皆さんの御協力をお願い申し上げます。年末の御挨拶にさせていただきますと思えます。

結びになりますが、インフルエンザ等がはやっておりますので、ぜひ体を御自愛いただいて、新しい年を何とか迎えたいと、皆さんで元気に迎えたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上をもって、私からの年末の挨拶に代えさせていただきます。本当に1年間御苦労さまでした。

◎閉 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月14日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 島 田 政 志

署名議員 井 村 悦 丈